

---

---

平成29年第5回大和町議会定例会会議録

---

---

平成29年9月5日（火曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	櫻 井 和 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	三 浦 伸 博 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	千 葉 正 義 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君

事務局出席者

議会事務局長	後 藤 良 春	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
参事兼次長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前9時30分 開会

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻の9時30分となりましたので、ただいまから平成29年第5回大和町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君を指名します。

---

#### 日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月15日までの11日間に決定しました。

---

#### 日程第3「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

第5回の町議会開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成29年第5回大和町議会定例会が開会され、平成28年度各種会計決算を初め、提出議案をご審議いただくに当たり、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、東北地方が8月2日に梅雨明けしたと見られると仙台管区气象台から発表されておりましたが、気象庁が天候経過を総合的に検討し、9月1日に梅雨入りと梅雨明けの確定を発表したところによりますと、東北の南部と北部では梅雨明けが特定されませんでした。

東北太平洋側では、曇天の日が続き、仙台の観測地点では7月22日から8月26日までの36日連続で降雨が観測され、6月から9月では昭和9年の記録を抜いて、83年ぶりに観測史上一位の記録を塗りかえたということでもあります。日照時間の少ない状態が続いたことから、8月10日には仙台管区气象台から日照不足と低温に関する宮城県気象情報第一号が発表されましたが、仙台の8月の月間日照時間は、平年の40%にとどまる57.1時間で、昭和16年の記録を下回り最小記録を更新しております。

水稻につきましては、穂ぞろい期が平年と同じ8月11日となっておりますが、日照不足と低温によりいもち病の発生が懸念されることから、黒川農作物病害虫防除推進協議会では、適切な防除を農家に呼びかけております。

このような状況の中、8月30日に東北農政局から本年産水稻の8月15日現在の作柄概況について、宮城県の全域でやや良、作況指数105から102との発表がありました。7月中旬までは、気象が好天で経過したものの、8月に入ってから日照不足や低温の影響から、登熟はやや不良と見込まれるとのことでもあります。作柄は、その後の気象が平年並みに推移するものとしての予測でありますことから、今後は天候が回復して順調な収穫の秋を迎えられるよう願っているところでございます。

次に、8月6日に開催いたしました第23回まほろば夏まつりは、長雨のさなかの開催でありましたが、未明からの雨は朝方までには上がり、幸いにもまほろば夢花火が終了するまで天候にも恵まれ、多くの皆様にお楽しみいただくことができました。ボランティア活動を初め、各般にわたりご支援、ご協力をいただきました町議会議員の皆様を初めとしました関係各位に感謝を申し上げます。

また、北朝鮮が8月29日早朝に弾道ミサイルを発射し、日本上空を通過後、北海道の襟裳岬沖当方の太平洋上に落下しました。国は、発射直後に全国瞬時広報システム、Jアラートから、北海道東北地方などの住民に避難を呼びかけました。

本町の防災行政無線もJアラートに連動して自動起動し、子局等を通じて情報が放送されたところです。総務課危機対策室の職員が即時出勤して情報収集や、問い合わせの対応に当たりました。同日臨時庁議を開き、各課の対応状況を情報共有するとともに、Jアラートの情報が発信された場合の初動態勢が確立されておりましたので、災害時職員行動マニュアルの地震災害、風水害等の配備基準に準じて、対応方法を周知したところでございます。なお、Jアラートによる情報が発信された場合の行動についてのチラシを作成し、9月号の広報紙にあわせて全戸に配布いたしておりますので、そのような場合にはあわず、落ち着いた行動をとられることをお願いするものでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第12号までの平成28年度各種会計決算であります。平成28年度は前年度に人口が2万8,000人を突破し、国勢調査の人口増加率が全国第3位となり、若手世代の増加など、住民構成が大きく変化し、多様な住民構成となったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて改定を行いました大和町第四次総合計画及び大和町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本としたまちづくりを目指した予算計上・運営を行いました。

平成28年度の国の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている中、年度前半には海外経済で弱さが見られたほか、国内経済についても個人消費及び民間設備投資は所得収益の伸びと比べ、力強さを欠いた状態となっていることから、デフレを完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、政府は8月に未来への投資を実現する経済対策を取りまとめました。年度後半からは海外の経済情勢の安定化や経済対策等の効果もあって、輸出や生産は持ち直し、雇用所得環境にも改善が見られたところです。

本町の平成28年度予算の編成に当たっては、地方財政計画内容を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせながら、さらには大和町の現状を踏まえて、平成28年度から平成30年度までの中期財政見通しとして、町税、地方交付税を基幹とした歳入と性質別の歳出の見通しを作成した上で、骨格となるべき主要事業は全て1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行って、真に町民ニーズに応えた当初予算の編成

とし、その執行を行ったところでございます。

平成28年度大和町の財政は、前年度に及ばなかったものの50億円に近い収納額となった町税収入と地方交付税を基本として、第四次総合計画に基づいた「みやぎの元気を創造するまちづくり」、「美しい自然を大切にする環境のまちづくり」、「安心した生活が送れる福祉のまちづくり」、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」、さらには「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」を基本理念に事務事業の執行に努めてまいったところであります。

水道事業会計を除く各種会計の最終予算は、当初予算166億3,447万円に対し、6億2,152万円の追加補正、並びに平成27年度からの繰越額5億4,106万円を加え、平成29年度へ繰り越しを行いました4億2,720万円を減じた173億6,985万円が決算対象額となるものであります。実質の収入済み及び支出済み比率は、収入が100.9%、支出が95.5%であります。

一般会計の歳入決算額は、119億9,485万円、対前年度比は105.6%であります。対する歳出総額は113億1,244万円、対前年比108.7%となり、差し引き額は6億8,241万円となりました。さらに、繰越事業への繰越財源は1億5,147万円であり、実質収支額は5億3,094万円、対前年比は65.9%となり、うち2億7,000万円を財政調整基金へ繰り入れすることとしております。

歳入について見ますと、歳入の中核であります町税収入は、人口の増加による個人町民税の増加がありましたものの、法人町民税の減少などにより、全体では49億7,294万円、対前年度比99.3%と50億円を超え、過去最高の収納額になりました前年度をわずかに下回りました。

また、地方交付税は、普通交付税が7億2,937万円、対前年度比55.8%、特別交付税が1億7,817万円、対前年度比74.7%、震災復興特別交付税7億7,499万円、対前年度比152.8%で、合計16億8,253万円となり、前年度に比較して3億7,029万円の減額となっております。

国庫支出金につきましては、決算額16億9,455万円で前年度を上回りましたが、これは防災行政無線放送施設整備事業、都市再生整備計画事業の大和町南部コミュニティセンター建設事業及び耐震性貯水槽設置事業、臨時福祉給付事業等が実施されたことによるものとなっております。

県支出金につきましては、決算額6億5,123万円で前年度より減少いたしましたが、こちらにつきましては、前年度で再生可能エネルギー導入事業等が完了したことによるものであります。



繰入金につきましては、決算額8億1,554万円で前年度を大きく上回りましたが、まちづくり基金等、学校校舎建設基金等からの繰入額の増加によるものであります。

町債は2億8,260万円のうち臨時財政対策債が2億4,300万円となっております。

この結果、歳入総額は前年度に比べ、6億3,763万円の増額となったところであります。

歳出について見ますと、前年度に人口が2万8,000人を超え、地域発展に向けた取り組みが徐々に身を結ぶ中、若手世代の増加など住民構成が大きく変化し、多様な住民構成になったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて、子育て支援等、今後のまちづくりの指針となる改訂版の第四次総合計画に基づく事業を主眼に事業展開を実施してまいりました。

具体の事業につきましては、企業立地奨励事業、臨時福祉給付事業、あんしん子育て医療費助成事業、私立保育園運営事業、シルバー人材センター支援事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、児童手当支給事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、確かな学びプロジェクト事業、サマースクールやウインタースクールの実施、そして学習支援員、図書支援員、外国語指導助手の配置事業により教育環境の充実を図ったところであります。

投資的事業関係では、都市再生整備計画事業の大和町南部コミュニティセンター建設事業及び耐震性貯水槽設置事業、継続事業の大角地区のため池整備事業を実施し、学校施設の整備事業として宮床中学校校舎の大規模改修事業及び校庭拡張事業に着手をいたしたところです。

また、防衛省関係事業では、民生安定事業として防災行政無線施設及び移動系無線施設の整備事業を実施したほか、交付金事業として町道桧木上舞野線の改良舗装工事、町道高田線、流通平1号線等の舗装改良工事、町道若柳大平線等の実施設計業務などを実施いたしました。

災害復旧事業としましては、関東・東北豪雨災害により被災し、繰越事業となりました道路、河川、公園、農林業施設及び教育施設の災害復旧事業を実施いたしました。

次に、普通会計の性質別経費について見ますと、人件費につきましては、12億7,794万円、対前年度比97.9%の決算額となっております。

扶助費は18億2,188万円、対前年度比112.3%で、障害福祉サービス費、あんしん子育て医療費助成事業費の増加のほか、臨時福祉給付金の給付事業があったことによるものであります。

公債費につきましては6億4,744万円、対前年度比87.8%となっており、これは企

業債の償還終了や新規借り入れの抑制によるものでありますが、今後も低減が続くよう努力してまいります。

これら3経費合計の義務的経費につきましては、37億4,726万円、対前年度比102.2%で、人件費と公債費は減少しましたが、扶助費が増加したことにより8,211万円の増加となり、歳出全体に占める割合は33.1%となっております。

次に、投資的経費であります。21億7,437万円、対前年度比202.3%と倍増いたしました。これは南部コミュニティセンター、宮床中学校の大規模改修及び校庭拡張事業などの建設事業の実施が重なったことによるものでございます。

その他の経費につきましては、物件費につきましては、18億8,218万円、対前年度比107.7%と増加しておりますが、これにつきましては、吉岡児童館及び児童支援センター運營業務、スクールバス運營業務など委託料の増加によるものであります。

維持補修費につきましては、1億6,528万円、対前年度比75.2%と減少し、補助費等につきましては、19億5,347万円、対前年度比96.7%となりました。

積立金につきましては、1億3,619万円、対前年度比34.5%と大きく減少いたしました。特定の基金への積立が減少したことによるものでございます。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要であります。その他国民健康保険事業勘定特別会計を初め、各種会計も全て黒字決算の状況となっております。それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると判断しております。

続きまして、条例案件等についてご説明申し上げます。

初めに、議案第54号であります。東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税法の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもの。

議案第55号は、介護保険法の一部改正に伴い、被保険者等に関する調査対象者を拡大するため、大和町介護保険条例の一部を改正するもの。

議案第56号につきましては、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、根拠としている省令の条項について大和町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

議案第57号につきましては、平成30年4月から環境管理センターの新施設が稼働することにより、処理原価があがることから、大和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第58号から議案第65号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額 2 億2,479万円を追加し、歳入歳出の総額を101億7,362万6,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は年金機構との情報連携及びマイナンバーカードの記載充実等に要する社会保障・税番号制度システム整備事業費1,854万円、子育て支援住宅整備事業の公有財産購入費1,546万5,000円を計上いたし、徴税費には法人町民税等の還付金及び還付加算金を追加いたしております。

民生費は、平成28年度の事業費確定に伴う精算によります償還金、宮床児童館整備実施計画業務委託料1,261万5,000円を計上し、衛生費は8,000ベクレル以下の放射性汚染廃棄物の試験焼却により押し出される一般廃棄物の運搬処理費用を計上いたしております。

農林水産業費には、農林業系の放射性汚染廃棄物処理事業に要する費用202万2,000円、森林情報管理システム導入費用127万8,000円を計上し、商工費は店舗取得、改修推進事業補助金355万円を追加しております。

土木費は、除雪経費を9,993万2,000円、町道維持管理費1,825万6,000円、地区計画資料作成に要する費用250万6,000円、都市再生整備計画事業のもみじヶ丘歩道橋補修設計及び杜の丘2号公園工事費用として4,028万8,000円を計上いたしております。

消防費は、ドクターヘリランデブーポイントへの案内看板設置に要する費用290万6,000円を計上し、教育費には吉岡小学校の電話設備改修に要する費用170万5,000円を計上いたしております。

災害復旧費は、平成27年の台風18号により被害のあった農林施設の復旧工事費用270万円を計上いたしております。

これら以外に4月の人事異動によります人件費の調整として、人件費計上費目の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、繰越金1億984万1,000円、町税8,250万6,000円、国庫支出金2,889万6,000円、県支出金354万7,000円をもって措置するものであります。

また、国民健康保険事業勘定特別会計は、人件費の調整のほか高額療養費給付費、前期高齢者納付金等を追加し、介護保険事業勘定特別会計は、人件費の調整のほか、保険給付費と地域支援事業との組みかえ、国庫支出金等の償還金を追加し、後期高齢者医療特別会計においては、人件費調整を行っており、下水道事業特別会計は人件費の調整のほか、污水管修繕に要する費用を追加措置いたしております。農業集落排水

事業特別会計、及び個別合併処理浄化槽特別会計におきましては、人件費を調整し、水道事業会計は人件費調整のほか、コンビニ収納に対応する費用を計上いたしております。

次に、議案第66号につきましては、町民バス車両の物品売買契約に当たり、議会の議決をお願いするもの。

議案第67号につきましては、平成29年7月15日に発生いたしました交通事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解するものでございます。

報告第1号につきましては、平成28年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うものであります。

なお、今会期中に人事案件等を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

以上が、今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

### 日程第3 「一般質問」

議長（馬場久雄君）

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問開始いたします。

1件目、職員研修について

町では、東北自治会館主催の階層別研修、職場内研修（OJT）総合案内を柱とした職員研修を実施している。しかし、能力的、精神的に期待値に及ばない職員が見受けられる。

職員の対応の悪さによる来庁者の苦情をなくし、町民の方々の福祉の向上を実現するために、以下に提案を示す。町長の考えを伺います。

1、新人職員研修を2～3カ月実施し、地方公務員としての自覚、広範囲の知識を

習得させ、習得に応じた配属でより効果的な組織を実現できると考えるが。

2、新人職員研修を初め、研修の講師を主任以上職員が担当することで、知識の確認、人に伝える訓練ができると考えるが。

3、階層別に推奨図書を選定し、習得を義務づける。費用は町が補助する。能力不足、意識改善を必要とする職員が散見される。これを実現することにより、地方公務員、役職としての役割を果たすことができると考えるが。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、職員研修に関するご質問でございました。

初めに、町では職員の士気向上と能力開発などを目的に、毎年度の計画に基づきまして計画を行っているところです。職場内研修のほか、職責に基づいた階層別研修を基本とし、担当する職務に関する専門実務研修やOA研修等に派遣をしております。このほか、長期研修といたしましては、東北6県中堅職員研修、これは61日間でございますが、この研修、また東北6県主任級職務研修、これは26日間でございますが、これにも継続して派遣しているところでございます。今年度も間もなく半分が過ぎようとしておりますが、計画どおり、その計画にのっとり実施しているところでございます。

さて、1要旨目ですが、新規採用職員に係る研修につきましては、まず辞令交付前の事前説明会がありまして、この研修におきましては、町の概要や職場での一日の過ごし方、各種手続のほかに、地方公務員の要点をもととして公務員としての心構えを説明する時間を設けております。

採用後の4月には、新社会人としての挨拶、電話対応等の基本を身につける、新入社員研修会、これは民間の銀行で主催されているものでございますが、この研修会、5月には自己啓発、体力強化、積極性を身につけるための自衛隊隊内生活体験研修、9月から1月にかけては、市町村職員研修所で行われます新規採用職員研修への派遣を行いまして、さらに職場内研究といたしまして、若手職員研修を年間10回計画しているところでございます。

議員ご提案の2年3カ月にわたります研修につきましては、知識習得の面では有効

かと思われませんが、研修の受け入れ先や既存の研修計画との調整、また人員配置などの面からも実現に当たっては課題が大変多いものと考えております。

新規採用職員対象の研修はさらに改善に努めなければならないと考えておりまして、今後の参考とさせていただきます。

次に、研修講師を主任以上職員が担当することのご提案でございます。平成27年度より実施しております採用後おおむね5年未満の職員を対象とした若手職員研修、この講師を昨年度から各係長が務めております。議員の質問にございますとおり、知識の確認と人に伝える技術の向上を目的としているものでございます。今年度は既に3回行いましたが、今後も目的を達成できるよう取り組んでまいります。

3要旨目でございますが、階層別に推奨図書とのご提案でございます。研修所で実施されます研修には、講師の指示で事前課題として指定の本を読むことが指示されることがございます。さまざまな専門的図書や、自己啓発図書が出版されており、それらを研修の一環として職員に読書を義務づけることは、その効果も期待できるものと考えております。特に、読書離れの多いとされる若い世代の職員には有効であると思っております。

職員育成は町の責務であり、今現在は職場内研修や階層別研修によって行っているところではありますが、自己研鑽になる図書購入費用につきましては、職員個人の負担であることが原則であります。各課の参考図書としましては、町の予算で購入するとなっておりますが、推奨図書については図書の選定の方法などの課題もあると、このように思っております。以上です。

議長（馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8番（千坂裕春君）

ただいま町長から答弁ありましたものに対して、再質問をさせていただきます。

まずは、この質問させていただくにあたって、町民の方から多くの職員に対する意見、要望というものを聞いた中での質問とご理解いただければと思います。まずは、この職員研修に関しては、以前にも町長と何度かお話しさせていただいたところがございますが、やはり疑問に思っているところは、新入職員するときには役場全体の業務、基本的なものを学んだ上で、公務員としての自覚を持ち、職場になれたところで本業務といったらおかしいんですけれども、そういったものにつくことによってより多く

の職員とも触れ合うことができるし、知識も習得できるということで、機能的に組織が動くんじゃないかというところで新入社員の研修を2～3カ月にしたらいいんじゃないかという提案でございます。

もちろん多くの研修をされていることは周知されておりますが、私が書いたこの東北自治会館主催の研修を初めとしたものは、主な柱としてやっていることとは存じております。その中で、町長も理想とする職員という像をお持ちです、一般質問でその点は議論させていただいた経緯がありますので。そういった考えがあるならば独自で研修を設けて、より理想に近づける研修をされたらどうかということが含まれたものです。そういったものを踏まえて、再度町長の新人職員の2～3カ月の研修というのは可能かどうかをお聞かせいただきたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員の研修というのは大切だということは、前から申し上げておるところでございます。そういった中で全体を把握してやるということ、そういった理想というのはあるろうかと思えます。ただ、職員につきましては入ってもらったときから働いてもらっていますから当然の話ですけれども、なかなか2カ月、3カ月にわたって完全に隔離といいますか、そこにだけ特化した形でやるということは、全体の業務の中でどう考えても難しい部分があるのではないかと考えております。

さらには、2カ月、3カ月、さっきも申しましたところですが、そういった研修をどういった形でやるか、これはいろいろ勉強しながらということであるかもしれませんが、町だけでできるものではないでしょうし、いろんなところに委託ということも考えていかなければいけないという場合に、さっきも申し上げましたけれども、まだ難しい部分があると思っております。

議員のお話のとおり、全体をわかってやるということ、これは非常に大切なことだと思っております。どの会社でもそういったことをやりたいと思っておりますが、なかなか公務員の場合、また幅も広いわけでございますので、全体を把握する点についてもだから必要だという言い方もあると思っておりますが、一朝一夕にできるものではない。仕事をしながら覚えてもらうという部分も出てくると思っております。

さっきも言いました新人の研修は非常に大切だと思っております、なかなか民間

のようにできない部分があって、残念といいますか、そういった思いは私個人でもあ  
るんですけども、現実的な問題としての中でそれもありますので、さっきも申しま  
したけれども、新人研修等については研修についての改善が必要だというのを我々も  
認識しておりますので、今後いろいろ研究させてもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり一つの制度を変えて、新しい制度をつくるのには相当なエネルギーも必要だ  
ということで理解をさせていただいておりますが、そこで問題になっているのは、外  
部に委託した研修、それで帰ってきたときにその職場の課長、または同僚たちが上  
手にフィードバックできていないとも感じるものですから、そういったものを本当に  
現場、職場でやることによって、この子はこの研修をどの程度理解したという認識も  
出てくる中で、有効じゃないかと思っておりますが、先ほども言いましたように制度  
を1つ変えていくのには相当なエネルギーがあるということで、町長のほうも理解し  
ているとは、この文面で課題が多く、今後いろんなものをつぶしていかなくちゃいけ  
ないというものは理解させていただきましたので、2要旨目に入りたいと思います。

この2要旨目、もう既にやっているよということですが、講師を係長以上のものに  
した、私も主任以上、申しわけないですけども、確たる根拠はないんですけども、  
主任以上ですとある程度の人数の職員がそういったものに携われるんじゃないかとい  
う認識のもので、主任以上にさせていただいたんですけども、多くの職員がこの職  
員研修に携わり、自分の知識、または人前で話すことの難しさを学んでいただくとい  
うことが必要じゃないかなということのための一般質問ですが、もう少し担当の職員  
数をふやして、講師として使ってみたらいかがかなと思うんですけども、町長再答  
をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

講師を多くの人によって経験を積ませるという意味だというふうに思っています。



講師としてやる場合にはそういったこともあろうかと思いますが、一方で研修ですので、受ける側についてもどういう研修をやるかということが必要だと思います。うちのほうでは今回係長ということにしていますのは、係長制でございますので、課の中に係があって、係長が何人かいます。そこの係のトップでございますので、その係長から説明をすることによって、その係の全体の説明がなされますし、聞くほうもこの係だというものがわかりやすいといえますか、そういったことがあると思っております。また、係長も係が結構ございますので、係長、今例えば1カ月に一遍やるにしても、1人ではなくて2人、ないし3人という係がありますので、1課について。そういった形でやらせても、これでも十数課あるわけですので、係長も合わせると結構なあれになります。

そういうこともありますので、今係長研修もやっていることもありますので、成果を出すという部分について、係長をやっているところです。多くの方にそういった経験をといった考え方もよくわかりますが、さっき申しあげました講師を受ける側の受けるスタンスといえますか、そういったこと、あるいは係長についても結構な人数がいるということでございますので、係長の中で今の研修は進めてまいりたいと思えます。ほかのいろんな機会があれば、そういったところでしゃべってやるということもそれはありだというふうに思っておりますが、若手研修については係長でやっていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

まだこの制度としては始まったばかりなので、この後の経緯を見させていただくということで理解させていただきます。

3要旨目ですけれども、推奨図書、これがちょっと議論したいところなんですけれども、先ほども申し上げたとおり、町長、理想の職員像というのはお持ちです。そういった中で研修所に入所される職員が課題の本を読むんじゃなくて、日常茶飯事でこういった職員になってもらいたいという町長の希望のもとに、図書を選定していただいて、それで費用はなぜ補助を最初してほしいというふうに考えたかという、ある程度町長の考えで義務化すれば、ある程度の補助は必要と、それが定着すれば各職員が自主的にそういった本を読んでいくという制度の始まりだから、どうしてもこうい

った補助も必要じゃないかということで理解していただきたいんですけども、それを踏まえてこの制度を始めるかどうかの町長の考えを再度聞かせていただきたいんですけども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

職員にどうあってほしいという考え方というのはいろいろあると思いますが、基本的に職員、社会人になった場合に自分で給料をもらって生活をするようになるわけですので、自己啓発といいますか、それについては自分で進んでやるというのが基本だと思っております。そういった中で、役場、職場としてできることについては平等にやっている研修、研修所に行ったり、あるいは個人でやる場合には自分でやりたいものを選んでもらう、自己研鑽のそういったものについてもエクセルとかその辺とか、あると思っていまして、平等に機会を与えるという部分でそういった形になっていると思います。

そういった中で強制といいますか、こういったものを読めということについて、それも1つの方法なのかもしれませんが、私の理想と、個人的なものですが、それが皆さんそのとおりにかわりませんか、どういった本を選ぶというのについては、例えば私が選ぶにしたって、これがいいぞと言って強制的にとというのがよろしいかどうかについても考えるところがあるのではないかと、そういったこともございます。

自己研鑽については、自分でやる、自分でやりたい、読みたい、興味がある、そういったものやってもらうというのがいいのではないかなと思っております。こちらから強制というものについては、学校とかそういうところであれば、こういった教科書があつてということもあるかもしれませんが、大人になった社会人でもありますので、その辺については自分で選んでやるということが必要なのではないかと。

私、今強制ではないのですが、いろんな新聞とか月刊誌とかあるんですけども、その記事に連載ものがあります。そういったものを朝礼とかで紹介をして、それをインターネットで見られるようにやってもらって、そういうことで提案なんかはしているんですけど、どの程度読んでいるかわかりませんが、こういうのがあって面白いと思うから読んでみなさいみたいな話はしますけれども、強制というか、そこま

でについては、本の選択からその辺についてもなかなか難しい部分があるのではないかなと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町長が今答弁あった中で、強制ということを言われております。もちろん自主性でやったもののほうが習得度は高いかと思えます、私も。ただし、町長はリーダーとして自分の考えで職員をこういうふうに育てたいという人材育成の義務もあるのであれば、私はこういう考えだというもので1冊、2冊の選定じゃなくて、各階層ごとのある程度大きい枠で図書を選定されることなんです。それが町長として人材をこういうふうに育てていく使命というか、立場じゃないかなということ自分の考えはこうだ、こういう職員になってほしいというのは、それは町長の考えでやられてしかるべきかと思えますが、再度答弁をお願いします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

こういった本がある、こういった本がためになると思うということは、もちろんいいと思えます。さっきも言いましたけれども、朝礼とかのときにこういう本から、こういうことが書いてありましたとかと話はさせてもらっております。それを読めとまでは申し上げておりませんけれども、そういった意味でのためになる、私を感じたことを伝えるのは機会があれば伝えておりますし、これからも伝えていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

今の町長の再答弁で、そういったものを伝えていくということで理解させていただ

きましたので、2件目の一般質問をさせていただきます。

#### 高齢者の健康増進について

町では健康プラン21で「明るく元気に生きたいわ」を宣言し、多数の事業に取り組み、町民の方々の健康増進に努めている。しかし、健康増進に関する情報も多数存在し、また各個人が健康に対する意識を高め、総合的継続的に対応することで実現できるものとする。

そこで、比較的負担が少なく、効果が期待できる手法で脳の活性化、内科的病気の解消、丈夫な足腰の維持に寄与する取り組みを以下に紹介する。町長の考えをお伺いします。

1、塗り絵が認知症の抑制効果に役立つと報告されている。町の広報紙に塗り絵コーナーを毎月設け、町民の方々に周知しては。

2、病は口から入る、口の中を清潔に保つこと、口の中を乾燥させないこと、鼻呼吸を意識すること、口の周りの筋力づくりをすることの4つが重要である。口のケアをするだけで、病気リスクが少なくなる。周知されていますか。これは著書お口のケアを参照させていただくところです。

3、ロコモティブシンドローム防止の体操を早急に普及すべきである。この3点を繰り返し町広報、いきいきサロンで紹介すべきであると考えます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、高齢者の健康増進のご質問でございますけれども、町では平成16年度に「明るく元気に生きたいわ」健康たいわ21プランを策定いたしまして、若いうちから健康づくりに取り組んで、健康寿命の延伸と生活の質の向上を基本目標に掲げ、メタボリックシンドロームの予防と、重点項目を定めまして、町民の健康増進に努めているところでございます。

まず、1点目の塗り絵の認知症抑制効果についてでございます。塗り絵は好きな色を選んだり、効果的な色彩を生活に取り入れることにより、心や体を元気にするというカラーセラピー効果によって、癒やしが得られると近年大人の塗り絵が流行のようであります。また、色を選ぶ、指を使う、枠からはみ出さないように塗るという行動が脳への刺激やリハビリの効果もあると言われております。子供のころに経験した

ことのある塗り絵は、集中して色を塗っていると、童心に返って楽しめるという効果や、達成感も得られる。また、褒められることによりさらなる喜びにつながることから、1人で取り組むより集団で取り組むことがより効果的と思われますので、今後のいきいきサロン等において活用できないものか考えてまいりたいと思います。

次に、口腔ケアについてでございますが、健康たいわ21プラン推進の一環として、目指せ8020賞の実践者の表彰を初め、体の入り口、すなわち健康づくりの入り口である歯と口の健康及び健康づくりの源となる食に着目し、子供や若い世代から高齢者まで幅広く普及啓発し、健康意識の高揚を図っているところであります。

特に高齢者につきましては、口腔機能が低下すると、容易に低栄養状態や筋力体力の低下を招き、さらには免疫力の低下から病気にかかりやすくなったりするなど、日常生活に悪影響を及ぼしかねません。そのため、口の中をきれいに保つこと、口の中の機能を保つことが重要となります。

口の中を清潔に保つことは、誤嚥性肺炎の予防にもなり、唾液の分泌を促し、消化機能を高めることは栄養状態や免疫機能の向上にもつながります。また、よく噛むことは、脳に刺激が与えられ、認知機能の低下を予防改善するとも言われております。

このことから、現在出前講座で開催しておりますお口のケアで健康づくりや、体元気教室、健康たいわ21推進大会等で実施しておりますが、今後も普及啓発に努めてまいります。

3点目のロコモティブシンドローム防止の体操を早急に普及すべきであるについてでございますが、今年度6月5日のロコモの日に合わせて、大和町ロコモ啓発事業、「殿、ロコモでござる」をまほろばホールで開催し、鶴巣第二小学校と男組及び健康をつくりたい吉田のメンバーの皆さんも出場され、いつまでも自分の足で歩き続け、筋肉や骨、関節を長持ちさせ、健康寿命を伸ばしていくことの重要性を伝えるために、ロコモを予防するための筋力バランス、骨の健康を保つロコモ体操の実践を通して、情報提供の機会となったところでございます。また、高齢者を対象とした体元気教室において、運動機能の維持向上を目指したプログラムを実施しているところでございます。ロコモ予防及び適切な運動習慣が健康の維持増進につながることから、引き続き普及啓発してまいりたいと思います。以上です。

議長（馬場久雄君）

千坂議員、ここで暫時休憩します。休憩の時間は10分間とします。

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番千坂裕春君。

8番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁ありました2件目の再質問に入ります。

この質問は、やはり一概に高齢者の健康増進といっても、脳の活性化なのか、内科的病気のことなのか、または足腰を弱らせないためのものかということ考えた上で、総合的にしかも比較的継続しやすい取り組みということで3件選んでやったわけですが、1要旨目の塗り絵の効果というのは、何も今回最近始まったことじゃなくて、根強い人気があったところでございまして、私も個人的に母に利用させているところから、こういった簡単な取り組みで、認知症とかを抑制できればいいんじゃないかと。ただし、こういったものは全てにおいてですが、ご自身がどのように考えて継続していくかという中で、比較的人が多く集まってできるところで、いきいきサロンとかで題材にしたらいんじゃないか。または、毎月広報紙に載ってくれば、何となく目にとまるんじゃないかというような観点で一般質問に取り上げましたけれども、1要旨目についてはおおむね理解させていただいたところです。

2件目ですが、私も口の中のケアというのは最近重要性があるということ認識させていただいたところですが、町で取り組んでいる健康推進の8020は、あくまでも歯にある程度特化したもので、もちろんその中で口を清潔に保つということも必要なのですが、その中で口の周りの筋肉を鍛えることによって、舌が下がっていかなくて誤嚥性肺炎とかを引き起こす、ちょっと飲み込みがおかしいとかそういったものをなくす効果が絶大だということで、それは取り入れるべきじゃないか、周知すべきじゃないかということで取り上げてみました。

ドラッグストアとかそういったところに足を運ぶと、舌の掃除器具とか、あとは口を乾燥させないジェル、スプレー、そういったものが大分出てきております。そういったもので皆様から関心を寄せて、皆様が多く購入、これからするんじゃないかということで商品化していると思いますので、そういったものを踏まえていきいきサロン

の中で取り入れるべきだと思います。

この3点全ていきいきサロンということを中心にさせていただきますが、地域によってはいきいきサロン何したらいいかなということで、すごく困られている行政区多いと聞いております。そういった中で、町では題材として、これしなさいじゃなくて、こういったものがありますと、しかも単発じゃなくて継続的ということ、年間この日、この月はどこどこ地区はいかがですかみたいな聞き方をすることによって、お口の中を生活に保つことによつての病を少なくするというのをもうちょっと推進すべきかという考えがありますが、町長、再度答弁のほどお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

歯といますか、口のケアといますか、確かに最近随分見直されてきております。前日も堀籠日出子議員ですか、質問いただいたところでございました。

口のケアの大切さは随分認識されておりますし、そういった状況については我々も認識しております。それで、8020だけではなくて、健康たいわ祭りではここ二、三年口腔ケアに重きを置いた中での健康まつりにしておりました。医師会の皆様方にも大変ご協力いただいて、仙台市医師会、黒川も全部入った中の医師会の先生方に来ていただいて、見てもらうとか、指導してもらうとか、ただ残念ながらもなかなか参加者が少ないという状況もあって、案内も随分丁寧に配布したところですが、実際なかなか来てもらえなかったということです。

アンケート調査をした中で、大和町でやった検査の中で、主治医といますか歯医者さん知っていますか、自分の行きつけのお医者さんありますかというのと、ほとんどの人があると言うそうですけれども、どんなとき行きますかといったときに、歯が痛くなったときに行きますと言うそうです。この間歯科医師の先生とお話ししたんですが、そういうことではなくて、ケアということで定期的に見るという習慣をつけるということが大切であるということ。誤嚥性肺炎というのは、非常に死亡時の3番ぐらいになっているんでしょうか、誤嚥性肺炎の予防のためにもそういったことは大変いいことだと聞いております。

誰もがそういうふうにいるところですが、ただ、アンケートの結果のように、じゃあ、いざ歯医者さんに何で行くといったら、痛くなってから行くということす

ので、その辺の考えを変える必要があるんだろうと思います。今町でも健康たいわ等々でもやっておりますけれども、お話しのとおり、いきいきサロンとかの機会に、さっきの塗り絵もそうでしたけれども、1つの事業というか、テーマというかそういうのでやっていくということについても、今やっているというふうに思いますけれども、健康のためにやっていくことが大切だと思っていますので、いい機会には私たちとしてもPR、啓蒙活動をこれからもやっていかなければならないというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

2 要旨目理解させていただきました。

3 要旨目のロコモティブシンドローム防止の体操の件なんですけれども、「殿、ロコモでござる」まほろばホールで開催されたイベントに私も参加させていただきましたけれども、会場に足を運ばれている町民の方々を拝見しますと、ロコモティブシンドロームの体操を発表される地域の方がほとんどで、ほかの人たちの参加者がちょっとさびしかったなという状況と感じました。こういったものを1要旨、2要旨目同様、いきいきサロンで早急に取り組みをされるべきと考えております。そういった内容の答弁ありましたので、これも理解させていただきましたので、3件目の一般質問に入らせていただきます。

先進地視察について

平成25年9月に魅力あるまちづくりを推進するためには、常任委員会と同行の職員先進地視察の必要性を一般質問したが、町長は必要に応じて実施していると答弁。また、同僚議員の平成28年9月の代表質問では、町と議会との共通課題である場合は有効と答弁されました。以上を前提に町長に伺います。

1、平成25年9月以降の職員の先進地視察の実績は。

2、常任委員会と同行の職員先進地視察は職員の見聞を広めること、議員の提案をより理解するためと考えるが、職員の同行は困難か。

3、町長の昨年のベトナム、ことしの中国の視察、または副町長の国内の視察の目的と効果は。以上、3要旨です。



議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、まずさきの質問で、25年の9月に常任委員会と同行の職員先進地視察の必要性の質問に対して、必要に応じて実施していると私申し上げていますか。実績多分まだないと思っているので、しているという言い方ではなかったと思っています。ちょっとそこだけ。

それでは、1要旨目でございますけれども、平成25年以降の職員の先進地視察の実績ということでございます。これは、議員の皆さんと一緒にということではなくて、職員のことということでお答えさせていただきます。

平成25年9月の議会一般質問の答弁で、先進地視察は必要に応じて実施しており、今後も必要性を考慮した上で実施していくと、このようにお話をさせていただきました。それ以降の実績でございますが、平成25年度2件、平成26年度2件、平成27年度3件、平成28年度3件でありまして、4年間で10件でございます。これは全て日帰りのものでございます。

主なものをご紹介しますが、税務課の福島県郡山市役所へのコンビニ等公金収納視察、まちづくり政策課が黒川圏広域行政推進協議会として参加した福島県西会津町磐梯町へのデマンドバス、定住住宅、子育て若者住宅視察など、その後の事業実施に大いに参考になった視察もございました。また、このほかにも先進地視察とまでは言えないまでも、事業の参考にするために県内自治体を訪問し、調査、意見交換を行っている例、あるいはさまざまな協議会との事務局として視察研修に参加していることもあることをつけ加えさせていただきたいと思っております。

次に、2要旨目の常任委員会の先進地視察への職員の同行についてでございますが、平成28年9月の決算特別委員会の代表質疑の答弁で、各常任委員会におきまして企画される研修の目的と、町の事業の方向性が一致して議会と町の共通課題である場合には、効果的な方法である旨の回答をさせていただきました。

議員のご質問にございました見聞を広めること、議員提案をより理解するためとの理由もでございますが、方向性の一致と共通課題であることが同行の必須条件になるのではないかと考えております。

そのためには、企画の段階から情報交換等が必要であります。あくまで議会場に委員会先進地視察の目的に沿った研修先の選定も必要であると思われまして、

現実的には研修先決定後の同行依頼、あるいは要請に基づき判断することになるものと考えております。

なお、職員の旅費につきましては、各課に計上はいたしておりませんが、必要に応じて総務課の職員研修費から支弁することといたしております。

3 要旨目でございます。初めに、海外調査は宮城県町村会が平成26年度から実施しているものでありまして、私は県町村会副会長に就任した平成27年度から参加いたしております。

調査の目的ですが、仙台空港が民営化されることを踏まえて、政府の観光立国実現に向けた取り組みや、宮城県観光戦略プランの重点施策でありますインバウンド推進の取り組みと連動しながら、県内町村が連携して観光交流や経済交流を模索することを目的として、訪日観光客が最も多く、経済成長が著しいアジア諸国を対象に実施したものでございます。

これまで、タイ王国、これは平成26年度で私は参加しておりませんが、タイ王国、またベトナム社会主義共和国、平成27年度、これは参加しました。また、28年度の台湾、これも参加しておりますが、調査を行い、昨年度で終了予定でありましたが、今年度宮城県から町村会に対して要望があった宮城県吉林省友好憲章締結30周年記念式典への参加を利用して、韓国での補足調査も実施したところであります。

調査内容といたしましては、訪問国の政府機関、自治体、日本政府の現地機関、観光業者、航空会社などを訪問し、観光交流、経済交流などの現状と課題について話を伺いながら、意見交換を行いました。大変有意義な調査であったと思っております。

また、ことしの7月に訪問した韓国では、歴史認識の違いで複雑な課題を抱えている中で、昨年は500万人が日本を訪れており、さらに拡大が予想されるとの話もありました。一連の調査を通じて特に考えさせられたのは、アジア諸国の人々は、経済発展に伴って、中間所得層が確実に厚みを増しており、日本国内へのLCCの就航と相まって、観光交流がさらに拡大しており、日本人が想像する以上に日本が非常に近い存在になっているということでもあります。

次に、中国訪問につきましては、先ほども申し上げましたが、宮城県と吉林省との友好憲章締結30周年を記念して、県から町村会に対して参加要請があり、正副会長と各地方町村会からそれぞれ1名で、計6名の町長が参加いたしました。市に対しても同様の要請がありまして、11人の市長も参加しております。6人の町長は、吉林省幹部への表敬訪問、30周年記念式典、仙台空港長春空港友好空港締結式に臨席するとともに、観光セミナーにも参加いたしました。2,700万人の人口を有する吉林省は、

急激に経済成長している状況が伺え、大きなポテンシャルを有していることから、この友好憲章の締結は今後の宮城県の発展に向けてさまざまな可能性を秘めているのではないかと考えているところでございます。

次に、副町長研修につきましては、県町村会と宮城黒川地方町村会で実施のものがあります。県町村会で企画実施しているものでありますが、以前は東北管内を中心に、先進的な施策を行っている町の視察研修という形で実施してまいりました。一昨年からは実施形態が変わりまして、現在課題となっている国の施策などについて担当者から、これは国の担当者ですね、直接説明を受け、意見交換をするなどを目的として東京での開催となっております。

今年度は地域の資源と、資金を活用した事業化支援施策や、国民健康保険制度、介護保険制度の改正などについて総務省、観光庁、厚生労働省から課長級の職員4名を招いて行政説明を受け、意見交換を行うとともに、これからの町村を担う人材育成とアートで開く地域の可能性をテーマに、大学教授や有識者を招いて講義を受け、意見交換を行っております。

宮城黒川地方町村会で企画実施しているものにつきましては、先進地視察研修という形で実施しております。今年度は長野県小布施町と長野県塩尻市を視察し、移住定住対策についてとICTを活用した鳥獣被害対策についてをテーマに行政説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

このような町長、副町長の視察調査や職員の先進地視察研修など、さまざまな機会を捉えて調査研究、研修を行い魅力あるまちづくりの推進のための施策に生かしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま町長から答弁ありました3件目の再質問をさせていただきます。

1 要旨目は、近年の課題に取り組むために職員の先進地視察をされているなどという状況で理解させていただきました。

2 要旨目ですけれども、私が常任委員会の同行の職員研修にある程度こだわっているところは、やる、やらないは別として同じものを見た上で、同じ土俵で議論できる、するためには、こういったものも一部取り入れるべきということの考えでお伝えする

ところですが、それを踏まえて町長の答弁再度お願いしたいんですけれども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ある施策に対して同じ土俵に乗ってということですが、確かにそういう考え方もありろうと思います。ただ、方向性が同じ方向を向いていってればそういう同じ土俵ということもあるでしょうが、全然別な方向というのであればあれかもしれませんけれども、例えば町が進めようとして議員さん方がそれは全然違いますよと、反対のケースもあります。そういった場合に、常任委員会の視察というのは両方の研修あわせての研修といいですか、そういうことになってくると思います。常任委員会の研修の場合は、あくまでさっきも言いましたけれども、議員さんたちの目的がある中でやっていく研修でございますので、方向性の一致と共通課題であるということが常任委員会で同行といいですか、それが基本原則となってくるのではないかと考えています。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

あくまでも水掛け論になってしまいますけれども、あえて意見を言わせていただきますが、やはりその反対も考えられて、自分は本当はこういうふうに思っていたんだけれども、行ってみたらやっぱり違うんだなというところも出てくると思うんですね。私はその効果を期待して、同行もお願いするところの1つの目的なんですけど、やっぱりそういったものが必要じゃないかなというところですが、再度答弁お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった立場で意見の交換、ものを見るということも必要なんだろうなと思いま

す。効果があるといえますかね。私と議員さんが行くだったらそういう話ができるのかもしれませんが、職員の立場だとなかなか難しいところもあるのかなという思いも実際あるところです。ですから、常任委員会の研修というのはあくまで議員の皆さんがこういう目的ということがありますので、そこで反対のものを覚えてもらうということもあろうかと思えますけれども、議員さんのお考えのようなものであれば、また違ったやり方で、常任委員会の同行ということではなくて、この課題について町がこう考えて、議会がこう考えて、なかなかすり合わない、じゃあ一緒に勉強しようみたいなやり方というものもあるんだと思いますが、常任委員会の研修というのはそれとはちょっと違ったところもあるのではないかと思いますので、その辺は皆さんのいろんなお考えもあると思えますけれども、今議員がおっしゃっているようなことより別な形のやり方のほうがいいのか、そっちのほうが私個人としてはいいんじゃないかと思えます。

議 長 （馬場久雄君）  
千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

時間も限られていますので、次に進めます。

3要旨目の町長、または副町長の視察の件でございますが、内容は理解させていただいた中で、例えば観光立国に向けた取り組み、宮城県の観光戦略プラン、そういったものが市町村と連携してインバウンド効果を生む、もちろんそういった効果は理解させていただきました。または、答弁こういったものが出てくるということも想像していました。そういった中でどうしてこの一般質問をさせていただいたかというのは、町長が各定例議会において施政方針演説される中、または同僚議員が観光、インバウンドに取り組んだ町の取り組み方というものを一般質問した中で、私個人ではどうしても町長の消極的な姿が見える中で、あれ、海外なんだろうなど疑問に感じたところで一般質問させていただいた中で、再度その効果をじゃあ近々に町に効果的にあらわしていく考えと理解させていただいてよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

観光、インバウンドに消極的ということではないのですが、現実論として海外といった場合にどういったことが求められるかというのを今回もいろいろ見聞させてもらいました。それで、いろんな町村それぞれの特徴はあるわけですが、全ての町村に皆さんが来たがっているかという、そういうことではないという現実、一生懸命やっついこうというのとはまた別に、工夫が、そういったものがあるというふうに思っています。

そういった中で、何で私が行ってという話なんです、これはちょっと宮城県としての活動であります。町村会にしても宮城県町村会という大きなくりの中での活動で、県町村会全体としてインバウンドにみんなで協力してやっついこうと、そのことによってどの地区がということではなくて県全体がよくなると思いますか、そういったことでやっております。今、私副会長を仰せつかっておりますので、県の代表としてという思いもあって参加をさせてもらっております。

これがすぐ大和町に好影響があるのか、インバウンドで観光客さんがふえるのかといった場合には、今の段階ではまだまだ言える状況ではないとは思っておりますが、さっきも言いましたとおり、宮城県としてもやっておる、あと宮城県の町村会としましても宮城県全体のインバウンドのための活動ということで、お互いに協力し合いながらやっているという中で進めておりますので、大和町に即効性があるのかというのは、そこまではなかなか言い切れない状況があるところではありますが、まず宮城県に来てもらうというのをみんなで盛り上げていこうという考えの中で参加をさせてもらっているということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

私は町長と別な考えを持っておりまして、せっかく県の副会長になっているのであれば、その効果をまず大和町でやってみて実践して、ほかに広げる手は、という考えです。再度答弁お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その立場でということですが、それは1つのやり方、そういうことも大切だと思います。ただ、町なり地域なりにある特性を活用してやるということですので、大和町にある活用できるもの、そういう特性、そういったものについては大いに力をやる、大切であるという形ですし、全くないわけではないにせよ、インバウンドかといった場合にはまたちょっと違った、七ツ森とかあることあるのですけれども、今一般的に言われているのは、雪、桜だそうです。あと温泉ですかね。そういったことを東南アジアの人は目指して来ると。それも、本来であれば、東京から関西、関東のほうへ行く、それをこっちに引っ張ってこようということで、例えば蔵王とか、桜ですと大河原という感じ、そういったやり方、向こうのエージェントに聞くとそういうことですので、そういったものについてみんなで応援しましょうということです。

ですから、観光についてはまずそちらからスタート、そっちが主眼となっていくのではないかと。そこからつながって、松島とかつながってありますから、そういうのに関連してというのは全くないわけではないのですが、大和町に観光をというのはなかなか難しいのが現実だと思っております。

さっき申し上げましたとおり、ほかの特徴あるものについては、大和町の強いところについては、一生懸命やりたい。みんなにアピールできるようにやっていきたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

ただいま町長から答弁ありました中で、大和町には桜もあるし、雪もあります。温泉もあります。そういったものをできる限りPRした中で、観光に特化できるものはしていくという考えで、積極的な姿勢を見せていただきたいところです。

私の一般質問を終わります。

議 長 （馬場久雄君）

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

次に、2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、通告に従いましてきょうは2件質問させていただきます。

まず、1件目、安全安心まちづくり基本計画について

犯罪のない、町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに関する基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の役割を明らかにするために必要な事項を定めることにより、安全安心まちづくりが推進され、全ての町民が安全で安心して暮らすことのできる町を実現することを目的として、大和町安全安心まちづくり条例が平成20年1月1日に施行されました。第7条に記載されている安全安心まちづくり基本計画についてお伺いします。

1つ、安全安心まちづくりに関する基本的方向は。

2つ目、安全安心まちづくり推進のための施策に関する事項は。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、安全安心まちづくり基本計画についての質問でございます。

平成28年9月定例会の回答と重複することになりますけれども、大和町安全安心まちづくり条例の条例策定の経緯をご説明いたします。

大和町安全安心まちづくり条例は、犯罪のない、町民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりのため、町民一人一人がみずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域が守るという意識を持ち、町、町民及び事業者がそれぞれの役割を分担して、相互に連携協働により、安全で安心な地域社会を実現することを基本理念といたしまして、平成19年12月20日に制定されたものでございます。

条例化の背景には、平成17年6月に犯罪対策閣僚会議及び都市再生会議合同会議において、安全安心全国展開プランが決定されたのを受けまして、平成18年2月に宮城安全安心活性プランを策定したことから、平成18年8月に大和警察署から黒川管内においてもプラン実現に向けての協力要請があり、黒川地区安全安心まちづくり協議会の設立と、プラン作成及び条例制定の要請があったものであります。

安全安心まちづくり条例は、黒川地区4町村が制定しております。この条例では、



安全安心まちづくり基本計画を定めなければならないとなっております、その計画に掲げる事項として、安全安心まちづくりに関する基本方向及び安全安心まちづくり推進のための施策に関する事項が記載してありますが、この策定には至っておりませんでしたので、早速策定してまいりたいと思っております。

これまで安全安心まちづくりの活動につきましては、防犯協会や各地区防犯パトロール隊、健やかな子供をはぐくむ大和町民会議など、各種団体において取り組んでまいりました。取り組みの1つには、平成21年度から全国地域安全運動に合わせ黒川地区防犯協会連合会と大和警察署の共催により、自主防災活動の活性化と安全安心まちづくり気運の高揚を図るため、地域住民、企業、自治体、警察等が一体となった黒川地区4市町村地域安全の日出動式を毎年開催しており、黒川地区全体として大和警察署の指導のもと、防犯対策に取り組んでおります。

議員ご質問の安全安心まちづくりに関する基本的方向は、安全安心まちづくり推進のための施策に関する事項について、あわせてお答えいたします。

まず、計画の策定に向けては、町内の防犯関係に携わっている団体の代表からなる策定委員会を設け、安全安心まちづくり活動の基本的な方向性を見てまいります。その内容は次のとおりです。

基本方向の1といたしまして、犯罪のない町を目指した町民運動を展開するための気運の醸成であります。この施策であります、毎年開催しております黒川地区防犯協会連合会及び大和警察署の共催による黒川地区4市町村地域安全の出動式や町内会、PTA等を中心とした子ども見守り活動のほか、社会を明るくする運動の一環として、3時30分運動を展開しております。子供たちが下校する午後3時30分ころの時間帯に、家の前に大人が出て子供たちを見守るという運動であります。このようなさまざまな草の根的な取り組みが地域コミュニティーの連帯に発展されていくことで、犯罪のないまちづくりが形成されていくものと考えます。

基本的方向の2としまして、犯罪から子供や高齢者等を守るための見守り活動の促進であります。その施策であります、かつては子供を地域全体で育てるという習慣があり、それには子供を犯罪から守るという効力もありました。こうした地域における住民のきずなを強めることによって、子供たちを見守り、支え合い、犯罪から守る活動を促進します。現在でも各地区の防犯パトロール隊や見守り隊による活動をいただいております。

また、高齢者等女性、高齢者、障害の方々などが犯罪に巻き込まれないように、安全情報を提供するなど、行政と町民等が連携して、地域ぐるみで見守り活動を推進し

てまいります。

基本的方向の3といたしまして、学校、通学路等の安全対策の推進であります。その施策であります。子供たちは地域の人と人とのつながりの中で育まれてきましたが、家庭や地域で支え合う力が低下し、子供たちにとって安全な場所であるべき学校や通学路で被害に遭う事件が発生しております。学校や家庭、地域が一体となって学校、通学路等の安全点検を行い、危険箇所を改善し、安全な学校、通学路の整備を推進することにより、子供たちの安全確保に努めます。これまでには、通学路に防犯カメラの設置や、各学校のPTAから要望された危険箇所対応、一部の通学路で速度制限や歩道としての色塗りを行っております。

基本方向の4といたしまして、犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅等の普及でございます。この施策であります。地域における町民等の自主的な活動の促進とともに、犯罪の防止に配慮した環境づくりが重要です。道路や公園等の整備、住宅などの建築などに際しては、計画団体から犯罪の被害に遭わないまちづくりの視点を取り入れることが重要です。これまでも、町民一人一人が犯罪の被害に遭わないために、犯罪の防止に配慮した防犯灯のLED照明への切りかえや新興団地内の住宅建築において、生け垣の高さや透明性のものといった制限をかけており、景観をよくしていただいております。

基本的方向の5として、犯罪の起きたい環境づくり、地域づくりの推進であります。その施策であります。私たちの住む地域は、人への温かい思いやりのある地域でなければならないと考えます。違反広告物、落書き、ごみの散乱、放置された空き家、空き地などにより環境が悪化している状況では青少年の非行を初め、各種の犯罪が誘発、助長されますので、関係機関、団体等が連携し、犯罪を誘発するような環境を改善し、美しい地域づくりを進めてまいります。

町民の皆様が安全で安心した暮らしを送ることができるまちづくりのため、条例にのっとった計画の策定とその実施を推進してまいりたいと考えております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2番 (今野信一君)

安全安心まちづくり基本計画なんですけれども、これが平成20年1月1日に施行されておりますけれども、まだ計画ができていなかった、これから早速つくられるとは

思うんですけども、その計画なんですが、第四次総合計画との整合性はとられるものなのでしょうね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
第四次総合計画は町の基本でございますので、項目について、字句がどうのこうのということで基本的な考え方とすれば当然整合性は、同じ方向を向いたものになっていると思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
安全安心まちづくり条例の中に、第3条基本理念というものがあまして、その中に町、町民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、相互に連携、協働により安全で安心な地域社会を実現することということが述べられております。連携ということでありますれば、先ほどいろいろな施策が出ておまして、各団体名なんかも出てまいりましたが、その中で連携とか協働というような形ではきちんととられておるのかというところなんです。町としてはそういうような協働で、そして連携をとるような仕組みはつくられておるのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
現在、横の連携をとるような組織的な動きというのは、具体にはやっておりません。ただ、ご案内のとおり、こういった組織というのはそれぞれの組織でやっておられる活動が全部そういったものに関連した部分が出てくるところがあります。防犯協会、防犯協会とかですね。そういった形があって、組織に最終的に入っておられる方々、全部関連しておられる方がありますので、情報の共有というか、活動の内容というの

は共有されている部分が多いのではないかと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、町としては特に連携をとるための組織づくりといたしましうか、そういうような形をつくっていくような、そういうお考えはなく、各自でやっている代表たちが情報交換をするという思いなんではないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町で具体的にこのみんなが集まって、こうやってということについては、今まだやっていないということをおし上げました。前の質問でもあったんですが、いろんな組織があつてそれがそれぞれ活動しているのではないかと。ここをまとめていったらどうかというご質問が前にあったと思つております。今回もそういう考えがおありなのかもしれませんけれども、おっしゃることは非常によくわかるんですね。いろんな組織があつて、どこかでダブっているといひますか、重なっている部分の活動があつて、例えばこれを1つにするとか、そこまでおっしゃっていないかもしれませんけれども、そういったもの、あるいは情報を共有するということは大切なんですが、役割がもう少し集約してすっきりした形のものというイメージではないかと思つたんですが、そういう活動をやっておられる方々が会議の場に来られまして、役員やってもらつたりしている中で、いろんな情報が出てくるわけですね。そういったところで情報の共有ということになって、今現在はそうなつてるところです。

その中で、どの組織を一番トップといひますか、まとめ役の一番上に置くかということについて、もう少しきちつとしてやればその辺の流れが出てくるのかなという思ひがありますけれども、現在のところはここを中心にしてというよひな、そこまでの活動はまだやっていないのが現状です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

私のほうも別に特段こういうような組織づくりをしてくれとか、そういうような思いは、もちろんやっていただけるならばそれで無理、無駄を省くようなそういうような活動ができるのかなとは思いますが、それができればいいなとは思いますが、安全安心まちづくり条例の第3条の基本理念のほうに相互に連携、協働というような言葉があったので、それを町長はどのようにお考えなのかということで質問させていただいたところでありまして、特にこういったものをつくってということではないんですが、協働という言葉も出てまいりましたので、そこいらどういふふうなお考えで基本計画を今後つくられていくのかなという思いを聞かせていただきたいですね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどもいろいろ条例、説明の中で基本方向を申し上げましたけれども、方向の中でもう既にやっておるのもあるわけですね、現実的に動いている。その中にはいろいろなほかの団体の方々が活動しておられる活動内容もここに入ってきております。そういったことで総合的にやるという形になっておりますので、そういう面では連携がとれているというか、この組織だけではなくて、この組織ともう一つの違う組織も協力してもらった中でこの活動の内容が進んでいっているという状況がございますので、そういった面では連携がとれてくると考えております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

協働というお言葉に関してはどうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

協働というのは一緒に、協働の協ですので、結局活動について、この基本方針にある活動と、もう一つの組織、例えばBという組織がやっている活動と一緒に同じような内容の活動になってきた場合には、これは協働になるのではないですか。

議 長 （馬場久雄君）

今野信一君。

2 番 （今野信一君）

2件目のほうでも協働という言葉が出てくるので、そちらのほうにもあれなんですけれども、やはり安全安心のほうで自主的にやっている団体があったりなんかして、それがこういったところがある、ああいったところがある、先ほどAとかBとかという形で、それをうまく町のほうで結びつけられてやっていくような形というか、そういうようなものができないのかなと考えました。協働ということでやるならば、同じ方向性を持った、同じ目的を持った複数の団体が一緒になって活動するという形が協働じゃないのかなと考えましたので、もしその橋渡し役が町のほうでできれば、そちらのほうを把握しているのが町なんじゃないかなと考えましたので、そういったところの考えはあるのかなと思ってお伺いしました。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

橋渡しとといいますか、ですから組織が違っても目的が同じで、活動を一方でやられておられるということで、それで橋渡しとといいますか、さっき言った1つの組織にするのではなくて、こういう活動もやって、こういう活動もやってと、人もダブっているという状況なので、橋渡しができないとか、しないというわけではないんですが、既に渡っているような気もするんですけれども、これをもっと具体的にということなんでしょうかね。渡っているとといいますか、橋が渡っているという言い方はおかしいんですが、橋渡し、つながっているとといいますか、その組織がというような思いがある。もっとここで協働、つながっていると、何かの形で明確にお互いに間に町が入

って、この組織とこの組織はこんなふうに明確につながって、同じ活動をしていますよということ、お互いにみんなで町も入った中で認識するという橋渡しという意味であれば、そういう方法はとれないことはないというふうに思いますけれども。済みません、何かちょっと申しわけない。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

私が言いたかったのは、例えば防犯に関することでも、PTAとか防犯パトロール隊もありますし、交通安全ということになればそれなりの安全協会なんかもあるし、いろいろなものがありますよね。そういった中で、町としてもそういった部署があって、いろいろな団体があるというところを把握なされていると思いますので、そちらのほうを連携といいましょうか、基本理念のほうにも書いてありました連携ですとか、協働というものが基本理念の中で、安全安心まちづくり条例を運用する中でどのような形で基本計画の中に入っていけるのか、そこいらをお伺いしたかったわけです。わかりですか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、それで先ほど申しました方向性のお話を申し上げましたけれども、あーいった形で方向性を出して、そしてあそこで活動も出ている、見守り隊も入っているんですが、その中に今安全パトロール隊がやっているとか、PTAがやっておられるとかという活動も一緒に組み込まれるという言い方はそちらでやっておられるので、組み込むというのはおかしいんですけども、そこでまとめるといいますか、そういった計画にはなってくると思っているんですけども。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 (今野信一君)

基本計画これからつくられるというようなことなので、そういったような各団体との第3条にも書いてあった連携とか協働とか、そこあたりのことまでは入らないということになるわけですか。

議 長 (馬場久雄君)

よろしいですか。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この条例の計画をこれからつくるわけでございますけれども、そのために委員会等を立ち上げて、先ほど申し上げました。その中でそういった各団体の方々にも入ってもらって、ご意見をいただきながらつくり上げるという形の考え方でございますので、そこで協働といえますか、連携といえますか、そういったものが出てくると考えておるものです。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

わかりました。それでは、それはいつごろをめどに基本計画をおつくりになる、もうこの条例が施行されて10年ぐらいたつわけでございますので、とっくにできていてもおかしくないぐらいのところでございますので、いつごろまでをめどにということ

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これにつきましては、条例でそう決まっておって、ちょっとこちらで策定していなかったということで、大変申しわけなく思っております。早速やります。

議 長 (馬場久雄君)



今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それでは、各団体が一緒に連携をとってできるようなちゃんとした、ちゃんとしたと言ったらおかしいですけども、安全安心が守られるような計画になることを望み、次の第2件目のほうに移りたいと思います。

みんなで進める協働のまちづくりの進捗状況についてお伺いします。

昨年示されました本町の第四次総合計画（改訂版）の中にある第3編、基本計画第7章みんなで進める協働のまちづくりについて、その内容と進捗状況をお伺いします。

1つ目、町民の皆さんの自主性と創意工夫を尊重した町民参加によるまちづくりとともにこの取り組みを通じた人づくりの推進を図ることを目的に、町民参加の促進が記載されております。主な取り組みとして上げられている地域活性化事業、地域づくり推進事業、地域づくり人材育成事業、行政区の見直しや自治組織としての町内会制度の検討の4項目の詳細な内容とその進捗状況をお伺いします。

2つ目、町民参加の促進の中にあるもう一つの項目、情報公開、広報広聴活動の充実の広報モニターやまち角特派員の募集、協力依頼の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、みんなで進める協働のまちづくりの進捗状況でございます。初めに、主な取り組みとして挙げられております地域活性化事業、地域づくり推進事業及び地域づくり人材育成事業につきましての内容とその進捗状況でございます。

地域活性化事業、これはまちづくり活動推進会認定助成でございますが、につきましては、まちづくりに関して自主的な活動をしておりますサークルや団体、またはこれから活動を始めたいという団体等につきまして、まちづくり活動推進委員会として認定をいたしているところであります。

これまでまちづくり活動推進委員会といたしましては、19団体を認定しておりますが、会員の高齢化等により活動を休止いたしております5団体を除きます14団体にお

きまして、県道、町道等の除草作業活動及び地域資源を活用して、郷土を理解してもらおうための活動、また地区住民の安全と子供たちを事件、事故から守り、安全に暮らせる環境づくり活動、さらには伝統文化を継承し、相互理解を深める活動等に取り組んでいるところでありまして、町でも補助金の交付をいたして活動支援を行ったところでございます。

続きまして、地域づくり推進事業、まちづくり団体活動支援についてであります。町民によります積極的かつ自立的なまちづくり活動を行うことによりまして、特色のあるまちづくり促進をすることを目的としております事業でございまして、事業活動を行っております3団体におきまして、身近な地域の史跡、人物、自然等を再考し、まちづくりのあり方の検討及び伝統工芸の継承、体験活動や各種行事への参加による地域の活性化に寄与する活動等に取り組んでおりまして、町でも補助金交付をいたしまして活動支援を行っているところでございます。

次に、地域づくり人材育成事業、地域づくり人材育成講座の開設と、講座を通じて得た成果、プラン実践への補助についてであります。地域を担う人材やさまざまな分野で活動するリーダーを育成することを目的といたしました地域づくり人材育成講座受講生によりますまちづくり遊学塾におきまして、まずは楽しむことからキーワードに、ひな祭りや地域のふれあい祭りを通じまして、地域の輪を広げる活動を行っていましたが、開催方法のあり方等を含みます企画立案の再考から、平成28年度より事業の活動を見合わせているところでございます。

町民の皆様によりますまちづくりの推進に向けましての支援、育成等につきましては、各課の事業におきましても地域づくりや人材育成事業に取り組んでいるところでありまして、食を通じた健康づくりボランティアといたしまして活動を進めております食生活改善推進員の養成講座や認知症の方と家族の応援者であります認知症サポーターの養成講座、また子育て中の保護者の相談相手や子供と一緒に遊んだりするなどの子育てサポーターの養成講座など、さらには宮城大学生によります自由な発想でのまちづくりプランの提案や、地域の自然、歴史、文化等を学びながらグループワークを通して協働による学習法を見つける、フィールドワーク等々につきましても、地域づくりの中の人材育成でありますし、広い意味におきましては町民との協働と考えているところでございます。

引き続きみんなで進める協働のまちづくりに向けて活動支援を行うとともに、活動を通して町民参加の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政区の見直しや自治組織としての町内会制度の検討についてでございます

が、町内には宅地造成などにより人口が増大した行政区がある一方で、流出が進み世帯数人口が減少している行政区がございます。そのような状況に対応し、地域コミュニティを形成、維持していくことを目的にこの取り組みを総合計画に登載しているものでございます。

その取り組み内容でございますが、平成15年1月に区長20名を委員とする大和町連絡区見直し検討委員会が設置され、平成16年2月までの間、連絡区の統廃合及び区長制度のあり方の検討がなされました。平成16年3月31日、大和町における連絡等のあり方について、意見を受けたところでございます。いただいた意見の内容としましては、吉岡地区は現状のまま、宮床地区は杜の丘の連絡区化、吉田、鶴巣、落合地区は連絡区の統合でございました。

町といたしましては、再編と分区については地区の意見と判断を尊重することが前提としており、平成19年12月に文書にて各区長様に連絡区と町の双方が相談、協議の場を持つことができるとしてお知らせをいたし、その後も区長会においてその旨を説明しておりましたが、現在のところ特別の申し出がない状況でございます。

なお、新設としましては、平成24年杜の丘1丁目から3丁目、平成26年には吉岡まほろば2丁目を設置されておりますことは、皆様ご承知のとおりでございます。

連絡区の見直しにつきましては、世帯数のみの判断基準ではなくて、その地区の集落性、地理的要因など複数にわたって思慮する必要があり、今後も区長様を初め地域の方々のご意見を尊重しながら進めていく必要があると考えております。

また、町内会制度の検討でございますが、いわゆる行政区連絡区はあくまで行政上管轄する範囲のことであり、そこを代表する方を区長として委嘱させていただいているものであります。一方、町内会、自治会は住民自らによる自治組織であります。各行政区によっては、既に町内会として運営されているところもあるようではありますが、地域や結成された経緯によって呼び名は違いますが、基本的には行政区として同じ活動をいただいているものと思っております。お隣の富谷市では、町内会長を行政区長として委嘱をいたしておるようでございます。町が町内会長へ区長としてお願いする職務の内容やこれまでの行政区と町内会としての運営活動などがどのように差異が生じるのか、今の状況からして急ぐ必要があるのか、もう少し時間をかけて検討していきたいと考えております。

2 要旨目の広報モニターやまち角特派員の募集、協力依頼の進捗状況についてお答えをいたします。

初めに両事業が関連する広報たいわの発行状況でございますが、ことしの9月号は

1万1,700部を印刷いたしまして、町内の世帯、企業、官公庁などに配布しているほか、主なコンビニエンスストアにも配置して情報発信を行っております。また、ホームページにもPDFとウェブブックバージョンを掲載して、スマートフォンなどでもいつでもどこでも閲覧可能な環境をつくっています。

さて、広報モニターにつきましては、町民の皆さんにとって魅力と親しみのある広報紙を目標に行っているもので、毎月無作為抽出しました50名の方にモニター用紙をお送りし、ご意見と評価をいただいているものでございます。昨年度は回答率で27.7%、166名の方々より貴重なご意見をいただき、広報編集の参考とさせていただいております。

次に、まち角特派員についてでございますが、この制度は平成14年度に町民目線での記事を広報たいわに掲載することで町政への関心を高めていただくことなどを目的に始めたものでございます。平成16年度までの3年間に延べ6名の方を委嘱し、広報たいわに取材した記事を掲載させていただきました。平成17年度以降も特派員を募集いたしました。応募がなく近年はまち角特派員としての募集は行っていない状況になりますが、町民目線での広報たいわへの参加記事として、寄稿の掲載や昨年度からは宮城大学学生により取材記事掲載などを行っております。まだまだ町民参加型の掲載記事は少ない状況にありますので、広報モニターでいただいたご意見なども参考にしながら、町民目線に立った広報紙づくりを心がけてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

ちょっと再質になります、地域活性化事業の中のまちづくり活動推進会ということで、認定とか助成ありました。認定の基準といいましょうか、そういったものはどのようなものなんでしょうか、教えてください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これは役場町内で委員会を設置しておりまして、やりたい団体から計画書を提出いただきまして、その計画がまちづくりのこの事業にマッチするかどうかを協議をして、そこで認定をしております。基準で人数がどうのとか、そういう基準ではなくて、計画のプラン内容で検討をしているということです。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
活動休止している5団体を除き14団体が今活動しているということですが、最近これはふえているというんでしょうか、そういう参加申し込みみたいなのは結構あるんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
最近ふえているという状況ではないんですが、1年に1団体ぐらい申請があるということでございます。29年1団体、28年1団体、27年がなく26年2団体とか、1団体から2団体ぐらいの申し込みがあります。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
それとあわせて5団体休止という話もあるので、やめていかれるというか、それを取り消すような形もあるわけですね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

残念ながらそのとおりにやめるといいますか、休止になるところがございます。高齢化であったり、銘木、古木をやる方とか高齢化で休止になったりとか、あと目的が達成されて解散をされたりというところもございます。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

けさ一番最初に町長のご挨拶の中にあっただんですが、いろいろな施策の中でまちづくりという言葉がありまして、宮城の元気を創造するまちづくり、美しい自然を大切にする環境のまちづくり、安心した生活が送れる福祉のまちづくり等々ありまして、6つほどまちづくりが上げられていました。私が今回質問しているみんなで推進する協働のまちづくりというのがちょっと入っていなかったんですが、基本理念ということでは産業のまちづくり、環境のまちづくり、福祉のまちづくり、学習のまちづくり、定住のまちづくり、安全のまちづくりということがあるわけなんです、それともう一つ協働のまちづくりというのがまちづくりのキーワードとして上げられているわけなんです。6つのまちづくりの中で協働という言葉、協働と人づくりをキーワードになさっているようですが、こういった考え方というのはどのように町長はお考え、もしくはどういように活用なされて、そのまちづくりに望んでいらっしゃるのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

冒頭申し上げた挨拶の中に入っていますけれども、これは第四次総合計画の基本計画の中の基本計画の焦点といいますか、そういった計画で進めているということがございます。まちづくりには人づくりが大切だということが当然の話なんです、みんなが町をつくっていくわけがございますから、ですからそのためにそういったまちづくりをするための人づくりといいますか、人がみんなして活動することによって町が活気が出る、元気が出る、いろんなことになるわけですから、そういった意味で人づくり、このことについて特化したということではなくて、いろいろな人づくりがある

というふうに思っていますので、文化とかいろんな分野ですね。そういった形の方々がいい人がどんどん出てきて、そういう人たちが中心になってまちづくりをしていくことによって、町がどんどん元気になっていくという考え方でございますので、そういった意味でまちづくり、人づくりが大切だという考え方をしているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）

1 件目でもちょっと触れたんですが、協働という言葉、協力するの協と働くという協働なんですよね。先ほども14団体があって、それを町のほうにプランを出してまちづくりのほうで方向性が同じだから、それでその人たちが一生懸命にやろうとしている、だから町も補助金なんですけど、そういったものを差し上げてやっている、町と本当は協働して、協働協働とあれなんですけれども、一緒になって動く、大和町の場合ですと協働教育というような言葉になりますと、全国的にも大分ランクが上のようで、昨年でしたか、文部省のほうから表彰されているようなぐらい協働教育の面に関してはトップクラスじゃないかなと考えるんですが、行政面のほうでまちづくりにうまくそれが利用できないか、すなわち、いろんな各種団体が例えば回答の中にもありましたように、町道、県道などの除草作業ですとか、郷土を理解してもらうための活動とか、地区住民の安全と子供たちを事件事故から守る活動ですとか、そういったものがいろいろ出ているわけですよね。そういった人たちの中から町と一緒に活動していき、そして人を育て上げる、そうしてその人たちをリーダーとして今度はまちづくりのほうに結びつけられるような、そういうような形でキーワードとして上げられているのかなというふうに考えたんですが、私の言っていることは間違っていますか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いや、間違っていることは全くないと思いますが、そのとおりその考え方で町はやっているわけです。ただ、既にいろいろ推進、活性化事業に取り組んでいる方々の活

動自体がもう既に町の活性化なり、地域の活性化にもつながっている部分もございますので、それから今、今野議員がおっしゃるとおり、そういった方々に町も一緒になってというお話もあったようでございますけれども、このそれぞれの活動自体が町の活性化なり、まちづくりにつながった活動をしてもらっているということもあるわけでございます。もう既にですね。

ですから、そういった方々に、例えば今エリアでやっているのはもう少し広げたほうがいいとか何とかといった場合に、お手伝いをもらうとか、そういうことはあり得るというふうに思っていますし、そういった方々に今後ご協力をもらいながら、いろんな形でその事業だけではなくて、まちづくりについてご協力をいただくということは大変ありがたいと思いますし、そういったリーダーにぜひなってもらいたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
今ひとつかみ合わないところがあるような気がして仕方がないんですが、町長は協働という言葉はどのようにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
読んで字のごとく、協力の協にともに働くということでございますので、その字のとおりだと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
1 件目でも申し上げましたが、複数の団体が共通の目的を達成するために、相互の理解のもとに協力して1つの事業を実施していくというような感覚ではあるんですが、



そういった中で1件目でも話した子供とかを守るために立ち上がった、そこで町としてもそれに一緒になって動くような形になるというか、ともにその共同事業を達成するために町と組んで、町だけではなく別な組織と同時かもしれませんけれども、そういうようなところだと思うんですね。いろいろさっきの回答を聞いていても、いろいろな事業があつて、それに対して補助金を出していますというような形なんです、その補助金を出しているという形で協働だというふうに考えていらっしゃるのかなというところがあつたもので、町として一緒に協力してやっていこうというか、ともに動くという形ではないのかなと思ったんですが、どうでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それぞれの目的に向かった一緒にやるということは、協働そのとおりで私思っていますので、何でもかみ合わないんだかよくわからないんですけども、おっしゃるとおり、Aの組織がこういう活動をして、Bの組織もこうやって一緒にそれをやるということ、これは非常にいいことであつて、ぜひそういうふうにもやってもらって力を合わせてやってもらいたいと思います。それで、そこに対して町が間に入って一緒にやれるのであれば、それはますます結構です、そういうのが協働であります。

それから、さっきの団体に対して補助金を出したら、それで町でいいのかということではなくて、団体の方々がその知識なり、あるいはある部分に取り組むに当たって、金銭的なこともありましようし、いろんな部分で一緒に町もやりませんかという話じゃないんだけど、申請してもらったものにまず補助金という金はもちろん出します。それで、その組織を立ち上げていただいて、そしてその地域の活性化なり、そういうのをやってもらうということですね。それに対してお金だけ出すのかといえば、そういう姿にはなってしまいますけれども、一緒になって地域の活性化をするために、町としても応援をするという形、そこに人が行って、町の職員が行ってという形には今なっていないのは、団体の活動についてはそうですが、それぞれの団体でやっておられるわけですし、ただその中で例えばパトロール隊とか入っておられるんですけども、そういうところは町と一緒に活動するところがあるわけですから、そういう意味では町もそういった団体の協力をいただきながら、町も協働の中で活動しているということになっていると私は思っているんです。

ですから、決して組織だけで単発でやった、さっき高齢でおやめになったとか、そういう組織もありますし、公共の活動をされるパトロール隊とかの活動もあるわけですので、全てが町が一緒になって活動するということではないにせよ、いろんな団体が活動されることと一緒に町も、協働ですね、進めておりますので、取り組んでおりますので、決してお金を出してそれでよしとしているということではないというふうに私は考えておるんですが。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員、まだ質問あると思いますが、午後からにしたいと思います。

ここで、休憩をいたします。

再開は、午後1時とさせていただきます。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

午前中に引き続き質問なんですけれども、町民の中ではいろいろなサークル、団体出てきております。それで、その方向性が町と同じようなもの、例えば私も入っております島田飴実行委員会みたいな伝承会みたいなところは、町の一番大きなお祭りとしてそれを盛り上げようとしている団体、そのほかにもいろいろな団体がありますけれども、そういった町を盛り上げよう、そういったような活動をしている人たちは町のことを考えていろいろな動きをしているわけですね。そういった人たちが文化の面、防犯の面、いろいろなところで出てきて、そしてそれを一生懸命やっている、まちづくりに寄与しているわけですので、そういった人たちの中から人材を創出し、そしてそのまちづくりの中で別なほうの枠組みとして捉え、そしてまちづくりのリーダーとして引っ張っていくようなそういうことを希望して、今までの質問をさせていただいたんですが、それに対して町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
ただいまのご質問ですが、大変ありがたいお話だというふうに思うんですけども、そういったいろんな活動をされている方々、その活動が既にまちづくりと申しますか、そういった活動をやっておられるんですけども、それ以外にもそういった方々の協力の中でいろんな活動をしてもらう、まちづくりに協力してもらうと申しますか、一緒にやってもらうということは大変結構なことだと思いますし、ぜひそういう協力をいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
今野信一君。

2 番 （今野信一君）  
そういったふうに出てきた人たちをうまく活用、そしてこの団体とこの団体を結びつけてまた別な形にしてやっていく、そういったような戦略的なといいましょうか、そういうような人づくりをもっと育てていくような、そういった積極的なものはお考えじゃないですか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
団体と団体を一緒にしてと申しますか、2つの団体をやってそしてまたという共同体制、それについては町がこうやってやってくれというやり方がいいのかどうか、そこにかかわるのですね。その方向性が例えば町でやっている事業と、さっきのあれと一緒にですけども、同じ方向を向いているのであれば町がこうやっているのにそういう協力をもらうということはいいと思いますけれども、そちら活動しているものに、それぞれ活用している方々を町がどうぞ一緒にやってくださいというものではないのでありますね。活動以外のものをその団体さんが一緒にになって何かやったらいい

いでしようとやるものではないんだということです。町が何かやるものについて、両方の方々にご協力ももらってやるということは、それは当然いいと思いますけれども。

ですから、町がある方向に何かしようとして、それに一緒に協力してもらおうと、2つの団体に協力してもらってやるということは大変結構だというふうに思います。それはそう思います。

議長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2番 (今野信一君)

ちょっと話変えますけれども、住民が町のために何かアクションを起こそうとする。そういうふうな町がこういうことに対してやっていることに関して自分たちも、京都府に行って、この間総務常任委員会でお邪魔しまして、お話をお伺いしましたところ、その町では人口が減っていく、どうしたらいいだろうか。公共交通機関が絶えてしまいそうだというので、隅々までのあれができなくなってしまうということで、それを見かねまして、NPOが立ち上がり、そしてそこで交通網の一線だけですけれども、それを立ち上げようや、そういうような形で人が名乗り上げてやっていくような、すなわち町の弱みをカバーしようじゃないかというような気運が高まってくる。人口が減ってくる、大和町が希少な団体でほかのところはどんどんそういう状況になってきていますので、何かそういうことでこれが自助、共助、公助の中でその町では商助というような言い方をしていました。1件目でお話ししましたときに、町、町民及び事業所そして、町民自体、地域、そして公助に移る前に事業所ということで、商業の商に助けると書いて、商助というようなんですけれども、そういったところも組み入れまして、助け合うような形をする。そして、各自おのおのがやるべきことをやっていこうじゃないかという話になったそうなんです。それで、お互いがやるべきところをやっていこうじゃないかと、そういうような考え方を進めていったところで、やるべきところをやって、それをうまく町と結びつけて、そして各団体もそれを巻き込むような形でまちづくりがなっていく。そして、町民たちもいろいろな計画に参画して、このまちをちゃんと持っていかなければならないというようなことで、立ち上がってやっていくというようなお話を聞いてきたわけなんです。

せっかく、今大和町内でやっている人たちが頑張っってそういうふうに町おこしというわけじゃないんですけれども、そういうようなリーダーとなってやっていく上で、

そういった人材を大切に、それを育てていくような形というか、そういったものがいずれ人口が減少に転じたときに物すごくいい財産になるのかなと考えるわけです。

今、こういうような大和町はまだ右肩上がりです。そこまではいいと思いますが、今のうちからそういうルールをつくり、そういう人づくりを確かなものにして、同じ方向を向けるような大和町のつくり方というものも今から着手しなければならないんじゃないかなと考へましたので、そういったような積極的な人材の育て方、そういったものをどういうふうに町長は考へるのか、今回聞いてみたかったんですが、最後になりますが一言いただけませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話にありました商助というんですか、京都の例でございましたけれども、公共でなかなか難しくなったものについて、ほかの団体の方々が、地域がカバーするべくみんなで協力して差上げてやっていくということ、これは大変すばらしいことだというふうに思いますし、そういうものを引っ張っていくリーダー、そういった方々の力というのはすばらしいものがあるんだというふうに思っております。

そういう中で、今団体をいろいろやっていて、今大和町ですね、いろんな組織の中でそういう活動をされている方々、リーダーだけではなく皆さん優秀な方だと思いますけれども、そういった方々にまちづくりに参加してもらおうということは大変ありがたいことですし、ぜひそういうふうにやってもらいたい。それを町がどうやって育てていくかという言い方になっておられるようですが、育てるという言い方がいいのかどうか、どうやって育てる、その組織の活動を支援することで育ててくるものなのか、いろいろあると思いますけれども、みんなが活動するお手伝いといいますか、そのことによって育ててくるということもあろうと思いますので、積極的にやっていきたいと思ひます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

以上で終わります。

議長（馬場久雄君）

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

続きまして、3番犬飼克子さん。

3番（犬飼克子君）

きょうの3番目、女性の視点から、また母の視点からさらに祖母の視点から、3件、5要旨にわたり元気いっぱい質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、発達障害への早期発見の取り組みについてを質問させていただきます。

発達障害者支援法は、平成16年12月10日に制定され、13年がたとうとしております。発達障害という名称については、多くの方々の知るところとなり、障害に対する理解も少しずつ広がってきております。

1歳半検診や、3歳児検診の目的の1つは、知的発達のおくれの発見に努めるところであると認識しております。ところが、知的発達におくれはないものの、落ち着きがない、あるいは対人関係に問題があるといった発達障害に対しては、必ずしもこれまで感度を高めてきたとは言えない状況ではないでしょうか。発達障害において、早期発見が大変有効であります。その上で、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、学童期になって発達障害が見受けられるようになった場合、不適應の状態になってしまっていることが多いと言われております。5歳時のところでさまざまな状況が見受けられますが、そこから支援とか治療を開始すればいいのですが、それを放置してしまうが故に、学校に入ってからだと手おくれになってしまう場合があります。乳児期の段階で発見し、適正な対処を行うことで多くが予防できることから、早期発見に最も適した年齢が5歳児であると言われております。このことから、多くの自治体を取り入れてきている5歳児検診の重要性が高いと考えますが、町はこの検診の概念をどのように認識していますか。

2点目、1歳半検診時に社会性発達評価用視線計測装置ゲイズファインダーの活用が有効で、多くの自治体で早期発見に取り入れてきていますが、導入を検討してはどうでしょうか。

議長（馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、町では4から5カ月時健康診査、1歳6カ月時健康診査、3歳児健康診査を実施しておりますが、これらの乳幼児検診、健康診査はいずれも母子保健法に基づきます法定検診として実施されております。

1歳6カ月時及び3歳児におけます健康検診では、運動機能、言語、視聴覚機能、精神発達機能の遅延、障害等が疑われる子を早期に発見し、専門相談や受診等関係機関につなげるほか、この生活習慣の確立、口腔内の清潔、食習慣、その他育児に関する指導を行いまして、子及び子を取り巻く家族の健康の保持、及び増進を図ることを支援しているものでございます。

検診の内容につきましては、問診におきまして標準的な発達に関する問診項目とあわせて、発達障害や対人関係や、社会性に関する項目を含めているほか、家族や養育環境、支援者に関する事等の項目も取り入れており、受診者の支援につなげているものであります。

国の指針によりますと、5歳児検診の最大の目的は、保護者が発達障害に気づくことにあります。これは、厚生労働省が発行しました軽度発達障害児に対する気づきと支援のマニュアルに明記されておりまして、この気づきから子供への適切な対応や就学に向けての準備へとつながることを目的に実施されております。

したがいまして、発見された発達障害をご家族へどのように伝えるのか、就学までどのように過ごすのか、指導するのか、どのように教育機関へ橋渡しをしていくかが検診及び検診後のフォローアップの鍵であると考えております。特に、検診後の受け皿を整えることも重要であり、検診同様に整理する必要があるため、専門性を考慮しますと、県などが先導し、広域的な取り組みにより体制確立が進められることが重要であると思われまます。

また、発達障害の特徴は、検診時に個別に課題に取り組むことでは見えづらい行動、特徴もあり、幼稚園や保育園等集団活動を通じて把握されることが多いため、幼児、児童の所属先で連携協力をいただくことが前提となります。

現在、町では検診という体制ではありませんが、母子連絡調整会議を開催いたし、町内及び近隣市町村の幼稚園や保育園等と連携した支援体制を組んでおりまして、随時幼稚園や保育園と町が情報の共有を図り、就学前の支援を要する児童等の相談、及

び各施設での巡回相談を実施しております。また、未就学児を対象とした子育て健やか相談や、親子ふれあい教室では、臨床心理士を配置し、発達相談を実施しているほか、育児不安の解消や安定した母子関係の構築や、療育に関すること、保護者へのメンタルヘルスの向上についてなど、適切な知識を得ていけるように支援しております。

県内では、5歳児検診を単独で実施している自治体はない状況ではありますが、今述べましたとおり、検診前後の支援体制を考慮した上で、情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、ゲイズファインダーの導入についてでございますが、自閉症などの発達障害の診断は身体的な所見で判断することは難しく、日常生活におけます行動特徴の分類、精神運動発達の遅延の程度などによって診断される状況にあります。自閉症の特徴の1つに視線のあいにくさや、独特な視線の動きなどがあり、視線のパターンを測定することで、その特徴を把握する情報の1つになり得るとは考えますが、機械や数値だけでは判断できない場合も多くあること、また自閉症の診断はその後のお子さんの支援や保護者の療育に関する慎重かつ非常に繊細に対応しなければならないものと考えます。機械の結果をお伝えするだけでは、対象のお子さんや保護者に寄り添った支援にはつながらない可能性もあり、導入に当たっては慎重な検討が必要と考えております。

町では、実施する乳幼児検診は、検診の場ではなくて、お子さんの成長や発達に関すること、家庭での心配や困り感に寄り添い、お子さんのよりよい成長や保護者が安心して育児に向き合えるための相談などの場であることを目標に実施しておりまして、今後も住民の皆様が安心して受けていただけるような検診ができるよう十分に配慮してまいりたいとこのように思っております。以上です。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3番 (犬飼克子君)

文部科学省の発達障害児はどのくらいいるかについて、2012年に文科省によって実施された調査があります。公立小中学校の通常学級において知的発達におくれはないものの、学習面、または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%でした。以前より0.2%増加しています。1クラス40人の学級とすると、その中に二、三人はこうした児童生徒が在籍していることとなります。今やグレーゾーンの児童も



含め、クラスには六、七人いるとも言われています。

発達障害者支援法ができて、10年間に小中学校におけるいじめの件数や不登校の人数は、増加し続けています。仙台市でも3人がみずから命を絶った事例がありましたが、報道によりますと3人とも発達障害または疑いのあるお子さんであったということでもあります。けさも休み明けに自殺者がたしか134人いたとマスコミ報道がありました。特に、9月1日が1年で一番多いということで、朝から心を痛めておりました。残念なことに、発達障害を持っている子供さんがいじめの対象になっております。こうしたいじめや不登校の人数を減らしていかなければいけないと思います。

そのためには、発達障害を5歳児検診時に早期発見し、そこから早期療育、支援に向けてつなげて、強力で押し進めていく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたことの繰り返しになりますが、町では検診という形ではないのですけれども、母子連絡調整会議というものをやって、そしてその横の連絡をとりながら早期の発見に努めておるところでございます。発達障害というのは非常に難しいというふうに、私専門ではないので詳しくはわかりませんが、そういった判断をするのが非常に難しいといえますか、そういうことで5歳児検診ということもあるんでしょうけれども、先ほども申しましたけれども、常日ごろからの活動といえますか、日常の活動の中の行動とかの中からもそういったものが見えるといえますか、そういうことがあるということでございます。

それで、大和町では近隣市町村の施設、保育所とか保育園とか、そういった方々の情報の交換の場といえますか、そういった中で会議を開いて、そういった課題について検討し、そしてご家族の方に上手にといえますか、不安を与えないように伝える、あるいは小学校に対して情報の提供をして、そういった方に対する対応をとるようということで、今努めておるところでございます。

5歳児検診という場での発見ということも1つの方法であるというふうには思っておりますが、先ほども申しました町も圏域の中でのやり方で、日常生活を大切にしながら、そういった方法で今とっているところでございます。5歳児検診につきまして

は、支援体制ということも必要なことでもありますので、繰り返しになりますけれども、検診につきましては、情報の収集をこれからもやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

先ほど先進地視察の質問があったんですけども、社文で北海道むかわ町の5歳児検診の実施状況について視察をしてきました。むかわ町は子育て支援にとっても力を入れている町で、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援体制が整っている町でありました。町職員として臨床心理士も採用されております。むかわ町では、発達障害の早期発見、早期支援を目的に平成22年度から5歳児検診を実施していて、早期治療に結びつけています。

5歳児検診の実施に至った経緯は、3歳児検診の結果から要経過観察、要支援者が増加し、年齢的に個人差も大きく保護者の思いから支援につながりにくく、気になる子が増加したということで、保護者とのかかわりもとても持ちづらかった。そして、保育所入所後に見えてくる社会性を主とした発達の心配のある子が増加したにもかかわらず、保護者と状況を共有しにくく、介入が難しかったと言われていました。学校では、学校に入ったときに今度はこれまで支援を受けていない児童に学習面や友人関係の心配のある子が増加した、そして保護者の理解が得にくく、介入が難しかったとありました。これは、3歳児検診だけでは解決できないということで、2年間試行的に実施して、平成22年度から5歳児検診を行うようになったそうです。

このように我が町に当てはめて見ても、発達障害の早期発見の観点から、5歳児検診は必須と捉えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

必須ということもございますけれども、繰り返しになりますけれども、1歳、3歳というのは当然やっておるわけございまして、その後についても先ほども言ったと

おりそれぞれの関係機関のほうで保育士さんとかそういった方々が状況を常に、日常を把握して、そして入学時といたしますか、その前の段階で調整会議等で情報の交換ということ、情報の交換ということにつきましては、そういった子供さんに対しての今後なり、あとどうやって親御さんにお伝えするかとか、あるいは小学校に対してどうやっていくかとか、そういったことの見意見交換だというふうに聞いております。

5歳児検診というワンポイントといたしますか、そこだけでなく、それはもちろん大事なことだというふうに思いますが、町としましてはこれまでもそういったことである程度期間を持った中で、対応といたしますか、そういうのに努めているところでございます。先ほども申しました5歳児ということにつきましては、今先進地というお話がございましたけれども、我々のほうでも勉強してみたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

前向きに勉強されることをご期待申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

次に、ゲイズファインダーの導入についての質問ですが、ここにデータがあるんですけども、ニートの40%が不登校経験者と言われております。そして、ニートの55%がいじめ被害の経験者という事実があります。子供の自殺はほかの年齢層に比べて低いのですが、ほかの年齢層が減少しているのに対して、停滞かもしくは増加の傾向にあります。若年者の、要するに中卒の離職率は1年目で41.3%、2年目で54.4%、3年目で62.1%と高卒、大卒の約2倍になっています。

ニートは34歳以下で何と60万人もいると言われております。離職の主な理由として、コミュニケーション、人間関係、また職場のいじめ、仕事が自分に合わないなどです。今は、発達障害と診断されたりしていますが、少し前は変わった人だとか、理解されないで苦しんでいる人が今たくさんおります。早い段階で気づいてあげられたら、治療もできたと思いますが、この点についてはどのようにお考えになりますか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっとニートの方の数字でございますが、ニートの方が皆さん発達障害があったのかどうかはその辺はわかりませんが、そういった発達障害とかあった場合に、ニートの人とかはまた別としまして、早い段階から治療をすることは大切な事だというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

今なぜ発達障害の人がふえてきているのかといいますと、虐待による精神疾患が疑われる子供の増加と、母親の低栄養、また栄養の偏り、母親の喫煙、父親の高齢などでさらなる科学的な検証が続けられていますが、発達障害は脳の障害、また特性と言われていて、習字が得意だったり、また絵が得意だったり、ピアノが得意だったりなどマスコミでも報道されております。エジソン、ニュートン、アインシュタインも発達障害症の人で社会の進歩に大きく貢献しておりますが、この特性に関してどのようにご認識をされておりますか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その方の持っている才能ということでございますので、発達障害とかそういうことじゃなくて、人それぞれにそういった才能は持っておられるというふうに思っております。そういう才能を発揮できる場といいますか、あるいは見つけてやるというか、自分で見つけ出すといいますか、そういったことは大切だというふうに、人として大切といいますか、というふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

障害、または特性の早期気づきがなぜ必要かといいますと、それは練習、すなわち

治療的介入、療育が早いほど改善を期待できるからであります。大阪府ではゲイズファインダー、通称顔テレビとありますが、子供の視線の動きを測定することにより子供の社会性の発達について、評価する装置を導入しております。顔テレビ、ゲイズファインダーは、大人の膝の上に子供を座らせ、映像をたったの2分間見てもらうだけで評価が終了します。また、保護者の障害に対しての受け入れや我が子の気にすべきポイントが具体的に、療育にもつながりやすいと言われております。

このゲイズファインダーは、福井大学、浜松医科大学、金沢大学、千葉大学など子供の発達科学研究所が共同開発をしたものであります。その中の大阪大学大学院の連合小児発達学研究所の片山泰一さんという教授がおりますけれども、この片山泰一教授は厚生労働省が予算をつけて発達障害を調べてくださいとお願いされた方でありませぬ。また、審議委員として研究を始めた人でありませぬ。先日、多賀城にカ片山泰一先生が来られて、多賀城市長初め市の職員の方々や近隣の市町村の関係者で研修会がありました。私もそこに参加をさせていただきました。臨床場面で、視線の異常を簡便、かつ客観的に測定できる機器は今までありませんでした。幼児用に開発したこのゲイズファインダーが思春期、青年期のASD診断、自閉症スペクトラム症といたしますけれども、これまでの呼称は広汎性発達障害と呼ばれておりました。このASD診断、社会性の障害のための有用な補助機器の1つになると考えられておられます。これまで、医療専門家の主観的な判断に頼ってきたASDの診断に客観的な指標を加えることができる点で、ASDの診断に大きな影響を及ぼすと考えられます。

また、乳幼児診断などで社会性の評価のためにゲイズファインダーを既に導入している地域もありますが、多くの自治体で広く利用してきているゲイズファインダーを我が町でも活用し、検診後のフォローにもつなげていき、さらに受け皿を整えながら、そして今後の療育につなげていけるように導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ゲイズファインダーにつきましては、先ほどの質問でもお答えをしておるところでございますが、顔テレビといたしますか、そういう機械の存在につきましては、今回私初めてですがわかりました。また、まだまだいろいろ難しいといたしますか判断する材

料に全てということでもない、先ほど申し上げましたとおり、視点のパターンを見て、そして動きをもって判断をするという装置のようでございます。それは1つの材料になろうかと思いますが、そのことだけで機械的な数値だけでは判断できない場合があるということもございます。

そしてまた、さっきも言いましたけれども、そういったものについてのお子さんの支援とか、保護者に対することにしましても、機械の数値だけでこうですと言えるものではないんだと思います。専門的な見地の中からはいろいろ判断の中でお話、親御さんにも説明が必要だと、非常に繊細な部分があるかと思っています。この機械があつてこの機械の数値だけで、はい、こうですというものではまだまだないのではないかと見地もあるようでございます。そういったこともありますので、機械の導入につきましては、もう少し先進事例とか、今たくさん導入されているというお話でございましたけれども、県内でどうなのかわかりませんが、非常に大切な健康診断といえますか、大切だと思いますが、方法については慎重にやっつけていかなければいけない部分もあるというふうに思いますので、この機械についてもいろいろと勉強させてもらいたいと思います。

議長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ぜひとも前向きに検討することをご期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

災害時の情報伝達についてであります。

防災行政無線は、避難勧告等の入手手段としては屋外では非常に有効である一方で、豪雨時には屋内では聞き取りにくい、または聞こえないと言われる声が多いです。以下の2点について伺います。

1点目、避難の呼びかけに防災無線が聞こえないと言われているが、特に聞こえない防音工事をしている地区への対策はどのようになっていますか。

2点目に、外国人への対応をお聞きいたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

災害時の情報伝達でございますけれども、大和町内におけます防災無線設備につきましては、平成27年度28年度2カ年にわたってアナログからデジタルに更新整備を行ったところでございます。近年の住宅の建築構造では、高气密高断熱性等に優れておりまして、防犯上においても窓を開けたままでの生活ではなくなっており、防災無線のからの放送内容が聞きにくくなっているとの問い合わせは何件かございましたが、この無線放送確認ダイヤルというのがございまして、そういったものやメールの受信方法などもお勧めしておりますところでございます。

緊急災害時の避難の呼びかけの方法といたしましては、1つ目としまして防災無線による呼びかけ、2つ目としましては地元消防団員等によります毎戸訪問の呼びかけ、また3つ目としましては行政区におきまして組織されております自主防災組織によります隣組声かけでの避難等々を考えております。今後も地域の方々と連携を図りながら、災害時に備えていきたいと思っております。

次に、外国人への対応でございますけれども、さまざまな国籍、言語の方々が住んでおられまして、防災無線での多言語、いろんな言葉での対応は難しいと考えておりまして、避難呼びかけなどは地元、さっき言いました消防団の方々や行政区の方々、あと労働者を派遣されている会社、お世話している会社といたしますか、そういった方々のご協力のもとに周知していきたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

1点目の防音工事をしている地区への対策はについて、お伺いいたしますが、そもそも防音工事は王城寺原演習の騒音が室内に入らないようにすることが主たる目的であると思っております。防災無線が室内に聞こえないのは当然ではないかと思っておりますが、この点についてお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

防音工事につきましては、王城寺原の関係の方についてはそういう形で防音工事をしております。また、一般の方でも場合によっては今気密性とか高くなっていますので、なかなか聞こえないところがあるろうというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

吉田地区では64世帯が個別受信機を設置しているということであります。しかし、防音工事をしている沢渡、吉田地区が個別受信機を1軒も設置されていない理由は何かお聞きいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

設置されていない理由ではなくて、設置されている理由を申し上げます。その地域につきましては、防災無線が届かないという場所につきまして、個々の家庭に室内の無線をつけているということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

済みません、意味がよくわからないんですけども、沢渡地区、吉田地区が個別受信機は設置されていないんですけども。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）



受信機を設置している場所につきましては、そういうことで無線が届かないところについて設置をしているというふうに申し上げました。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

実は、沢渡、吉田地区の方から防音工事をしているので、当然放送されても聞こえないというご相談がありました。携帯もない方なので、メールでの情報も入ってこないし、防音工事をしている地区は優先的に個別受信機を設置すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

防音工事、その地域についてそういうことでつけていない地域を申し上げましたけれども、全く聞こえないうちというのがあるということでございます。その辺についてちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

早期に検討することをご期待いたします。

次に、外国人への対応についての質問をさせていただきます。

たくさんの方々が大和町に来ていただいて、とても喜ばしいと思います。社文でお聞きしたときに、ブラジル人が130人、在日韓国人が53人、フィリピン人が11人、インドネシア人が41人、ミャンマーの方が42人、ネパール8人、ベトナム88人の方、計401人の方が今大和町に来ていただいているとお聞きいたしました。まほろばの夏祭りでも踊りの輪の中に入って、一緒に踊らせていただきました。一緒に踊った人はたしかインドネシアから日本に研修に来たと言っていましたけれども、片言の日本語の

方でしたが、楽しいひとときを過ごさせていただきました。

災害はいつどこで起きるか予測不能であり、緊急時の対応に日ごろからの準備が欠かせないと思います。おととしの関東・東北豪雨の際に茨城県の常総市に在住する多くのブラジル人の方は、防災無線の内容を理解できずに、避難場所もわからないまま、困難な状況に置かれてしまったそうです。災害状況や避難勧告は防災無線による日本語だけでしか放送していなかったため、そのほとんどが伝わらなかったのが原因だと言われていました。

我が町においても、万が一の災害があったときに言葉が通じないということのないようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

言葉がわかるようにということですが、先ほどの答えと重なるんですが、防災無線で何か国語でもやるというのはなかなか難しいことだと現実に思います。したがって、先ほども言いましたけれども、人づての呼びかけといいますか、そういった方法になるということ、無線で何もということをやっていた場合に、ご存じのとおり距離によってハウリングというものが出てくるものですから、余り長い文言でありますと、次に行くのがおくれていくという状況もあります。これが何か国語もやるとなった場合には、1カ所でかなりのということも出てきますので、おっしゃることはわかるんですが、それをやっていくということについては現実的な問題としてちょっと難しい部分があるんじゃないか。したがって、人的な助け合いの中でご協力いただいてやるということが大事だというふうに思っております。

あと、危険な言葉という言い方もおかしいのかもしれないですけども、アジア系の方は比較的日本語がおわかりだということを知っておりますので、そういった方についてはこういったときにこういうことがあるということについては、事業所を通じて伝えておられると思います。そういったことも必要かと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

先日の早朝にJアラートが鳴って、驚きました。先ほどの町長のお話にもありましたが、ある方からすぐ電話をいただいて、「どこに避難すればいいんですか」とお電話いただいたんですけれども、早速チラシをつくっていただいてありがとうございました。さっきいただいてきました。ありがとうございました。

Jアラートにとどまらず、災害時に落ち着いて行動するためには、日ごろの準備が不可欠だと思います。いざというときは、準備してきたことしか行動に移せないと言われていています。自主防災組織をほとんどの地区で立ち上げましたが、行政主導で外国人も含め多くの自主防災組織での防災訓練、また避難訓練が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

議長 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 長 (浅野 元君)

Jアラート、ああいうのがあった場合ということ、あれに限らずでしょうけれども、確かにJアラートの場合は、うちの中にいる場合はうちにいるということが原則で、避難場所に逃げる、あえて避難するというよりも、あれにもあるんですが、建物の中にいる場合は外に出ずにできるだけ窓から離れてください、できれば窓のない場所に移動してくださいと。どこに逃げればいいのかという問い合わせがあったり、あるいはまほろばホールに行きなさいという方もいました。そういったこともあったので、早速こういうことでやったところでございます。

外国の方々についての訓練といいますか、それは地域の方々、地域ではそういうところに参加している方もおいでだと思っております。話違いますが、この間運動会のときに反省会にある地区に行きましたら、外国の方も一緒になって反省会、運動会も出たと言っております、ああいうふうになっていけばいいんだと思います。それぞれの地域で外国人の方も一緒になっていろんな活動をするという動きがございましたので、こういったものを各地区でやってもらえるようにしていければと思います。

議長 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

たくさんの方の外国人の方が、待っているうちにいらっしゃっているなど、一緒に運動会に参加してすごいなと私も感動しておりました。

次の質問に移らせていただきます。

祖父母手帳について、共働きの夫婦にかわり、祖父母が育児を担う機会がふえてきています。しかし、子育てに関する世代間のギャップによるトラブルや、孫育てに精神的な不安を抱く祖父母が増加しております。現在主流の育児方法や世代間の意識の違いについて、祖父母世代の理解を図り、孫育てや地域での子育て支援への積極的なかかわりを推進するため、以下の点についてお伺いいたします。

祖父母が孫やその親と良好な関係を築きながら、子育てのよりよいサポーターとなってもらえるように、子育てに関する世代間ギャップを解消するための冊子、祖父母手帳をつくってはどうか。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

祖父母手帳についてですが、祖父母手帳は祖父母世代が育児をしていた時代に比べて、育児方法が大きく変化している中で、祖父母が知っておくべき現在の育児の常識や、父母との円滑な関係を構築するつき合い方など、孫育てのヒントが掲載されたものであり、共働きの夫婦にかわり祖父母が育児を担う機会がふえている中、祖父母世代が地域におけます子育ての担い手となるきっかけとすることを目的としたもので、広島県や岐阜県、鹿児島県等で発行されております。

抱き癖、母乳、食事の与え方など、子育て世代との行き違いが起ちがちなテーマを、発育時期別に取り上げ、今と昔の育児方法の違い、孫とその親と良好な関係を築くポイントを紹介した内容となっております。

現在町の取り組みといたしましては、改めて祖父母を対象にしたものではございませんが、乳幼児検診や子育て健やか相談等、各母子保健事業を通じまして育児養育にかかわる保護者等に対する専門スタッフ、これは臨床心理士、保健師、栄養士などでございますが、こういった専門スタッフからの助言指導や、パンフレット等資料を活用した情報提供を行って、母親や父親に限定することなく、広く普及啓発し、育児支援を行っているところでございます。

この手帳につきましては、ほかの県がやっているようでございますので、情報収集に努めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

今の子育てと昔の子育てはかなり変わってきています。昔は、私も子育てをした時代、ここのほとんどの方がそうではないかと思うんですけども、大人がかみ砕いた食べ物を離乳食として子供に与えていました。大人が使っている箸やスプーンで食べさせることも普通でした。しかし、今は生まれたばかりの赤ちゃんの口には、虫歯菌がないそうです。大人から感染することがわかってきました。そのため、箸やスプーンは共有してはだめなんですね。甘い食べ物の摂取も昔は乳歯が虫歯になってもまた子供がぽっちゃりしていても、気にしない親が多かった。今は、糖分の多い食べ物をだらだらと食べると、虫歯や肥満の原因になる。また、おやつは甘いものばかりにならないように工夫して、食事のリズムを崩さないよう、決めた時間にだけ食べるようにすると、さまざま変わってきています。このことについてのご認識はございましたか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、孫がおりませんので認識、そういう難しくなっているという認識しておりますが、今聞いたようなことは初めて聞いたと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
犬飼克子さん。

3 番 （犬飼克子君）

済みません、吹き出してしまいました。済みません。これは埼玉県の寄居町から取り寄せた、送っていただいた祖父母手帳であります。この送っていただいた本の中に、

昔と今の子育てで変わったことが載っています。例えば、昔は余り抱っこしてはだめだよと、抱っこをすると抱き癖がつくよとか、なるので余り抱っこしないよとか、赤ちゃんが抱き癖をつけると、赤ちゃんが抱っこを求めて泣くようになるから手がかかると言われてきました。しかし、今は抱っこは大事なスキンシップだと、心の成長に必要なだから、たくさん抱っこしたほうが良いと言われています。抱っこなどのスキンシップは自分の存在が受け入れられているという感情、自己肯定感を育むそうです。自己肯定感とは心の成長の土台となるととても重要な感情であります。おじいちゃん、おばあちゃんがたくさん抱っこしてあげるといいそうです。

また、うつぶせ寝は頭の形がよくなるよとか、寝つきがよくなるよと言われてきましたけれども、今は乳幼児症候群予防策の1つとして、医学上の理由がない場合は、仰向け寝が推奨されています。

このようなことから、孫と楽しく遊んだり、特に嫁姑の確執を少なくするためにも、今の子育てをお互いに理解し合えるような祖父母手帳をつくってはいかがでしょうか。

議長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

嫁姑の関係、難しいことがいろいろあるんだと思っています。そういったものの認識を一緒にするということが大切だと思っています。抱き癖は我々のころも子供は抱っこして、もう少し若くなったら抱かなくなって、また抱くようになったんですかね。いろいろその時代で変わってくる場所もあるんだろうなと思いがございます。情報と申しますか、そういったものの考え方の共有ということでございます。町のほうでもパンフレットとか資料、そういったものでもやっているところがございますので、母子手帳というのはどういう内容かわかりませんが、同じようなところがあるのかも、パンフレットとか使っているのかもわかりませんが、ちょっと私そこまでわかりませんが、情報の共有をするような資料と申しますか、そういったものをおじいちゃん、おばあちゃんとかにやって共有してもらおうということが大切だと思っておりますし、さっきも言いましたけれども、うちのほうでもいろいろやっておる中で、そういったことはしっかり伝えるようにやっていく必要があるんだろうなと思いました。

議長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ぜひ寄居町さんの祖父母手帳を参考につくっていただけることをご期待いたします。  
そして、安心して子育てのできる町に、そして安心・安全で災害に強い大和町を目指  
していくことをご期待申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。休憩の時間は10分間といたします

午後1時58分 休 憩

午後2時09分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

皆様、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、私から町長に2件質問いたします。

1件目は、南部コミセンでの健康診断の問題点解消法です。

本年度初めて南部コミセンで健康診断が実施されました。もみじヶ丘の人も南部コ  
ミセンで健康診断を実施しました。

健康診断を受診された方には、高齢者が多く、高齢者のことを考えているのかとい  
う声を多く聞きました。受診場所が遠くなったことと、南部コミセンに隣接している  
杜の丘4号公園のり面の通路が急勾配であるためです。

来年度に向けて、上記の問題の対策として、シャトルバス、巡回バスの導入などや、  
南部コミセン周辺ののり面整備計画の進捗についてお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、槻田議員のご質問でございますが、本年度の総合検診につきましては、5月25日から6月4日までの10日間の日程で、ひだまりの丘、落合ふるさとセンター、宮床基幹集落センター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの各地区ごとの集会施設で実施しまして、もみじヶ丘、杜の丘地区につきましては、4月の南部コミセンの開設によりまして、6月3日の土曜日、4日の日曜日に実施したところです。

2日間の受診者数につきましては622名で、うちもみじヶ丘の受診者数につきましては、3日が229人、4日が119人の合計348人となっております。前年度の受診者数が360名でしたので、前年度と大体同程度の受診者数となっております。

南部コミセンが開設される以前は、もみじヶ丘児童館、及び小野小学校体育館等を借用して実施していたところでございますが、もみじヶ丘児童館につきましては、駐車場の問題等によりまして近隣住民の方々への迷惑、小野小学校につきましては学校行事等との調整、あるいは雨天時には校庭への車両の進入制限、そして職員の休日出勤等で負担をおかけしていたところでありまして、4月の開設に合わせて南部コミセンでの実施となったところです。

次に、現在の杜の丘4号公園ともみじヶ丘を結ぶ階段につきましては、杜の丘団地造成時に整備されていた階段を生かしつつ、平成26年度におきまして手すりや斜路を整備したものでございます。その後、都市再生整備計画におきましてもみじヶ丘7号緑地と杜の丘4号公園を車椅子対応の通路を新たに設置する計画としております。

本事業につきましては、既に工事を発注し、業者と契約を締結したところでございまして、年度内完成を目指して現在工事着手に向けて準備をしているところでございます。

なお、工事の際には公園等の使用を一時制限するなど、ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いするものです。

また、検診につきましては、今年度初めて南部コミセンで実施したところでございますので、今後さまざまなご意見を頂戴しながら、検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。



5 番 (槻田雅之君)

ことし始めて南部コミセンで健康診断が実施されました。大変メリット、駐車場の件とか、スペースの面とか大変移転してよかったと思っていますが、その2つの点が問題ではないかということがございまして、それでちょっと質問させていただきます。

のり面の件ですけれども、何回か質問されていますし、状況としまして整備するという話は聞いておりますが、今回先ほどの答弁の中で年度内完成を目指してと、その目指してという言葉があったんですけれども、年度内で終わらないかもしれないということか、進捗なりスケジュール、目指すというのはどういう意味なのかなど。業者が決まっているということは、もう大体終わりわかっていると思うんですね。目指すとは決まっていないから目指すのか、その辺進捗ぐあい、同じように当然車椅子対応ということは、お年寄りのシルバーカートですか、それも当然歩けるようなスペースであるのか、その辺の進捗状況ぐあいというか、工事の内容をちょっと教えていただければと思いますので、お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

目指してと申しましたけれども、年度内で終わる予定でやっております。何かあったらと慎重に言ったところが。年度内の予定で発注はしております。

それから、シルバーカート、今階段は直線というかそういう形になっております。それで、前から皆さん、議員さんからもお話あったと思いますけれども、あそこが急であるということ、あるいは車椅子でおられる場所がないのではないかというご指摘をいただきましたので、今度少し遠回りといいますか、緩くなりますけれども、車椅子の対応ということです。車椅子で対応できるので大丈夫だというふうには考えておるところです。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

距離の話をちょっとしたいと思います。実際、今のもみじヶ丘児童館ですか、から南部コミセンまでの距離どれくらい変わったかと私調べてみました。実際、のり面を使用した場合ですと、あそこからの距離、もみじヶ丘児童館から南部コミセンまでの距離と時間、のり面を使用したときに500メートルで約10分弱、日吉台中学校、要は町民バスのルート、大きな道路を使った場合ですと940メートルの15分ぐらいかかるという内容でございました。

では、南部コミセンが一番遠いもみじヶ丘1丁目さんからの距離もちよっとはからせていただきました。もみじヶ丘1丁目さんの端、貯水池の近くになるんですけども約1.7キロで歩くスピードにもよりますけれども、26分、2丁目さんですと1.6キロの24分、3丁目の端ですと1.3キロというくらいで、歩くには若干遠いというか、普通の健康な方とか、高齢者の中でも元気な高齢者の方であればさほど感じはしないんですけれども、ある程度足腰が何かしら痛い方にはちょっと遠いのかなと思っております。

ほとんどの地区で今高齢化が進んでおります。特に、交通弱者ですね、単なる元気な方が年とっていく分にはよろしいかと思うんですけれども、よく交通弱者、車が運転できなくなった方とか、もともと車の運転は持っていなかった方、これはもみじヶ丘地区でもなくどこの地区でも共通なんですけれども、その対応というのはこれから急務だと思っているんですよね。

では、交通弱者の方が健康診断までの場所の移動について、町としてどのような考えを持っているのか、例えばほかの地区であればデマンドタクシーがあるとか、いろいろするにしても、交通弱者の方の移動手段についてどのように考えているのかお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった施設ができますと、場所が変わります。したがってこれまで近かった人が遠くなるとか、遠かった人が近くなるとか、それはさまざまどうしても出てくるということはやむを得ないんだというふうに思っております。そういった中でのご協力をということになります。交通弱者についてどうするんだということなんですけど、基本的に公共交通機関というのはバスしかないものですから、公共交通機関でいえばバ

スが基本になるというふうに思っています。あそこのコミセンにはそういった意味も含めましてバス停ですか、それも設置しておりますので、それで十分かといえばそれはそれで課題はあるのですが、基本は交通弱者の方についてということになれば、バスが基本になるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

私の質問の中に、来年度に向けてシャトルバス、巡回型のシャトルバスの導入なども検討の1つではないかという質問をいたしました。回答といたしまして、今後のご意見をいただきながら検討していくという話でございましたが、わかっている構いませんが、シャトルバス、町民バスとか、デマンドバスを利用した健康診断に行く方とかいるのかどうか、いたのかどうか、または逆にそちらのほうに声がけをして、公共交通機関、大和町でいうと町民バス及びデマンドタクシーだと思うんですね。利用してもらうことも考えているのかどうか、その辺お考えあるのであればお聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

デマンドバスにつきましては、現在吉岡に向かって行くルートでございますので、そのルートから行くとそこでは使えない状況だというふうに思っております。あとは、バスにつきましては、考えているのかというか、公共交通機関で行くとすればバスということ、あとは乗り合わせとか考え方はさまざまあると思いますが、公共交通機関とすればバスでお願いするというのが現在やっている中ではそういう形になります。

議 長 （馬場久雄君）  
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

話がちょっと食い違ってきたので、元に戻しますと、私は別に健康診断の案内の中に、例えば町民バスを利用してくださいとか、もみじヶ丘以外の方であればデマンドバスを利用する受診も可能ですよとか、そういう形で公共交通機関を利用してもらような働きかけとか、考えがあるのですかという質問をしたんですよ。ただ、今のご案内とか見ていると、そこまで余り詳しく、公共交通機関の方法がないので、逆にもしかしたらそういうわからない方がいると思うので、例えばデマンドバスを使えるとか、町民バスで行けるとか、その辺の一言を健康診断のところに書いておくのも1つの考えではないかという質問でございました。もう一度答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それは、いい方法だといいますか、当然あれですので今はそれは書いてないのが現状です。ただ、使えることは間違いなく使えますので、そういったPRといいますかやり方はあると思います。参考にさせていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

南部コミセンでの健康診断は、ことし初めてでございますので、来年に向けて皆様から貴重ないろいろなご意見を聞きながら、より利用しやすいようにしてもらえればと思います。以上で、1件目の質問を終わらせていただきます。

2件目の質問は、高齢者にやさしくです。

もみじヶ丘団地は、古い人で入居からもうすぐ30年を経過しようとしております。今では少子高齢化が進み、もみじヶ丘団地の平均年齢は大和町の平均年齢よりも高くなっております。そこで、これからますますふえる高齢者対策として、以下の件についてお伺いいたします。

1つ目、交通安全対策として、歩行者を守る交差点へのガード柵の設置と、歩車道段差及び歩道の起伏解消、歩道のフラット化の考えはあるのかどうかです。

2点目といたしまして、健康維持対策といたしまして、南部コミセンでの健康増進

講座の開催や健康器具の設置、誰でもできる健康管理の一貫での健康器具、血圧計購入時の補助や、公共施設への設置などの考えがあるのでございます。

3点目といたしまして、交通弱者対策です。公共機関の充実として、もみじヶ丘団地でのデマンドタクシー利用や、システムの変更、タクシー使用時の一部の補助、ワンメーターの補助などの考えがあるのかどうかについて、お伺いいたします。

議長（馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、高齢者にやさしくの質問でございます。

初めに、交通安全対策として歩行者を守る交差点へのガード柵の設置でございますけれども、防護柵の設置基準によりますと、同解説によりますと、防護柵には車両を対象とする車両用防護柵と歩行者等を対象とします歩行者自転車用柵に区分されまして、ご質問の歩行者を守る交差点のガード柵につきましては、歩行者自転車用柵に該当しまして、当設置基準によりますと、道路及び交通の状況を踏まえて次のいずれかに該当する場合、必要に応じて設置するものとなっております。

1つ目は、歩道等と路外とに著しい段差等があつて、歩行者等が転落をすることを防止するために必要と認められる場合。2つ目につきましては、歩行者等の横断防止を目的としまして、歩車道協会に歩行者、自転車用柵を設置するものでございまして、歩行者等の道路横断が禁止されている区間や歩行者等の横断歩道以外の場所での横断防止が特に必要と認められる区間と、歩行者等の安全を確保することが期待できる場合に設置するものでございます。

ご質問のガード柵につきましては、後者の歩行者等の横断歩道以外での横断防止柵でございます。歩行者等に道路の横断が難しいと認識させる構造物があることが交通安全上必要と認められる場合に、歩行者自転車用柵を設置するものとなっております。

本町におきましては、町道吉田落合線や、町道高田大荒線等の片側2車線の路線と交差する箇所が無理な横断防止と、歩行者の安全を確保されるため設置されたものでございます。歩行者の道路の横断方法については、道路交通法に規定されておまして、歩行者は道路を横断しようとするときは横断歩道がある場所の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならないと規定されておりますので、そ

の規定を遵守していただくとともに、今後の状況等を注視していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、歩道の段差及び歩道の起伏解消、フラット化についてでございます。もみじヶ丘団地造成時は、歩道と車道を段差により分離するマウンドアップ方式が道路構造例におきまして標準となっておりますので、当時の区画整理組合ではその方式を採用し、整備されたものでございます。

現在、もみじヶ丘団地内のマウンドアップ型歩道で、幅員の狭い路線は小野小学校前を通る町道もみじヶ丘線、もみじヶ丘幹線4号線及びもみじヶ丘幹線6号線がございます。2つの路線は、両側に歩道がありますが、歩道の幅員は1.5メートルと狭いため、乗り入れ口がある場所では急勾配となり、平坦部が確保できないなど、歩行に影響があるものと感じております。

現在、町ではその歩道のあり方について、もみじヶ丘団地内の区長さん方のご意見をいただきながら、整備に向けた検討を行いたいと考えておるところでございます。

2点目の健康維持対策として、南部コミセンでの健康増進講座の開催や、健康器具の設置、誰でもできる健康管理チェックの一環での健康器具購入時の補助や、公共施設への設置などの考えはについてでございます。

現在、高齢者の介護予防対策としましては、虚弱な高齢者を対象としたからだ元気教室、これは運動機能向上事業でございますが、からだ元気教室を吉岡地区で開催しております。一般の高齢者を対象といたしまして、健康貯筋友の会、運動教室ですが、これを吉岡、鶴巣、宮床の3地区で開催しております。身体機能の維持向上だけでなく、楽しみや生きがいがづくりのよい機会となっており、特に吉岡地区におきましては13年間継続して参加されている高齢者が多数おられます。

また地域においては、いきいきサロンや老人クラブ等を対象に、出前講座の実施、地域住民や関係団体を対象に認知症サポーター養成講座等を開催しております。開催場所や内容につきましては、より多くの方に参加、体験をしていただくため、毎年検討を重ね実施しているところでございますけれども、もみじヶ丘、杜の丘地区の住民の皆様におかれましては、吉岡での開催となりますと、現状では参加が少ない状況となっておりますが、今後は南部コミセンにおきましても運動や学習の機会を提供できるように、開催について検討してまいりたいと思います。

次に、健康器具や血液計の設置についてでございますが、現在自転車エルゴメーターや、足踏みステッパー等の健康器具がひだまりの丘に設置されておりますが、利用者の方はほとんどなく、限られた住民のみとなっております。

健康器具の設置につきましては、管理上の問題やまたは指導者や見守りがなく、特に高齢者につきましては、高齢者特有の病気や、身体状況などから来るリスクもありまして、安易に設置を推進できないものと考えております。

血圧計の設置につきましても、旧庁舎及びひだまりの丘において設置した経緯がございましたが、同様の問題から故障を気にして設置しないものでありますし、健康器具の購入時の補助につきましても、現在は考えておらないところでございます。

次に、3点目、交通弱者対策、公共機関の充実として、もみじヶ丘団地でのデマンドタクシー利用やシステムの変更、タクシー使用時の一部補助、ワンメーター補助の考え方についてでございます。

デマンドタクシー、これは予約制乗合タクシーでございますが、この運行につきましては、平成27年4月に町民バスの再編によりまして廃止をいたしました町民バスの代替といたしまして、宮床吉田鶴巣落合の4地区と、公共施設や医療機関、商業施設等が集中しております吉岡地区を結びます移動手段の確保を目的としまして、相互運行をいたしているところでありまして、同地区内での移動及び吉岡地区以外の区間につきましては、運行路線等の範囲外となっております。

平成28年12月定例会におきましても、議員より同様のご質問をいただいておりますが、回答はいたしておりますが、現在の運行形態を基本に考えているところであります。また、運行路線範囲外の地区に対しましては、福祉タクシー券等によります対応も1つの方法であろうと考えておるところでありますことから、引き続き研究を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

議長 （馬場久雄君）  
梶田雅之君。

5番 （梶田雅之君）

それでは、質問をさせていただきます。

最初に交通安全対策のガード柵関連でございます。今後の状況等を注視していきたいという話でございました。全ての交差点のガード柵について、ここで討論しますとなかなか食い違いがありますので、交差点を絞って話をさせていただきたいと思えます。2点ほど交差点を挙げますので、それについてご意見なり、討論させていただきたいと思えます。

1つ目といたしましては、小野小学校の交差点、押しボタンでもみじヶ丘幼稚園の

角の交差点についてでございます。私が宮床地区で必要と思われるのはその箇所と、宮床中学校の下のほうで、町民バス、スクールバスを待っているところ、あそこに押しボタンがあるんですけども、あその交差点が2つほど必要ではないのかなと思っております。

その理由としましては、最近宮床中学校のほうの話をしていただきますと、結構あそこは当然バス待ちの生徒たちが下手すれば何百人ぐらい、時間帯によりますけれども、ずっと待っていると。その中で特に4月とか1学期に関しましては、縁石に座る子供たちがいるんですね。それは学校の指導が悪いせいもあると思いますが、車道と歩道の、縁石ありますからあそこに座っている生徒が特に1学期は見かけると。あそこは当然カーブもくねって曲がっておりますから、あそこにもし車が突っ込まれてきた場合、何十人単位での子供たちがけがするのではないかなと思っておりますので、あその宮床中学校のバス、前の一般質問では上のほうにバスが上がれないとかいう話もございましたが、今の町の考えとしましてはあそこをバスの乗りおり場にするという考えでございますので、それであればガード柵が必要ではないかと思っておりますが、それにつきまして町長のお考えありましたら、お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の縁石に座るということですが、まずそこを直すということが基本だというふうに思います。ガードつけてガードに座るということだって、場合によっては、それは余計な話ですけども、まずそこからこれは学校のほうにきちっとやってもらって、それはなしにしてと。それはガードがあろうが、なかろうがの問題だと思いますので、あそこはやっぱり危険ですので、それは早速教育委員会さんのほうから指導してもらいたいというふうに思います。

そうなった段階でのガードというの、さっき言いましたが、渡れないようにするというので、本来中学生たちは渡らないのが当たり前というか、そういった状況をまず基本的に交通安全ルールを守るということを徹底してもらって、そしてまた危なければという段階でもいいような気がするんですが、多分言えばきちっとわかってくれる子供たちだというふうには思っております。



議 長 (馬場久雄君)  
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

交通ルールを守れば大丈夫じゃないかという話がございます。確かに先ほど言ったように、今は当然問題ない、特に1学期ですね、4月ごろが結構そういうのを見かけています。今はほとんど見かけないですが、その辺学校の指導と。

あとは、ガード柵の話で今話あったのが、渡らないようにするというのはございましたが、逆を言えばもう一つ必要なのが、子供たちはどうしてもふざけ合うことが多いです。なので、歩道に出られないようなガード柵、何を言いたいかといいますと、山下橋、大分前ですか、自転車での事故がございました。あれは渡らないのじゃなくて、道路にはみ出さないために設置したものだと思います。それと同じようなことを考えれば、あそこの子供たちがたくさん集まっている、待っている場所にはそういうガード柵という名前がいいのかどうかわかりませんが、車道にはみ出さないような対策も必要ではないかと思っておりますが、その件につきまして、町長何かありましたら、お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

以前に痛ましい事故がありまして、それで柵をつけなきゃいかんことであります。ああいったことは起こってはいけないと、絶対だめだというふうに思います。今おっしゃっている場所につきましては、それぞれ学校の関係の方々ともいろいろご相談をして、どういったことがあったら一番いいのか、そういったことについてはいろいろ学校関係者とかご意見を聞いてみたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)  
槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

じゃあ、2つ目の交差点、小野小学校のもみじヶ丘幼稚園のところの交差点につい

てちょっとお話なり、意見交換をしたいと思っております。

あそこも私は必要ではないのかと思っています。理由としましては、本来の交差点で待っている交差点の大きさというんですかね、その数を越えていると。あれだけの多いときには信号待ちだけで五、六十人待つような交差点というのは、本当に町なかの大きな交差点だと思うんですけれども、あそこの交差点は当然杜の丘の生徒、すごい数でふえておりますので、すごい人数が並んでおります。なおかつ、押しボタンの信号の性もあるんですけれども、1回の青信号、特に雨の日、当然みんな傘さしていますから、1回の青信号では渡れないときがほぼ多いんですね。当然人数にもよりますが、近くでありますけれども、渡れないときがあると。そうしますと、あそこの車道のぎりぎりまでもう並ばなければならないとか、そういうのもありまして、あそこは本来の交差点のキャパというんですかね、本来待っている人数をもう超えているのではないかと。なおかつ、先ほど言ったように車道のぎりぎりのところまで並んでいるのが状況でございますので、あそこにもガード柵が必要だと思っておりますが、それにつきまして町長のお考えありましたら、お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましても、学校の関係でございますので、関係者の方々のご意見を聞きながら、どういったことが必要なのか、ガード柵がいいのか、ほかの柵があるのか、その辺についてもいろいろ関係者と話し合ってみたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

今列車、JRさんなり地下鉄でいいますと、ホームへの転倒防止のために、ホームのところにもう柵がつくってあると。ほとんど義務化、地下鉄、仙台はほとんどついているんですかね、ついていないところもありますけれども、そういう形もございまして、特に事故があってから遅いということがありますので、何かしらの柵が必要かなと思っています。

ただし、その反面、つけたらつけたで今度運転手さんのほうから見通しが悪いという反する意見が出てきます。この前、先日ですか、各地区での運動会がございましたと思います。当然もみじヶ丘3丁目のほうでも運動会の慰労会ございまして、特に言われるのが、この辺の樹木とか、ちょっとした60センチの草花さえ見通しが悪いという意見も聞きますので、つけたらつけたでまた言われると。本来、じゃあ歩行者目線で立つのか、運転手目線、逆に事故があったらどうするんだという意見もございまして、その辺いろいろな立場立場で言う方がおりますので、いろんなご意見を聞きながら慎重に、なおかつぶれないような対応をしてもらわないと、つけたらつけたで見通し悪いとそういう話を聞きますので、その辺注意して対策してもらえればなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

では、次に歩道について質問いたします。

歩道の幅ですか、1.5メートルしかないというお話をいただきましたが、実際1.5メートルの幅でフラットを実行している自治体とか、実際できる、できないという言い方悪いですけども、1.5メートルではできないんだよとか、そういう調査研究なりほかの事例、もしございましたらばお聞かせいただきたいなと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1.5メートルというの、ちょっと私場所の確認はないんですが、富谷あたりあったんでしょうかね。あの団地ができた当時に全部開発したときのころの開発の手法の主なるやり方といいますか、歩道の当時のあれが1.5メートルのマウンドアップという高くなっているやり方だというふうに聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

梶田議員、一応タイトルが高齢者にやさしくということもありますので、構造物兼ねてその辺の趣旨をもうちょっと濃くしてもらえればと思うんですが。

5 番 （梶田雅之君）

歩道の幅員は1.5メートルで狭いため、乗り入れ口がある箇所は急勾配ということについて、1.5メートルだから変更できないのかどうかをお聞きしたかったんですよ。

ですから、今のなぜ1.5メートルにしたかじゃなくて、1.5メートルの歩道の幅でも実際やっている自治体があるのかどうか、逆に1.5メートルならできないのか、そういう検討があったのかどうか、1.5メートルの幅、幅員のことについてもう少し詳しくお聞きしたかったこととございます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

1.5メートルといいますと、歩道が1.5メートルです。それで、今申し上げているのは、歩道が1.5メートルであるがために、マウンドアップ、高くなっていますね。ですから、乗り入れをする場合に、うちに入るときにそこを坂にするわけですね。そうしますと、1.5メートルの幅ですので全部が坂になってしまって、歩道部分は平らでなくなってしまうということですね。ですから、歩くのに滑ったりして大変だという構造だということです。

ですから、これを直すとすればそれを平らにするとか、何かそういう形でのやり方を考えなければいけないんじゃないかというような課題があると思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

じゃあ、もう一つ先ほどのお話の中で、区長さんの方のご意見をいただきながらという話がありましたが、実際歩道に面している人たちのご協力があって、実現できるのかどうかだと思っております。あそこの歩道は、多分六、七年前に一度直しているはずですが。要は緩やかな段差なのか、逆に人によっては歩きにくいとかいろいろありますけれども、実際六、七年前には確実に直しております。当然、協力を断った方は昔の歩道のままでございます。今の歩道にして、皆様からのご意見、よくなったとか、逆に歩きづらくなったとか、その辺何か状況聞いておればお聞かせいただきたいと思うんですが、お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

その辺の状況について、ご意見につきましては、担当課長からご説明します。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

槻田議員の質問にお答えします。

今検討しているということで、一度もみじの1丁目から3丁目の区長さんにことしの5月、6月ごろ、一度どうでしょうかという話は聞かせてもらいました。まずは、区長さんたちの話を聞いて、区長さんたちもやっぱり周りの方々がどうだということは、聞くべきだという話はいただきました。構造的なものもちょっとまだいろいろございまして、今の幅が1.5メートルで、子供たちがその1.5メートルの幅の中で歩いているかということ、車道のほうまでちょっと出て歩いている現状があるという話をいただいて、逆に言えば町のほうで今考えている形というのが、車道と歩道を極力段差がない方向にということ、一応考えていますけれども、その際に車道と歩道の間に縁石がございます。その縁石も逆に邪魔じゃないかという話もありますので、根本的な考え方、そういうものをなくすとか、そういうことも区長さんのほうから話をいただきましたので、そういうことを踏まえながら、町として今後考えていきたいなど。

あと、今まで町のほうでやってきた実績の関係については、ちょっと私今現在把握していないですけれども、私も前担当して、何回か部分的ですけれども、スロープになっている急勾配の、ちょうど交差点部分については何か所か私も直させていただきました。それに対してよかったとか、そういう話は私としては把握していません。以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

皆様から五、六年前の歩道修繕どんなご意見あったか、私も、喜んでいた方もいれ

ば、逆に歩きづらくなったとかいう方もおります。自分としましては、歩道もうねっているんですよ。実際歩いてもらえればわかりますけれども、なので特に三輪車とか乳母車とか、そういうのを押している方から見れば、転がりそうとかありますので、この機会に調査研究されるということでございますので、特に歩道問題、どの自治体でもいろいろやっているかと思います。道路の真ん中を低くするとか、歩道を片方だけにするとかいろいろその辺ございますので、調査研究及び地区の区長さんからのご意見をいただきながら、より歩きやすい歩道にしていってもらえればと思います。

続きまして、健康維持対策についてご質問させていただきます。

健康維持に関しましては、今後南部コミュニティセンターにおいても開催等を検討していくという話でございました。ただし、ちょっと気になったのが健康器具の設置に関しまして、健康管理上メンテナンスの問題や指導者の見守り、特に高齢者については高齢者独自の身体状況などのリスクもあるので、容易には設置されないというお話をいただきましたが、私はそんな大層な健康器具ではなくて、立ち上がりぶら下がり棒とか、背筋を伸ばすとかをちょっとした南部コミュニティセンターとか、公園とか、あの辺にそういう遊具を置くだけでも違うのではないかと考えています。

なおかつ、全国的なはやりとしまして、ノルディックウォークですか、つえについて歩く方も結構ありますので、そういうスティックの貸し出しとか、当然コース、大和町も出しておりますが、そういうコースを充実させるとかして、高齢者の方が少しでも歩ける、動けるようなものをつくってもらえればいいのではないかと考えて、このような質問をさせていただきました。それについて何かご意見があれば、お願いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

健康器具はいろいろあるんだというふうに思います。私答えたものにつきましては、ある程度専門的なといいますか、そういうのがあって、メンタル問題とかあるいは使うに当たって指導的な立場が必要だとか、そういうことで申し上げました。ぶら下がり健康とかそういったものであれば、場所の問題はあるでしょうけれども、どういったものが望めるのかというのは研究しなきゃいけないですけども、置く場所の問題はあると思いますけれども、1つの考え方の問題だと思います。

あと、ノルディックとこういったものにつきましては、健康教室とかいろいろ今度やっていくようになると思うんですね。そういった中でどういった方が生徒といいですか、取り掛かる人が多いのかなと、そういったこともありますので、こちらから最初から準備というよりも、教室をやった中でよくできるのが愛好会とかそういう形で散歩する方ができたり、散歩のコースをつくってもらった方々も皆さんボランティアといいですか、そういった中でつくってもらったりもしておりますので、活動の中からどういったものが必要になってくるのかいろいろ考えていくという考え方もあるのではないかなと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

ちょっと血圧計の話をさせていただきたいと思います。血圧計の購入時の補助を考えるのは厳しいという話でございました。血圧計の設置についてもいろいろ安易に設置を推進できないのではないかとこの答弁があったんですけども、血圧計置いて、例えばお年寄りがそんな指導者の見守りが必要だとか、そこまで考えて設置する必要があるのか、私は疑問なんですね。というのは、普通の血圧計、腕入れるタイプだと3万円、家電屋さんで3万円ぐらいで買えますし、どこでも皆気軽にはかっている方なので、「こいつ、おれ血圧高いんだけどもなじょしてくれる」と、そういうクレームつける人たちはいないと思うんです。当然病院の窓口とか、あと余り役場関係ですか、置いているところはちょっと余り見てはいないんですけども、私つけるならば役場なり、総合支所くらいで待ち時間の間にちょっとはかってみるかなと思うくらいに思っていたんですよ。これに言われたとおり、高齢者特有の病気とかいろいろ安易に設置できないと言われると、すごくなぜ設置できないのかなと思うんですが、その辺詳しく安易に設置できない理由とか、お金の件ならお金の件でもいいんですけども、設置できない理由がございましたらば、お伺いしたいと思っております。お願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

以前に旧庁舎の役場等にもあったのですが、そのときにあった体験から出てきております。みんながみんなではないんだと思いますけれども、はかった結果が例えば通常の自分と違っていた、あるいは朝と違っていた、そういったものについてのクレームと申しますか、そういったことが結構あったやに聞いております。それで、メンテというのは当然やるわけでございますけれども、クレームとか、ですからはかり方が悪いとかそういうものではなくて、機械に対しての結果についていろんなご質問と申しますか、そういったことがあった場合に対応が非常に難しいものがあったというふうに聞いておまして、専門的に言えないものですから、そういった苦情があったというふうに聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

それは、血圧計の問題なのか、私も最近血圧をはかるようにしております。引っかけたら引っかけ、そうすると初めて知ったのが、朝高くて夜になると低くなるというのを最近覚えました。

なので、血圧というのは誰でもできる簡単な健康チェックだと思うんですね。当然高い、低いというのはその脇に腕でやるタイプ、ここでやるタイプとかによって当然はかり方も違うし、機械によっても違うと。あとは寝てすぐとかいろいろありますので、その辺は注意書きに書いておけば、そんなに言う方々も少なくなってくるんじゃないのかなと、当然はかる人は家になり持っていますので、あとはうちのほうで十分安静にした時点でおはかりくださいとか、そういう文言をつければいいのかと思っております。

だから、血圧計をはかるということとともに、ここの大和町自体は窓口の待ち時間もございませんので、機械で来てすぐはかれればよいなど、水飲めるようなああいう機械もあれば本当はちょっと熱中症のためにあればいいんですけども、大和町そういうのもございませんですから、せめて血圧計くらい置けるのではないかと思っておりますが、もう一度血圧計なりそういう水の1杯くらい飲めるような機械を置くなり、健康ではないですね、熱中症防止のために何かあればお聞かせいただきたいと思っております。



議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

血圧計についてはそういうことで、これ結構あったんだと思うんですね。職員にしてもそんなちょっとやそつとでは言わないと思うんですが、こういうお話があるということ、トラブルが結構あったのではないかなというようなどころがあります。

あと、水飲み、水道ということですけども、ないんですね。自動販売機はあるんですけども。その辺については哺乳瓶のお湯とかは毎回入れるようになっているんですけども、水道もないですね。ちょっとその辺については今後どうすればいいかいろいろ考えたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

では、次交通弱者対策について、質問させていただきます。

私、交通弱者対策としましてデマンドタクシーのシステムの変更、タクシー使用時の一部補助、ワンメーター補助、このワンメーター補助はどこから来たかといいますと、もみじヶ丘団地はデマンドタクシーの範囲外であると。ただし、先ほど言ったように自宅からバスの停留所まで遠い人で500メートルくらいあるので、ワンメーター500円から1,000円かわかりませんが、その辺補助、微々たるものがちりも積もれば山となるということもございますので、その辺ワンメーターくらい補助してもらえれば、そこから使う人はいないにしても、自宅からバス停まで行って、そこから町民バスを使うということもあってワンメーター補助を考えたらいかがでしょうかという質問をさせていただきました。

町長のお考えとしましては、運行路線範囲外の地区に関しましては、福祉タクシー券等の対応を1つの方法として考えているというお話をいただきました。ということは、実際1つの方法だとは思いますが、福祉タクシーを今後推進していくという考えなのかどうか、逆にいろんな方法はあると思うんですけども、その辺話せる範囲でどのような方法を今考えているのかどうか、お聞かせいただければと思って

おります。お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

福祉タクシーの件ですが、デマンドタクシーをやったときに、いろんなご意見がございました。それで、デマンドタクシーはあそこでバスの代替であると、こちらの病院に来るとか、買い物に来るとか、そういった考えでそういうお話をさせてもらった経緯がございます。そういった中でご高齢の方とか、障害の方についてというご意見もあったところでございまして、デマンドタクシーの目的と違いますので、デマンドではなかなか対応できないという話をさせてもらい、そういった場合には福祉タクシー、どういうやり方になる別としまして、福祉タクシー券とかそういうことが方法としてはあるのではないかということをお願いしているところでございます。

そういったことでございまして、福祉タクシー券につきましては、そういった方々に対する対応というか、そういった方々というのはデマンドを使えない方々ですね。使えないと、地域だけではなくて高齢の方とかに対するサービスの方法の1つとして研究をしているということでございます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 （槻田雅之君）

高齢者にやさしくという題目でございますが、高齢者の中にも先ほど述べたように、いろんな高齢者がいると思います。交通弱者の方、障害者の方、あとは介護者の方、あとは免許返納した方、あとは初めから持っていない方もございます。やっぱりそれを全てにおいて網羅するというのはなかなか難しいと思うので、それは障害者方用とか、介護者用とか、それごとにもう少し整理してやって、単純に高齢者と一くくりでは余りにも大きいと思いますので、やっていただければと思っています。

なおかつ、先ほど気になったのは運行路線範囲外といいますと、もみじヶ丘と吉岡地区になるのかと思いますけれども、ほかの大和町全体を見ても、介護タクシー、福祉タクシー、タクシー業者の問題もあるにしてもなかなか資格が必要だとかありま

すので、より一番いいようなやり方、それは当然地区によってもやり方も違いますし、先ほど言った対象者によっても違います。あとは、当然介護者であれば一部補助が出るとかあります。

ただし、今大和町で一番私が感じているのは、交通機関が充実は余りしていないのかなど。ただし、やっちはいると。ただそれが利用できない、その利用できないのは何なのか、使っているシステムの問題なのか、広報なりアピールが悪いのかわかりませんが、あとは料金の問題とかいろいろとありますけれども、やはりそれなりのお金をかけて、それなりにいいことをやっているんだけど、なかなか利用できない、利用者が少ないというんですかね、そういうのが一番問題なのではないのかなど。当然町民バスにしても多額なお金を払っております。町民バスじゃなくタクシー全部助成した場合幾らくらいになるのやとか、いろんな話はあるかと思えますけれども、その辺もう一度原点に戻って、原点ということはないですね、一番真っさらな状態から何が一番いいのですかという話だと思えますよ。その辺について町長今どのような考え、私もいろんなこと、とんでもない話をしましたが、今後公共交通機関の充実について、何か町長の考えなりあれば、お聞かせください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には今やっておりますデマンドタクシー、あるいは地域によつての町民バスが基本というふうに思っております。そういった中で交通弱者の障害の方とか、ご高齢のいろいろな課題のある方に対する、公共交通とはまた別の観点での見方をした場合に、福祉タクシーも方法の1つではないかと思えます。これは、ここで区域外の方、この質問に対してはこういう答えをしておりますけれども、福祉タクシーということ、もしそういうことをやるとすれば、それは全域町内ということやっていかなければいけない課題だろうなというふうに思えます。方法として、公共交通とすれば今繰り返しになります、デマンド、町民タクシーというのが基本でありまして、プラスといたしますかもう一つ別の福祉の部分の考え方としての福祉タクシーの考え方であろうと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

高齢者にやさしくということで、今回質問させていただきました。私ももう高齢者も近くなっております。また、町長の選挙の中でも介護タクシー、福祉タクシーという話もされました。大分年数もたっておりますので、これからは高齢者、先ほど言ったように高齢者の中でもどこかという、区分というか、絞ったやり方が必要かと思えますので、最後になりますので町長からまとめてトータルとして、これから高齢者に対してどのようにやっていくのか、町長からのご意見をお聞かせください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

高齢者ということでございますけれども、これまでもやってきているところでございますけれども、高齢者の方々の住みやすい町ということで、選挙初めからやってきておりますので、今までやってきたこと、またプラスさらに皆さんのご意見をいただきながら、より暮らしやすいまちづくりをしてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

槻田雅之君。

5 番 (槻田雅之君)

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします

午後3時06分 休 憩

午後3時15分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

引き続き一般質問を行います。

4 番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、私のほうから通告に従いまして、3件の質問をさせていただきます。

1 件目、陸上自衛隊大和駐屯地への大和町農産物の納入状況はということで、先般農林水産省から防衛省へ駐屯地のある地域の地場農産物を積極的に使用する旨の要請があったということでございます。そこで、本町の地場農産物の納入状況について伺いをいたします。

1 点目、大和駐屯地への本町地場農産物の納入状況は。

2 点目、J A等と連携し、必要であるならば野菜など要望のある作物の作付を拡大してはです。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに陸上自衛隊大和駐屯地への本町地場農産物の納入状況でございますが、大和駐屯地の補給課に確認しましたところ、食材の納入につきましては、一般競争入札によりまして決定した業者と単年ごとに契約しまして、精米につきましては発注仕様書で宮城県産のひとめぼれ、またはコシヒカリと指定しており、29年は4,200キロの精米を納入しているとのことでございます。

また、肉や野菜などその他の食材についても、同様に納入しておりまして、これまで本町地場農産物の直接納入の実績はないとのことでございます。

次に、J A等と連携して必要であれば野菜等の要望のある作物の作付を拡大してはについてであります。防衛省では地産地消に積極的に取り組むようにしているとのことではあります。最低価格方式の競争入札制度を採用していることや、1,000人規模の糧食に対しまして、食材を必要な時期に安定的に供給できることが求められて

いるため、本町地場農産品の納入については難しい状況にあるとのことでございます。

また、J Aあさひなでは以前に大和駐屯地に納入する米の競争入札に参加したことがありましたが、入札価格に開きがあり、落札には至らなかったとのことを踏まえまして、大和駐屯地への米の納入は難しいとの判断であります。

なお、J Aあさひなでは現在全農を通じまして管内産の精米をトヨタ自動車東日本株式会社やプライムアースEVエナジー宮城工場などの企業等に年間50トン进行納入しているとのことございました。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、再質問をさせていただきます。

1点だけまず最初に、宮城県産のひとめぼれ、コシヒカリを指定しておりということでご答弁いただいたんですけれども、宮城県産というのは、私は大和町産とは違うのかなど。中には入っているのかもしれないんですけれども、大和町産という意味ではちょっと違うのかなという認識なんですけれども、町長はその点いかがでしょうか。宮城県産と大和町産は違うのか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

地元の米といいますか、そういった意味では大和町産と言っただけだと大変ありがたいんだというふうに思います。そういうふうに指定してもらえばよろしいというふうに思いますが、どうしても競争入札という宮城県産のササニシキ、コシヒカリということで、一等、二等という言い方はしていないんですね。何が何粒入っているとかということで、等級については決して一等という言い方はしていない指定なんです。ここがみそなんだというふうに思いますけれども、したがって単価についているんな単価が出てくるということの難しさがあるというふうに思います。できれば、大和町産と言ってもらいたいのはもちろんでございます。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今のご答弁ですと、認識は私と一緒に、やはり大和町産と指定して買っていただくのが、納入してもらうのが一番いいのかなと思うところでございます。私もちょっと調べたところ、1食二百何十円ぐらいという縛りも自衛隊さんの中ではあるみたいで、その中で競争入札ということで、なかなか難しい部分もあるようではございます。その中で、ちょっと調べたところ、今全農のほうで宮城県のほうですけれども、おにぎりや弁当などが仙台、それから霞目、多賀城の駐屯地、毎月入札で入っているそうでございます。ということは、そういうふうなおにぎりや弁当などに加工というんですかね、何て言ったらいいんですか、そういうふうにした場合は意外と入札でとれるのかなと、個人的には思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

加工食品としてということで、済みませんそこまでちょっと認識がないのですが、農協さんとかが入れるとすれば、加工賃の中でカバーできるの部分があるのかなと思っておりますが、大和駐屯地でどのぐらいとっているかどうか、その辺はちょっとわかりません。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

あくまでも今私例として挙げたところなんですけれども、これは実際に入っているようでございます。ただ、大和町でとなると、JAあさひなさんは加工の施設は持っていませんので、おにぎりにしたり、弁当にしたりというところについてはちょっと難しいところがあるんだと思います。ただ、ということはそこに入り込む余地があるのかなと。その場合例えば町長のほうから、もしくは町のほうからJAあさひなさん

のほうに、加工施設つくったらどうだと、お弁当をつくる施設つくったらどうだと、そういう働きかけもある意味できるのではないかと私は考えるんですけども、その辺については町長はどうお考えでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

農協さんは農協さんで営業活動やっているわけですから、町から言ってどうのという、それで何ということはないんですが、例えばそういう需要が見込まれて、そして例えばお客さんからこういったのがないですかという問いかけがあって、探していると、そういったことがあればこういうお客さんがおいでですよという紹介はできると思います。ただ、量的に使えるとかやるとすれば、量的なものとかの確保がありますので、仙台で入れておるといことですけれども、どれだけの量が入っているのか。余り自衛隊の方、弁当食うというのではなくて、多分何かイベントか何かあったときにお客さん用とか、そういうものでは考えられるかもしれませんが、隊員の方々に対する食事がメインとなれば、大量につくるんだろうなというふう思いがございしますので、その辺の難しさはあるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そういう部分もあるかと思うんですけども、やはり先般新聞のほうでカロリーベースで食料自給率のほうで38%に下がったと。どうも私もここ何年かは、食料自給率上げよう、上げようという気運があったような気がするんですけども、実際ふたをあけてみると、下がっていると。なかなかその辺も考えますと、大和町産のものをいろいろな方に、もちろん地元にいる方に消費をしてもらおうというのは、これは至極当たり前の話だと私は思うんですけども、その場合、やっぱり今あくまでも私はこれからという意味でも申し上げたんですけども、米の消費拡大、それから答弁でいただきましたけれども、プライムアースエナジーさんにも入っていますけれども、その方たちはその入っている分というのは多分社食で食べられると。その方たちはおうちが



大和町に住んでいच्छゃれば、帰りに何か買っていったり、朝に何か買っていったりということも考えられるわけですよ。その場合、加工食品というのかあれですけども、おにぎりとか、そういうのをつくる施設があれば、消費も伸びるのではないかと考えておりますので、今後もその点については少しある程度情報を集めていただいて、JAさん等々と協力しながら、大和町産の米を消費の拡大に導いていくというふうな方向でいていただきたいと思いますんですが、その点について町長何かお考えあれば。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町の米、あるいは農産物ですね、そういったものを食べてもらうというか、消費してもらうということは、当然願っているわけですので、機会あればいろんな企業さんをお願いするとか、プライムさんとか東日本さんにも入れてもらいましたけれども、そういったことをやっていきたいと思っていますし、その辺について農協さんとタイアップというわけではないかもしれませんが、一緒に共同で応援できる分は応援していきたいというふうに思っております。

だからといって、農協さんにこれをつくれとか何とかというのは、それはちょっと今の段階、さっきも言いましたけれども、需要と供給とといいますか、その辺のあれがありますので、今おにぎりとかセブンとかああいうところでもいっぱい売っておりますので、農協さんでもコンビニさんに入ってやっているというふうにも伺っていますので、その辺については農協さんも頑張っておられるなど、我々も一緒に応援してまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

米については、やはり消費の拡大ということでございますし、今後とも来年度から7,500円もなくなるということで、なかなかどのようになっていくか見えない状況でございますので、一層の努力が必要ではないかと思っております。

続きまして、2点目、JAと連携しということで答弁をいただいたところでござい

ます。先ほども町長のご答弁にもありました大量にという点で、どうしても大和町はなかなか難しいところがあるのかなと。ただ、自衛隊さんのほうではご当地献立の導入をしている自衛隊さん何か所かありまして、例を挙げますと札幌駐屯地であればジギスカンと、呉基地であればカキ飯とか、三沢基地であればせんべい汁とか、確かにご当地の料理を月に1回なのか、年に1回なのかちょっと私もそこまではお聞きしていないところなんですけれども、ある程度地元の食材を使った料理をということでやられているところがございます。今のところ、大和町管内であれば曲がりネギ等々、何点かあるところではございます。シイタケのカレーとか、シイタケ使ったものとか、そういうのを折に触れ町長のほうから駐屯地の方に何度かお会いする場面もあるのかと思うんですけれども、そのときに少し働きかけをしていただくというのは、どうですかね。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
駐屯地のほうに地場産品ということについては、もちろんお願いできると思いますし、していきたいと思っています。ただというか、駐屯地でもいろいろ考えておられまして、問い合わせしたときにマイタケを使いたいというんだけど、さっき言ったような1,000人規模になるとなかなか難しいということで、マイタケのご飯の素で使ってもらえるようです。これは業者さんから、卸売りから買ってという形になりますけれども、そういった形で自衛隊もいろいろ考えてくれて、ご協力はしてもらっているところですが、なお機会があればそういったことをお願いしてまいりたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）  
ちょっと堂々めぐりになるかもしれませんが、であるならば本当に必要とされているのであれば、もう少し大和町も生産者の方にもうちょっと規模を拡大してくださいよと、そういうふうなお願いというか働きかけというのもできるのではないかと

と私は思いますし、新規に例えばこれは聞いてみなければわからないところではございますけれども、いや、大和町で農業をやりたくて「何つくったらいいべ」と、そういう方が入ってきた場合に、じゃあマイタケありますよと、ネギありますよとか、そういうアプローチの仕方も十分に考えられるのではないかと思うんですけれども、やっぱりちょっと量いっぱいつくらなきゃいけないからできないというのは、ちょっともったいないなど。今後、例えば米だけでやっていけなくなるとしたのであれば、やはりその他野菜、キノコ類、そういうものにシフトしていくのも当たり前のことではないかなと私は考えます。もう少し積極的に町も動いていくべきだとは思うんですけれども、その点について町長何かお考えがあれば、ご答弁ください。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特産品、野菜をつくっていく、今大和駐屯地に特化したお話でございますので、駐屯地でも例えば大根を毎日食うわけではなくて、そのときそのときの料理によって材料使うとき、使わないときあるんだと思います。ですから、1カ所だけではなくて生産する方々の販売先が必要になってくる。そういった意味での1つの大きな卸先として考えるということは、考えられないことではないと思っておりますが、安定的に供給するということ、野菜ですのでお一人では難しいから何人かという形になってくると思いますし、そういったものについて生産する側もそれなりの体制を整えるとかが必要なんだろうなど、もしやるとすればというふうに思っています。

あと、自衛隊の場合、結構前に聞いたことがあったんですが、細かいところがあるようございまして、持って行って、極端なことを言うと大根半分とかというような話があると昔聞いたことがあります。今はどうかわかりません。それで大変なんだという話も聞いたことあったりして、ですから、地元で使ってもらおうということに対してやるとすれば、それなりに責任を持って当然やらなきゃならないということがございますので、しっかり体制を整えた中でやっていくと。体制づくりというものについては町が応援するという事は、いろんな形でそれはあろうかというふうに思いますけれども。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

いづれなかなか農業も厳しくなっている中、本町は少し稲作に特化した部分がこれまでであったのかな。それがある程度これからどのようになっていくかわからない中、畑作にシフトという部分も必要になってきてございます。そういう場合に、町も今回は自衛隊さんに特化してお話をさせていただいたところでございますけれども、今後もちろん特産品等々も考えながら、町としても基幹産業である農業に力を入れていただくとことを祈念して、1件目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問をいたします。

高齢化社会への対応策はでございます。

今後増加が予想される高齢者への福祉の充実を図るためには、さまざまな対策が必要になってくると考えます。そこで、以下の点について伺います。

1、各課横断的な高齢者対策を話し合うような会議は行っているのか。

2、高齢者福祉施設の充実という観点から、高齢者向け専用住宅の整備を考えることはないかです。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、高齢者への福祉の充実を図るための対策でございますが、ひとり暮らし高齢者の孤独感や不安の解消を図るため、定期的な訪問等による見守り支援や、高齢者の調理負担の軽減、食生活の改善、また言葉をまじ合わすことでの喜びや安堵感を与え、安否確認ができる高齢者配食サービス事業等、高齢者の日常生活安定と健康維持の各種事業を実施しているところでございます。

また、民生委員児童委員協議会においては、友愛訪問や、安否確認等の日ごろの民生員、児童委員活動や、地域のネットワークを生かした災害時要支援者マップの作成、JAあさひな、河北新聞販売店等により見守り協定と、関係機関との連携を図っているものでございます。

さらに、本年度より生活支援体制整備事業といたしまして、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、社会福祉協議会に生活支援コーディネ

ーターを配置し、生活支援体制整備に向けた地域活動を行っているところでございます。

高齢者に対する会議につきましては、地域における連携体制の構築、地域の社会資源の開発、地域包括ケアに関する事項や、地域課題の解決等に向けた地域包括支援センター運営協議会や介護保険に関する施策の実施に向けた介護保険運営委員会において、事業計画の策定、施策事項等の審議がなされておりまして、その経過を踏まえ、政策会議への付議、庁議への報告を行っているところでございます。

次に、高齢者福祉の充実の観点から、高齢者向け専用住宅の整備の考え方はないかについて、お答えいたします。

本町の町営住宅につきましては、木造住宅34棟32戸、中層アパート7棟140戸、平成29年3月31日現在の入居世帯は、木造戸建て32戸、中層アパート134戸となっている現状にあります。入居世帯主の平均年齢は58歳、木造戸建てでは75歳となっているとともに、高齢者のみ世帯が22世帯と約7割が高齢者世帯となっております。

町営住宅につきましては、公営住宅法第1条にあります健康で文化的な生活を営むに足りうる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備運営しているところでございます。

入居者の資格につきましては、法第23条各号に掲げます条件を具備するほか、大和町営住宅管理条例第6条第1項に掲げます条件を具備するものとなっております、現に困窮していることが明らかなもの、大和町内に住所を有し、居住している者、または勤務場所を有する者であることなどの条件がございます。通常の入居資格につきましては、同居人が必要で60歳以上については独居も可能となっております。また、入居者選考時においては、母子父子家庭と同じく60歳以上においても抽選が複数回できるなどの優遇があります。町営住宅におきまして、高齢者の入居も可能であることなどから、現在の制度に基づき運営を行っていきたいと考えているところでございます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ただいまご答弁をいただいたところでございます。先ほど槻田議員も高齢者へやさ

しくということ質問されたところでございます。私も、この2つの質問でございますけれども、今すぐどうこうしろということではないので、今65歳以上の私も資料いただいたんですけども、高齢者と言っていいのか、65歳以上の方を高齢者と言うのは大変失礼なのかもしれませんけれども、その方たちが10年たつとももちろん75歳になるわけですよ。この世代が多分今多いんですね。その後、40代世代が多くて60歳から69歳までの10年ぐらいの方たちが、これから10年たつとぐっとふえてくるわけです。ということは、今ひとり暮らし世帯の資料もいただいたところでございますけれども、今880世帯あると。ということは、現在で880世帯です。分母がふえれば、私はこの数はもっとふえていくのではないかと思うんですけども、町長のご認識はいかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
高齢化率が高くなるということについては、そのとおりだというふうに思っております。団塊の世代等がこれからなっていくわけですから、今以上に当然ふえていくと思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）  
認識を同じにしていっちゃって考えてございます。という中で、であれば今後その高齢者がふえる、高齢者と言っているんですけども、心苦しく言っているんですけども、高齢の方がふえていくという中で、やはりこれは各課横断的な、保健福祉課だけじゃなくて、例えばまちづくり課とかであるならば、今度都市建設課とか、先ほど槻田議員もおっしゃった今度道路だから都市建設課か、いろいろな課にまたいで、高齢者が住みやすいまちづくりというのをしていかなきゃいけないんじゃないかと私は考えます。

その中で、どうも今の現状で言えば、各課の皆さん本当に頑張っていっちゃって、なかなか将来というか、10年を将来と見るのか、すぐ近くと見るのか、それは人によ

ってそれぞれですけれども、そこに向けてのじゃあどうするという会議が開かれているのかなという思いで、この質問をさせていただいたところでございます。やはりある程度見えているところだと思うんですよ、高齢者がふえるというのは。その場合の対策なり、対応なり、ある程度考えておくべきではないかと私は考えますが、町長いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町では第四次総合計画という計画の中で、15年というスパンを持ってそして将来を見越した中での基本的な考えですね、それで3年ごとの見直しとか、そういったことをやりながら事業を進めております。おっしゃるとおり、横の中で10年後にどうするのかというのについては、具体のそういう動きが、さっき言いましたいろんな課題の中で出てくることがあったにせよ、10年後の老人対策についての会議とかというものの持ち方はしていないのが現状でございますけれども、基本的な考え方とすれば、総合計画の中にうたっておりますし、また前期、後期で見直しをしたり、あと3年ごとの見直しをしたいということで、時代ずれた部分については修正をしながら取り組んでおるところでございます。それで十分かといえば、いろいろおっしゃるような考え方もあるというふうに思いますので、そういったことについては今後どういった形で進められるかありますけれども、全くそういうことで将来を見越して今だけを見ているのではなくて、まちづくりの中では計画の長期の中で、そういったことも見越した中での進め方はやっているところではございます。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

そういう中で総合的にやっているというご答弁でございました。であるならば、今後介護をする方、それからそういう例えば支援をされる方という方が、今後多分人手不足に私はなるのかなと思っています。今だと看護師さんとかもなかなかなくて、介護士さんとかもなかなかなくて、だんだん関東、都会のほうでは外国人の介護を

する方たちもふえてきているということでございます。そういう点についても、やはりさまざまな対応策を考えていかなければ、町としてもいけないのかなと思います。

そして、2点目にかかるのかもしれませんが、特養だとかそういうものについても、今でも足りないぐらいなのかなと思っています。その辺についていろいろな面で、早急に私はやるべきだと思うんですけども、今の町長のご答弁だと、ある程度いろんなことをやっているの、その中で問題が出てきたときに対応していくというふうに私は聞こえたんですけども、年に1回でもいいんですけども、とにかく本当に知恵を出し合って、ここについては考えていかなきゃいけないのかなと、私は思いますけれども、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今のご質問は、福祉施設とかそういったものについて早急に考えていかなければいけないということですか。（「それも含めて、今後の高齢者対策」の声あり）今後の高齢者対策と、ですから高齢者対策につきましては、現在進行形で動いているわけでございますので、将来的には伸びてくるといいますか、そういったことについてはあるわけでございますが、まず現在の対応をしっかりやって、そしてその対話の中から2年、3年後についての見越した中での対応をやっていくということです。議員おっしゃるとおり、横の連携の中で具体の会議というのはやっておらないと申しあげましたけれども、そういったことはまだやっておりませんが、今制度等についての計画とかさっきちょっと申しあげましたけれども、そういったものにつきましては、それぞれの役場だけではなくて、包括支援センターなりでやっておられるものについて、そういった情報等については機会を見て政策会議とかそういったところで情報の共有を図っているところでございますが、具体的に町として常に定期的にといいますか、そういうことはやっていないのが今の現状でございます。今後、そういったことも考えていかなければいけないのかもしれませんが。

議 長 （馬場久雄君）

馬場良勝君。



4 番 (馬場良勝君)

ぜひ検討なさってやっていくべきものだと私は思っておりますので、早急に検討されるべきだと考えます。

2点目について、少しお尋ねをいたします。私ちょっと資料を、大和市さん、神奈川県がございまして、サービス付高齢者向け住宅というのをやっていらっしゃるね。高齢者の方が安心して暮らせるように生活援助員、ライフサポートアドバイザーを配置し、相談や緊急通報システムを完備した高齢者世話付住宅があると、高齢者にふさわしい設備、バリアフリー構造、一定の面積ということでございます。

現在、大和町に高齢者向け住宅はありませんよね。それで、ホームページも見たんですけども、高齢者向けの住宅に関しての情報は大和町のホームページにも私は見つけられなかったんですけども、今答弁では例えば町営住宅何回もというか、複数回抽選できるとかございますけれども、そもそも高齢者のひとり暮らしの方とかご自宅に住んでいらっしゃる方というのは、公営住宅の抽選に行かないんじゃないでしょうかね。と思うんですけども。そういう場合、今後、今すぐというんじゃないですよ、今後こういう大和市さんでやっているような高齢者向けの集合住宅のようなものを生活援助員のついたような、そういうものをつくっていく、または検討するというようなお考えは今のところ町長はございませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員お話しなのは、シルバーハウジングという制度かなというふうに思います。バリアフリーといいますか、そういった住宅をつくって、そしてあとライフサポートアドバイザー、そういった方が月何回か来て相談に乗ったりするというような施設のことをお話しなんでしょうか。

今現在、大和町では高齢者の人たちを集中的にといいますか、集めて入っていただくような高齢者用の専用住宅というのは現在のところまだ考えておらないのが現状であります。ただ、そういうことで高齢者の方につきましては、町営住宅、しかも上とかになかなか入れないものですから、1階とかそういったことを基本的に考えて、バリアフリーではないのですけれども、少しでも楽にというか、苦勞なく住めるような環境の提供といいますか、そういったことについてはいろいろ配慮しているところで

ございます。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

答弁いただいたとおり、今例えば足や体が不自由にならないように、今一生懸命高齢者福祉の充実を図るように、いろんなことをやっているところではございますが、やはりどうしてもそういう方も出てくるのかなど。その中で町長おっしゃったように、大和町にはそういう住宅もないと。なかなかこういうのを町でやるというのも難しいのかとは思いますが、しかしながら人口が伸びているということは、何十年先を見れば、それも高齢者がふえてくることになると思うんです、私は。その中で、こういう施策も考えながら、そしてやっぱりある程度そういう方たち、集めるというか1カ所に行っていたいただければ、見守りは簡単だと思うんですね。例えば、ブザー等々もなくとも、1カ所に行っていたいただければ回れるわけですから、そういう利点も考えながら、今後高齢者にやさしいまちづくりの中で、考えていただければと思うところでございます。2件目は以上で質問を終わります。

3件目でございます。環境保全型農業への助成金は十分かでございます。

本町では、環境保全型農業、特別栽培米ですね、10アール当たり4,000円の助成を行っているところでございます。現在郷の有機の運搬、散布代金は4,320円でございます。この差額については、国の環境保全型農業直接支払交付金で補えると私は考えます。そこで、以下の点について伺います。

来年度から助成金を増額する考えはないかです。

議 長 （馬場久雄君）  
答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、環境保全型農業への助成は十分かについてでございます。

初めに、本町におきましては大和町地域水田農業推進協議会から特別栽培米助成といたしまして、JAS規格のCタイプ、宮城県の臨床米JAあさひな郷の有機を施用をしました米を栽培する各経営体に対しまして、10アール当たり4,000円を助成して

いるところでございます。この助成は、宮城米の品質向上や売れる米づくりを目的といたしまして、平成19年度から平成21年度までの3カ年限定で10アール当たり5,000円を助成したことが始まりでございましたが、あさひな農協等からの強い要望によりまして、増大する作付面積に対して財源の許す範囲において、平成22年からは10アール当たり3,000円の助成を行ってまいりました。平成26年度からは、あさひな農協管内の町村道をピックアップして、助成単価が低いとのことから、10アール当たり4,000円を助成して現在に至っております。

国の環境保全型農業直接支払交付金は、平成23年度から始まったもので、有機農業を含む環境保全型農業は、慣行農法と比較して自然環境の保全、自然循環機能の維持増進に高い効果を有している農法であることから、意欲ある農業者による取り組みを支援する制度であります。

本町でのこの制度の導入につきましては、昨年12月に東北農政局と県農産園芸環境課及びJAあさひなで協議を行ったところ、郷の有機の堆肥、稲わら堆肥以外ということで、この堆肥の施用が該当することが確認されたものでございますが、対象は自治体や農協等以外の組織が事業主体となり、組織の構成員の作付面積に限定されることから、今年度はJAあさひな水稻部会が事業主体となり取り組んでいるところでございます。

交付金の内訳は、国が2分の1、県と町が4分の1ずつの負担で10アール当たり2,200円が満額となっておりますが、国の予算の範囲内での交付となりますことから、満額交付にはこれまで至っていないのが実情でございます。

町では、環境保全型農業直接支払交付金を特別栽培米助成の財源として活用して、今年度においても、10アール当たり4,000円を助成したいと考えておりまして、来年度においても同様の金額でお願いしたいと思っております。

議長（馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

ご答弁いただいたところでございます。ほかの市町村と比べますと、富谷市が4,320円です。大郷町がちょっと低くて2,500円、まだ検討中、これから上乘せ協議中ということでございます。大衡村は4,000円を今出しているところでございます。

どうしてこの質問をしたかということ、現在特栽培は大和町管内で約300町歩ですか、

やっているところでございます。その中で水田組織協議会でしたか、水田協に登録している方たちが70町歩というふうに私は伺ってきました。対象になるのはその70町歩の方々ということで、今答弁いただいたとおり、マックス2,200円です。マックスは2,200円ですが、恐らく手挙げ方式というか、枠決まっている手挙げた人たちがどんどんとっていくという格好だと思いますので、もちろん答弁あったとおり、2,200円は来ないと思うんですけども、ただ幾らかは70町歩に対して国が半分、県が4分の1、町が2分の1で来るはずなんですよね。今年度も来ると思います。多分やっていますからね。その中で、私が聞いたところだと、その分70町歩の方々上乘せしてくれというふうにもお話があったということで、私はちょっとそこは違っていて、300町歩のうちの70町歩の人たちだけがもらうのはちょっと私は違うのかなと思って、私もお話をさせていただいて、300町歩の皆さんがある程度上乘せしてもらうのが一番いいんでないのですかと、それが一番いいですよというお話もさせていただいたところでございます。

今回、多分助成金は入ってきますよね。その辺ちょっと答弁いただければ。金額はいい、わからない。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
70町歩の部分については入ってくるというふうに、金額はわかりません。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

であるならば、もう今年度は何かもう既に4,000円は4,000円で終わっているというお話だったので、私の質問の中では来年度から手挙げ方式ですので、もう少し早目にあとはもう人数をふやして、その努力は多分JAさんがするんだと思いますけれども、面積をふやして、助成金をたくさんもらえるようにして、300町歩、もちろんもっとふえるのかもしれませんが、分配をしてやはり4,320円までは何とか出してあげてあげるべきではないのかなと、私は思いますけれども、町長はいかがでしょう。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
濟みません、分配をしてという意味がちょっと今わからないのですけれども、国から来た金をみんなにやるということですか。（「やるというか……」の声あり）ちょっと濟みません、そこがちょっとわからないのでお答えできなくて申しわけないです。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）  
要は70町歩分助成の対象になりますと、なりますよね。ということはその分国から入ってきますよね。それがどこに入るのかはわからないです、JAに入るのかちょっと、多分違うと思うんですけれども、その分を300町歩の特裁米をつくって、要は浮いた分、国から来て浮いた分を、それを4,320円にする原資じゃないんですけれども、足しにしたらいんじゃないかと私は思いますという質問です。おわかりですか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
この制度的には難しいんだと思いますね。そういう制度でその方に行くお金ですので、それを一旦どこかでプールして、みんなで、例えばこの人たちがもらったお金をみんなで分けようという、非常にすばらしい発想だと思いますけれども、制度的にはちょっと難しいのかなと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

ちょっと余り、いいです。制度的にそういう性質のもので組まないと、要はもらえないという補助金なんですよ。ですけれども、今回この補助金をもらうに当たって、いろいろ多分町にも相談があったんだと思います。そのときに、多分つくっている皆さんから要望があったのは、ある程度上乗せをつくっている70町歩の方たちが、俺たちもらっているんだから、その分上乘せしてけろという声が少しあったんだと思います。ただ、私もそこはちょっと、うんと思ったので、今回そういう質問をさせていただいたところでございますので、いずれにしろ来年度、私来年度の質問をしていますから、来年度に向けての質問をしていますから、来年度4,320円、町長、今の答弁ですとその助成金は無理だろうというお考えですから、来年度について例えば4,320円にするお考えというのはありませんか。助成金抜きですよ。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
本年度、来年度というのは制度が制度ですので、来年度制度が変わるということでもないと思いますので、使い方については、融通といいますか、それはちょっと難しいんだと思いますが、なおいろいろ研究してみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)  
いずれ来年度から本当に農政変わってきますので、いろいろ研究をされて、もちろん私たちもいろいろ助成金等々も勉強しながら、いろいろな提案をしていきたいと思いますので、今後とも農業者の方たちがなるべくやめないように、耕作放棄地がふえないように、思いはそこですから、そこに向けて今後ともご努力、ご検討をいただくことをご祈念して、一般質問を終わります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後4時06分 休憩

午後4時16分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、会議時間の延長についてお諮りをします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。1番千坂博行君。

1番 (千坂博行君)

それでは、通告に従い私から1件質問させていただきます。

森の学び舎や嘉太神校舎、難波校舎の利活用についてお伺いします。

現在、森の学び舎については、宮城県肢体不自由児協会が十数年来にわたり使用していただいています。また、山岳救助の拠点にもなっています。以前の施設も以前は小学校分校であり、校舎新築の際は補助金を利用しております。鉄筋コンクリートづくりのため、処分制限期間は60年であり、今後も20年以上も維持が必要であり、現状の利用状況と今後を含め利活用についてお伺いいたします。

議長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、森の学び舎や嘉太神校舎、難波校舎の利活用についてのご質問にお答えします。

森の学び舎では、一般社団法人宮城県肢体不自由児協会が主催、参加者がともに楽しい集団生活を送り、正しい相互理解のもとに強く成長することを願って、きぼっこキャンプが毎年実施されております。

平成28年度のきぼっこキャンプは、5月から8月の間にボランティア研修からキャンプまで、19日間、延べ387人に利用いただいております。このほかには、毎年の利用ではございませんが、宮城県高等学校体育連盟登山専門部や、宮城県山岳遭難防止対策協議会での研修会でも利用いただいております。遭難事故が発生した際には、本部の設置も考えられます。

嘉太神校舎、難波校舎は、人づくりプロジェクト事業の一環として、平成28年度から林間教育で活用しています。林間教育は、自然の中で学習、活動、交流を通し、児童の夢と希望と志を育むことを目的としておりまして、宮床小学校、吉田小学校、鶴巣小学校、落合小学校の4校が事業主体となっております。

林間教育の実施に当たりましては、4校連絡協議会を開催し、各小学校で計画を策定しております。昨年度の林間教育での利用回数は、嘉太神校舎は6回、難波校舎は8回となっております。各学校の利用状況は、宮床小学校は全学年で利用しており、周辺道路での自然探索、川の観察、宮床6地蔵と沢の見学の内容で、延べ105名、吉田小学校では1年生から3年生で利用しており、木材に触れ、木のおもちゃ遊び、広葉樹と針葉樹の比較、地域の産業を調べる活動、葉っぱの色や昆虫等の生き物の観察、巣箱づくりや竹を利用したけん玉づくりの内容で、延べ64名。鶴巣小学校では全学年で利用しておりまして、自然探索ゲーム、観察日記作成、秋探しのグループ活動、交流遊びの内容で96名。落合小学校では1年生、2年生、4年生、6年生で利用しており、自然観察で草花の観察、採集、自然散策で秋が深まる様子と動植物の様子の観察、地層調査で地層に含まれるものの観察、落合との土地の様子の違いの比較の内容で、延べ49名が利用いたしました。今年度は、利用回数を各校5回ずつにふやし、嘉太神校舎は7回、難波校舎は13回の校外活動を計画しております。

今後も林間教育での活用を図ってまいります。また、ことしから新たに4校の6年生が一堂に会した交流教室を各2回ずつ実施することとしており、小規模校の交流を図ってまいります。

林間教育は、平成28年度から取り組んでいる事業ですが、今後もよりよい林間教育となるよう、教育委員会と学校が相談しながら、事業を進めることといたしております。以上です。

議長（馬場久雄君）

千坂博行君。



1 番 (千坂博行君)

それでは、再質問をさせていただきます。

私の質問の中で、今後約20年以上維持が必要であるというふうな中で、使い方としては昨年度と同様、嘉太神、難波校舎については学校教育施設ということで使われると。森の学び舎については、同じように肢体不自由児協会とキャンプ等で使うということで、今後20年はあると思うんですが、その辺は何かしら都合、状況が変わらない限り、このまま使われ、同じような使い方をされるのか、確認したいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおり、嘉太神と難波につきましては、学校の林間学校といいますか、校舎という形で、学校のフィールドワークという中で使っております。事情がいろいろ変わってくれば、それはまたこのままずっと必ずしもやるというものでは、どちらの施設にしても、それは当然だというふうに思っておりますが、現在こういった形で利用しておりますので、現在のところは教育委員会と相談して、こういった形の利用、あるいは森の学び舎につきましても、現在の利用のほうを基本として考えていきたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

今後、もちろん嘉太神校舎、難波校舎では昨年度から教育施設ということで、使い始めたということもあるので、すぐ変わるとは私も思いませんが、そういう使い方をするという答弁でした。8月22日に、社会文教常任委員会で施設を訪問して、見学をさせていただきました。たまたま森の学び舎できぼっこキャンプをやっておられまして、児童さんとあとはボランティアの方ですね、来ておりました。いろいろお話を聞いたんですが、ごみの処理ですとか、町のほうでも随分便宜を図ってもらっているということで、喜んで使っていらしたという状況でありました。ただ、いろいろ施設的には今回、ことしは冷夏だったんですけれども、網戸がないということで自分たちで

仮設の網戸をつけながら、キャンプをしておりました。また、トイレなんです、車椅子でのご利用だということでしたので、和式のトイレしかないということで、洋式のポータブルトイレを2基設置して使っていたという状況でもありました。あとは、たまたまタイミング的にはお風呂に行くというお話もありまして、ひだまりのほうにバスで行かれるというお話なんか聞きながら、ここ十数年使わせてもらっていますというお話がされました。

行く道中には、嘉太神校舎がありまして、そちらも見学させてもらいました。こちらの築年数でいうと五、六年、そんなに変わらないんですが、立地がいいのか随分新しく見えるというようなところで、28年度からの教育施設ということで活用されるということで、トイレの改修ですね、昨年されているということで、1つしかなかった男女兼用のトイレを男女別にして、水洗トイレにもなっております。その中で、どうしてきぼっこキャンプですか、こっちのほうでできないんですかというお話を聞いたんですが、学校教育施設だということで、体育館、校舎、校庭は使えますが、教室はちょっと使えないということだったのですが、使い方がいろいろあると思うんですが、そこまでしてご利用してもらっている方々に、もうちょっと幅を広くして開放して使ってもらえるような施設というのは、今後考えいろいろ発展していくということはないのか、お伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話しのとおり嘉太神と難波につきましては、学校施設でございます。役所なので、法律上と申しますか、そういった形のものでございます。グラウンドと体育館については、一般貸し出しができるんですが、教室はできないということで目をつぶって、つぶってつぶれないわけではないのですが、つぶりたいような気がしますが。制度上はそういうふうになっているということでございますので。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

つぶって、つぶってつぶれないわけではないということで、大丈夫なのであればつぶっていただきたいとは思いますが、例えば嘉太神分校ですと、28年度の運営費が内訳ありましてトータルで100万円ちょっとぐらいですか、ざっとかかっています。あとは、森の学び舎ですと70万円ちょっと、あとは難波のほうも大体同じぐらいというふうに、年間そのぐらいかかっていると。そういう中で、昨年度始まった事業なのですが、トータルで4校で14回と使用になっていると。今回はふやしたということで20回ということで、この金額に対して随分もったいない使い方をしているんじゃないかなというふうに感じるのは私だけではないと思うのですが、そういう意味でもほかの利用というのは拡張するというお考えございませんでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

利用率を上げるといいますか、そういったことは私も使ってもらえれば大変ありがたいというふうに思います。学校のほうでは今、年間カリキュラムの中でやりますので、あと移動もありますから、学校の授業としてこれ以上どんどんふやすというのはなかなか難しい部分があるんだというふうに思っております。それ以外での利用の方法という形になりますと、やっぱり制限がありますが、どういったことができるか、体育館とグラウンドであれば一般開放ができるということでございますので、そこを利用するという、あるいは制度の中でどういった動きができるのか。この辺についてはいろいろ工夫して、幾らでも使えるような工夫は考えてもらいたいと思います。

ただ、制度がどうしてもその辺にありますので、そこでどういったものができるかということ、皆さんからもいろいろご意見いただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

千坂博行君。

1 番 （千坂博行君）

制度の問題もあるということですので、そこはちょっといろいろと調べていただくしかないとは思いますが、森の学び舎もさっき網戸がないとか、あとはトイレの間

題なんかもありましたが、中に入ってみますと、雨漏りしたような跡なんかもありまして、今後20年の間には修繕費等々、これ以上にかかってくるものもあるのかなと思っております。使い方としてはキャンプ等でも今使ってもらっていますが、遭難の際の本部の設置等々、重要な役割もあるとは思いますが、人がそこでキャンプをするのと、しないのでは管理の仕方も違ってくるのかなと思っておりますので、経費、費用の配分にも変わってくると思いますし、ぜひ使い方というところでは税金使われていますので、町民の皆さん、こういう使い方でもいいのかなというふうな、首をひねられるようなことじゃなくて、いろいろ、ああ、こういうふうに使っているんだなというふうに言われるような使い方をしていただきたいと思っております。最後に町長、一言お願いします。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
おっしゃるとおり、せつかくの施設でもありますし、税金も使わせてもらっております。誰から、皆さんから見て納得できる使い方といたしますか、そういった形のものに、なお努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)  
千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)  
以上で、私の一般質問を終わりにします。

議 長 (馬場久雄君)  
以上で千坂博行君の一般質問を終わります。  
続きまして、10番今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)  
皆さん大分お疲れになったかと思っております。できれば5時までには終わるように努力したいというふうに思います。

私は、2件5要旨になりますが、質問させていただきます。

まず、1点目であります。これ先ほどの千坂議員の続きみたくになりますが、1つは閉校後の宮床小学校旧難波分校をリニューアルし、体験交流観光などの場として有効活用を図ってはという提案であります。

難波分校は、地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学び舎成長を支え、学校を核とした地域づくりとしての役割を担ってきたということで、昨年3月に140年の学校としての歴史を閉じたところであります。その中で、現在は先ほどもありましたように、林間教室としての利用ということで位置づけられて現在利用されているのが1点と、それから難波地区のコミュニティーを高める施設として、地区内で利用されていると、活用されているということであります。構成については先ほどありましたように、鉄筋コンクリートづくりで、立地としては中山間地にあり、ご案内のように周辺には保安公園などが整備されている状況にあります。

そこで、1つは現在の校舎の利用状況についてお伺いしたいと思います。

2点目、校舎の立地する難波地域の特性、周辺環境、住民ニーズを踏まえた今後の有効活用に向け、利用範囲の拡充を図る考えはないかお伺いします。

3点目は、校舎は教室のほか、給食用の調理室、屋内運動場などを活用し、教室を宿泊施設に整備するなどして、改修を行って新たな地域の社会的機能の喪失とか、活性化を図るための体験交流型の施設にリニューアル整備してはということで、3点についてお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、難波校舎の現在までの利用状況についてでございますけれども、先ほどの千坂議員さんと重複する部分がございます。申しわけございませんがよろしくお願ひします。

平成28年度の林間教育での利用状況は、宮床小学校、鶴巣小学校、落合小学校の3校で延べ8回となっております。

林間教育の実施に当たりましては、4校連絡協議会を開催いたしまして、各小学校で計画を策定しております。各学校の利用状況は宮床小学校は全学年で利用してございまして、周辺道路での自然探索、川の観察、宮床6地蔵と沢の見学の内容で、延べ

105人。鶴巣小学校では全学年で利用しておりまして、自然探索ゲーム、観察日記作成、秋探しのグループ活動、交流遊びの内容で延べ96名。落合小学校では1年、2年、4年生で利用しておりまして、自然観察で草花の観察、採集、自然散策で秋が深まる様子と動植物の様子の観察の内容で、延べ33名が利用しております。また、今年度から新たに宮床小学校、吉田小学校、鶴巣小学校、落合小学校の4校の6年生が一堂に会した交流教室を各2回ずつ実施することとしており、小規模校の交流を図ってまいります。

難波地区での利用では、町民運動会の練習、地区球技大会の練習、長寿会でのグラウンドゴルフ、地区敬老会など延べ25回の利用状況となっております。今年度は、難波神楽保存会での神楽練習の場としても利用いただいております。今後も、地域住民のニーズに応えながら、利用の拡充に努めてまいります。

次に、有効活用に向けた利用範囲の拡充と、難波校舎を宿泊施設に整備し、体験交流型の施設へのリニューアル整備について、お答えいたします。

七ツ森湖畔公園は、お花見から水遊び、芋煮会、自然遊歩道の散策など年間を通して多くの観光客が訪れる観光地となっております。

体験交流型施設へのリニューアル整備のご提案でございますが、周辺の体験観光施設としましては、七ツ森陶芸体験館が整備されており、自分だけの焼き物づくりを体験することができます。また、七ツ森ふれあいの里には、七ツ森湖を望む高台にバンガローやテントサイトがありまして、宿泊、日帰りのどちらでも利用できる施設が完備されております。また、滝ノ原温泉や、台ヶ森温泉には宿泊施設もあり、宿泊希望の観光客のご要望にお応えできていると考えております。

したがいまして、現時点では難波校舎は今後も林間教室での利用と地区民のスポーツ活動や文化活動など、地域住民の各種活動の場として活用してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

それでは、再質問させていただきますが、まずただいまご答弁いただいた関係で、内容についてお伺いしたいと思います。

1つは、宮床小学校の利用の中で、周辺道路での自然探索、川の観察、宮床6地蔵

と沢の見学ということではありますが、これは具体的に難波校舎というんですか、難波校舎を利用しての活動内容になるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
具体的な内容としましては、教育長のほうからお答えします。

議 長 （馬場久雄君）  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）  
ただいまのご質問にお答えをしたいと思うんですが、難波校舎をベースとしまして、そして地域に出での活動というふうになります。子供たちが活動スタート時点で集まったり、お昼を食べたり、あとはまとめの反省会をしたり、そんな活動をする場として活用している状況があります。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）  
そうしますと、鶴巣小学校とか落合小学校も同様というふうに捉えてよろしいんですかね。ここに回答あったわけではありますが。

議 長 （馬場久雄君）  
答え要りますか。

1 0 番 （今野善行君）  
いや、同じ、大体あれですか。それから、今年度から始まったこの4校の6年生の交流の関係ではありますが、具体的にちょっと内容が見えないのでありますが、どういう活動をされたのか、あるいはこれからするのか、内容についてお伺いしたいと思

ます。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
その内容につきましても、教育長のほうからご答弁いたします。

議 長 (馬場久雄君)  
教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)  
4校交流の事業ですけれども、これについては今年度吉岡小学校のほうに松島の野外活動センターから来た教頭先生がいらっしゃいまして、その先生を講師にして、パンづくりと一緒に、竹などにくるくる巻いて、バームクーヘンですかね、あんなふうにして1回目やったと報告を受けております。今後もまた工夫しながらやるんだろうと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)  
そういう利用はされているということで、それは継続してといいますか、活用するという意味では非常にいいことだと思いますので、続けていただければというふうに思います。

それで、校舎の利用の拡充の関係であります。難波校舎についても先ほど千坂議員の答弁と同じように、制度的な問題でもう少し拡充ができないという意味なんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

そのとおりで、難波分校につきましても校舎の扱いになっておりますので、貸し出しができるのにつきましては、校庭、体育館というのが原則でございます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

校舎の利用について、全国的に5,800ほどの廃校があるという文科省のデータがあるようでありますが、そのうち約7割が再利用といますかされているようでございます。ただ、これから再利用する上で、先ほど千坂議員もおっしゃっていましたが、要するにある意味鉄筋コンクリートづくりでこれから20年大体難波分校が同じぐらい、37年ぐらい経過しているんですかね。20年以上使っていけるという施設になっていくかと思うのでありますが、そういう意味では先ほど報告あったような利用をさらに拡充して、体験交流型、さっきパンづくりのお話もあったわけでありましてけれども、いろんな形で利用するために、文科省でも用途の変更というんですか、目的、校舎以外のものに使っていく際の緩和措置が大分とられているようであります。これまでの中では、用途変更について申請で却下されたのはほとんどないという報告があるようでありますので、目的を変更して承認をいただいてそれをリニューアルして利用していくということも必要ではないかというふうに思うのでありますが、そういう考え方はないかどうかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

文科省のほうの制度が少し緩くなったといますか、違った使い方も認められるようになってきていると聞いております。それにつきましては、例えば福祉とか、目的がはっきりしていて、文科省が認めたものというふうになると思います。それ以外であれば、補助金を返すとか、そういった形にすれば全く違った使い方も可能だというふうに思います。現在は、難波とこの2つの校舎につきましては、嘉太神ですね、これにつきまして学校のほうで林間学校としてそういった施設として使うという目的を

持ってとりかかっておりましたので、現在はそういった使い方になっておるとい  
とです。

また違った目的、活動が違ってくれば違った活動ということもあると思いますが、  
今現在は学校のほうで教育施設として使うという形でございますので、その目的の中  
で利用しているという考えであります。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

学校のほうでというお話であります。両立といいますか、施設の回転率を上げる  
には、もう少し利用の範囲が広がるような施設としてやるべきじゃないかなと思  
うんですね。せっきくの施設でありますので、それを有効に活用する、守備範囲とい  
いますか、利用の範囲を広げていくことも大事じゃないかなと思うんですね。冒頭でち  
よっと申し上げましたように、立地条件としては非常にいいところではないかと。仙  
台圏に近いところでもありますし、中山間地という特性もありますし、近くには南川  
ダム周辺の公園も整備されているということで、いろんな使い方が広がっていくん  
ではないかなというのが1つありますし、それからきょう最初の千坂裕春議員のとき  
にも町長がおっしゃったように、宮城県としても観光交流といいますか、そういう取  
組みを重視していくんだというお話があったわけですが、そういう全体の今の状  
況ですか、それを踏まえてやっぱり有効活用していくということができないのかど  
うか、来年からすぐということじゃなくて、あるいは文科省に出した校舎の利用に  
ついての申請とか、そういうのがあるのかどうかわかりませんが、そういう変更の  
手続についてさらなる期間を要するのかどうか、教育長のほうになるんですかね、  
その辺はあれば伺いたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この校舎につきましては、さっき千坂議員さんにもお話を申し上げたところでござ  
いますが、現在はそういった使い方をやっているということです。これは将来までず

っとやるのかということになれば、それは学校の利用の関係とかが変わってくることもありましょうし、そういったときに利活用についてはまたそのとき考えなきゃないというふうに思っています。現在は、あくまで学校施設としまして活用するというところで、実際利用してあるわけでございますので、この子供たちの環境という部分で林間学校の環境という部分で大切な施設ということで、現在はこういう形でやっていきたいというふうに思っております。ずっと将来はといったときには、さっき千坂議員さんが言いましたが、必ずしもずっとやっていくということではなく、利用回数ももちろんあるわけですが、子供たちが利用するということについては、大事な施設だというふうに現在は思っております。

議 長 （馬場久雄君）  
今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

大事な施設として学校教育の一環として、林間教育ということでもありますけれども、もし本当に林間教育の施設として利用していくとすれば、こっちのほうをもっと広く利用できるのではないかなと思うんですね。1つはさっきは宮床、吉田、鶴巣、落合のこの4校という話であります。むしろそういう自然とのふれあいが少ない小野小学校とか、吉岡小学校の子供たちが利用できるようなことも考えるべきじゃないかなというふうに思うんです。林間教育であれば、宮城県に森林インストラクターですか、そういう方もいらっしゃいますし、いろんな教育、さっきパンづくりのお話もあつたんですが、いろんな野外で活動ができる指導者、そういう人たちも大分宮城県内にもいらっしゃるようなので、そういう人たちも活用していくとすれば、もっともっと広くできるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の活用の仕方について、どうかお伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

学校それぞれの事情があるわけでございますけれども、その辺につきましては、考え方、教育長のほうから申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず、最初にこの林間教育というふうなことを発祥したのは、私が来た当時、どんどん子供が減少するんだと話を聞いて、町としては子育て支援住宅を考えていると、そうすれば教育委員会ですること何だろうと、そのとき考えたのが自然豊かな中で子供たちが生活できますよというふうなことをまず前面に出して、子供たちがそこに住み着くような、地域の方が住み着くようなそんな地域にしたいと。そして、嘉太神分校にあった小瓶を出すと同時に、難波分校が閉校になったと、28年からじゃあ一斉にスタートしようということで始まったのがスタートだったわけです。ただ、今町長が話したとおり、いろんな利活用もあるだろうということで、今年度については現在小野小学校の校長と、吉岡小の校長に、来年度嘉太神校舎と難波校舎を使って、どの学年でどんな活動が可能か、検討するようにお話をしておりますので、現在進めている状況にあります。以上です。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

今教育長のほうから前向きなご回答をいただいたわけでありましたが、そういうふうにご利用を上げようとするのは幾らでもできると思うんですね。それから、もう一つは3点目の質問になるんですが、施設のリニューアルといたしますか、言ってみれば内容といたしますか、それを転換していってみれば、リノベーションをして活用の範囲を広げると。いろんな先進事例といたしますか、それを調べてみますと例えばいろんな小中校生の合宿に使うとか、そういうことも可能になってくると。そういうあるところでは、町内の人と町外の人が利用する場合の利用料に差をつけるとかしてやっているようでありましてけれども、そういう町外の人との交流といたしますか、大和町の立地を知ってもらう機会にもなるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そういう意味で体験型交流施設としてのリノベーションをしてはどうかなというの

が提案なんでありますが、さっき町長からありましたように、当面はという話でありますけれども、いずれ人口減の話も先ほど来出ているわけでありますが、そういうことも含めて、ぜひこの辺について検討いただきたいというふうに思いますし、難波地区の人たちのお話を聞いても、もう少し活用の話を聞いております。さっきも申し上げたように、聞いた話では高校生が来ていたときの合宿に使えばいいねという話もされておりますし、何かそういうことがあるとすれば、もっと思い切ってそれこそ用途の変更承認申請をして、将来的に交流人口もふえるような形にしていだければいいのかというふうに思います。

難波の地区の人たちも今戸数的には八十何戸あるんですかね、それに住んでいる方が200人ぐらいいるんですかね。そういう場所でもありますから、地域を知ってもらい、あるいは体験型の中では地域の人たちの林業にかかわっている人もおりますし、それから農業をやっている人もいるわけでありますから、その中で体験をしてもらうということも1つの都心の人たちとの子供たちとの利用してもらうことによって、地域を知ってもらい、あるいは農業の現状を知ってもらい、そういう機会になるのではないかなというふうに思いますので、将来方向に向けての町長の考えをお伺いできればと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、今野議員お話しのような、そういった活動といいますか、大切なことだと思っておりますし、そういった形で地域の活性化とか図っていくということは、当然大事な取り組みになっていくんだというふうに思っております。今すぐということではなくてというお話で、今現在はどうしても学校関係のものがあるのですが、こういった施設だけではなくて、大切な地域でございますので、そういったこともどんどん取り入れた中で活性化を図っていく、将来的にそういったことはぜひ必要だというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

ぜひ近い将来にそういう検討をしていただいで、青写真をつくっていただければいいのかなというふうに思います。

それから、最後にこれに関して、先ほどこの部分は私の質問の中に入っていないんですが、森の学び舎、嘉太神分校のお話もありました。旧升沢分校については、いわば王城寺原演習場の絡みで升沢分校も廃校になったということもあるのではないかなと思うんですが、ここは全くわからなくて、さっき升沢分校の雨漏りのお話とか、あるいは施設の不備のお話があったわけでありすけれども、升沢分校を廃止というんですか、全く廃止して解体して、嘉太神分校に機能を統合するとか、そういうことができないのかどうか、ある意味さっき管理運営費のお話もあったんですけれども、そういうふうにして合理化といいますか、そういうことができないかとちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員今おっしゃっているのは、1つを廃止にして、合理化、統合みたいな感じにという意味でしょうかね。ちょっと正式には調べてみないとわかりませんが、両方校舎として使っていて、それを1つにするということであれば、そういったことも考えられるのかなという思いもございす。今は、校舎という形ではありますけれども、常にはいない状況の建物になっておりますので、その辺について調べてみないとわからないところがあります、申しわけございせん。調べてみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

その辺も管理施設を減らすというのが1つの手だと思いますので、もし升沢分校のそういう状況で修繕費等がふえていくのであれば、そういうこともひとつ検討していただければというふうに思うところございす。

それでは、2問目に入りたいと思います。宮床中学校にも吹奏楽ができる環境整備

ということで、以前にも質問させていただきましたが、昨年3月に質問した件であります。宮床中学校の生徒は年々ふえてきているのはご案内のとおりであります。その対応として、校舎の大規模改修にも取り組んでもらっているところでもあります。そういう中で、大和中学校には吹奏楽にかかわる楽器等がある程度整備されているようでございますが、町内に2校しかない中学校の中で、一方にはそういう環境が整えられていないという宮床中学校の状況であります。ある意味、こういう言い方が正しいのかどうかわかりませんが、教育を受ける公平性に欠けるのではないかというふうにも思われるところがございます。

そこで、前回質問から1年半ほど経過しているわけではありますが、宮床中学校における吹奏楽の整備に係る現状と課題について、お伺いしたいと思います。

2点目、整備に係る資金について、ふるさと納税による基金も年々増加しているようであります。現在2,000万円を超える基金にもなっておりまして、その中で人について豊かな心を育む学習のまちづくり事業の目的も入っているようであります。その運用の一環として、この吹奏楽の環境整備に充当して整備する考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、次に吹奏楽の整備に関するご質問にお答えをいたします。

部活動につきましては、興味関心を持つ生徒の自発的参加を基本に組織され、顧問教師の指導のもとに、その興味関心を集団的に追求する自主的活動です。そのため、学校が計画をし、その責任のもとに行われるものであり、部活動を通して個性の伸長を図り、集団構成員としての資質を養い、健全な生活態度を育成することが期待されております。

また、中学校学習指導要領総則には、生徒の自主的、自発的な参加によって行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図れるよう留意することと、教育課程との関連が明確になりました。

宮床中学校の部活動につきましては、近年の生徒数の増加に伴い、生徒と教職員で検討を行い、保護者の理解を得ながら、部活動を設置してまいりました。現在は、8

つの運動部、2つの文化部で構成され、各部一、二名の顧問教師のもと、積極的に活動をしております。今年度の富谷黒川地区中学校総合体育大会では、ソフトテニス女子が優勝、柔道女子が優勝、柔道男子が準優勝、卓球女子が準優勝、バレーボール女子が第3位の成績を得ており、生徒がそれぞれの部活動に熱心に取り組んだ結果だと考えております。

今野議員のご質問にあります吹奏楽の整備につきましては、平成28年3月議会でも答弁いたしました。学校において部活動設置についての総合的な検討が必要であり、現在の部活動の活性化、安全対策、環境整備の充実を図ることが大事と考えております。そのため、吹奏楽に限らず、部の新設については生徒、教員からの要望があった場合、学校において総合的に判断されるべきものと考えております。

学校において総合的に検討された結果として、条件整備、環境整備の必要性を学校が判断したときには、町として学校の意向に沿って対応していきたいと考えております。

ふるさと応援基金の活用につきましては、吹奏楽部新設の際の楽器の購入に限らず、豊かな心を育む学習のまちづくり事業に要する財源として、財政当局と相談しながら、必要な時期に効果的な活用を考えてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

ちょっと私がお伺いといいますか、質問の中でいい書きぶりといいますか、の中で今教育長のご答弁あった中で、吹奏楽部というんですか、それは部活動の一環というのは私もわかっていて、部活動に対する教育的な資金の投入といいますか、直接必ずしも必要でないということは、理解できるのでありますが、ただ吹奏楽部を構成するとなると、多額の資金が必要になるんだろうというふうに思います。単純にいろんな楽器の状況を見ても、1セットといいますか、やっても四、五百万円くらいかかるんですかね、そういう資金が必要になるようでありまして、当然ご答弁にあったように指導者も必要になるんだろうというふうに思います。

いろんな機会に宮床中学校の生徒さんとか、あるいは父兄の方とお話ししていると、やっぱり宮床中学校にもそういう吹奏楽ができる設備が欲しいねと、あるいはやりたい子供もいるようだということと、それから生徒さんがふえて、30年からですか、校舎も教室もふえて稼働していくというふうになると思うんですが、ある意味近



い将来そういうふうにな生徒数がふえていって、当然前に校長先生と話したときにも、部活動のことは考えなくちゃないと、吹奏楽と言わなかったんですけども、そういうふうになるという状況でありますので、それも踏まえて今のうちからぜひ検討して、環境整備ができればなというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

議員さん重々ご承知の上での質問かと思うんですが、確かに吹奏楽部をつくる時、ちょっと調べてみたんですが、例えば25名の子供がいたときに、自分で持つ金管楽器とか、ほかの木管がありますけれども、それ以外に脇に置くような楽器も含めると、大体25種目で35台くらい欲しいようなことなんですね。それをトータルしますと、これはランクから言うと下から2番目のランクで計算してもらったんですが、大体900万円くらい、ただ、新しく部をつくったときには1年から順に入ってきますから、そう多くはないと思うんですね。ですから、練習を始める段階ですので、これほどは必要ないと思うんですが、それくらいの予算は必要だということを一応調べてみました。

それで、先ほどから言っておりますけれども、校長先生ともお話をしたんですけども、確かに同窓会総会の折に質問があったんですけど。そのときに吹奏楽に限らず、もうじき生徒がふえますから、順次部活の検討に入る必要があるというお答えをいたしましたと、そのときにはぜひ教育委員会と相談しますので、よろしくとありましたので、わかりましたという返事をしておきましたので、よろしく願います。

議 長 （馬場久雄君）

今野善行君。

1 0 番 （今野善行君）

私が調べた倍ぐらいの予算が必要だということではありますが、同窓会総会に私も出席しておりまして、今申し上げたとおりではありますが、いずれこの間自衛隊のサマーコンサートですか、26日に私も見学をさせていただきました。あれで見ていると、やっぱり自衛隊の演奏者の方と大和中学校の生徒の方が一緒にやって、あれでいろいろ

ろ子供たちの歓声といいですか、そういうのを見ていて感じるんですけども、ふくらむといいですか、そういう期待もありますし、昨年3月のときにお話ししましたように、音楽の効能というのも本当にいっぱいあって、それこそ動物も植物も音楽を聞かせることによって、おいしいものができたり、うまく成長したりというものもあるくらいでありますから、人の場合はなおさらいわんやのことかというふうに思います。

そういう意味で、ぜひ宮床中学校にも吹奏楽ができる環境整備を早急に検討していただければ非常に子供たちも喜ぶのではないかなというふうに思いますので、最後に一言お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

今のお話、昨年もお聞きしたし、私も自衛隊と大和中学校の一緒に演奏会ずっと見ておまして、よさというのは十分感じております。ただ、議員さんにご理解いただきたいことなのですが、部活をつくるというのは学校を管理する校長であれば、部活をつくるときには頭の隅に廃部も考えるんですね。つくればある時期ある部をなくすことも出てくるだろうということもあります。つくったり、廃部にするときには、年数を要します。声が上がりましたからすぐではなくて、じゃあどの部をつくる方がいいんだろうかということを検討を始めます。ですから、検討を始めて1年後にできることは少ないと思います。2年、3年かかりながらやりますから多分校長先生は早速来年からでも検討をというふうな言葉を出したと思うんです。ですから、我々も今準備するのではなくて、準備状況、学校の状況を見ながら、順次対応したいなと思います。

ただ、もう1点は、部活をつくるときに例えば現在宮床中学校では、野球部が10名ですかね、新人戦もぎりぎりだと。サッカー一部はメンバーが足りない状況があります。以前は女子ソフトボールも不足した状況がありました。そのように、子供たちは自分たちの部がこの先大会に出られるのだろうかという心配があります。そのために、4月の仮入部のときに何人自分たちの部に仮入部をするか、非常に敏感になります。それによって中総体はいいんだけど、新人戦は出られないというふうになります。ですから、その辺全てを考えながら校長先生方は準備をしますので、その辺もあわせてご理解をいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)  
今野善行君。

1 0 番 (今野善行君)

その辺は十二分に理解できるところだというふうに思います。ぜひ時間のかかることであればなおのこと、早く検討いただいて、先生方なりにはいろいろご苦勞をかけることになるかと思うんでありますが、よろしくお願ひしたいと申します。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと申します。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後5時17分 延 会